麗な色彩があつた、こゝに圖する花鳥の如きも抱一の傑作であるだけに、精選な顏料をつかつてある、品致の高雅と輕妙な筆つきと、すぐれた意匠とは、全幅をして抱一獨得の壯麗な作品として完成せしめた、

三三二　山水圖（谷文晁筆）

文晁は精力卓抜で、廣く諸派にわたつて學び、また旅行を好んで足跡日本諸州に及んでゐる、健腕で筆力は縱橫、まことに驚嘆すべきものがある、概して文政以前の作には精細のが多く、天保年間のは豪放なのが多い、この山水圖は晩年の作にかゝり、胸臆に任せて縱橫揮灑した鉅匠の不思議な腕力を窺ふよすがとなる、

三三三　于公高門圖（渡邊崋山筆）

渡邊崋山の畫は世に多く傳はつてゐるが、傑作とせらるゝは盧生邯鄲夢裏圖、千山萬水圖の外、こゝにのする于公高門圖等を數へらる、于公高門は漢代に於ける著名な物語で、隱德陽報の物語がある、崋山の此圖をかいたは蟄居當時で、曾つて入獄の折に厚い恩誼をうけた事のある與力に對して禮心に贈つたものである、原本は高さ五尺二寸二分横一尺六寸八分のものである、

三三四　高輪風景圖（司馬江漢筆）

司馬江漢の油繪は平賀鳩溪の系統をうけてゐる、其油繪作品中有名なものゝ中にも高輪圖はもつとゆるされてゐる、寛政九年十月の作品である、前年に七里濱の洋畫の額を江戸芝愛宕神社に奉納してゐる、同十一年には西洋畫譚を著はしてゐる時期である、されば相當西洋畫に對しての

三三五　狐怪草紙（浮田一蕙筆）

浮田一蕙は、姓を豊臣、名を公信といひ、後に可爲と改む、通稱内藏允、京都の人、田中訥言に學び、藤原信實に法り、古土佐の風格を祖述した、氣節を尊び、王事に勤むの志篤くして、大に時事の非なるを憂ひてゐた、時に和宮降嫁の議あり、之れを聽いて、憤然畫圖に寓意してせんものをと、狐妖の圖を作り、中山忠能卿によつて、朝廷に上らんとした、其詞書をまだ草しきらぬ内に、安政の大獄起つて、一蕙も江戸に拘囚され、年を踰えて放免されて京都に還つたけれど、一蕙は病を得て再び起つことができなくなつた、そこで日頃交り深かつた京都の茶商倉田玉露に、此狐怪草紙を與へて「我が畢生の作である」と斷言した、それが更に京都の鳩居堂の手に入つたのである、禽獸虫魚の類を以て人類に擬して諷刺したものは、古くは鳥羽僧正の戲畫がある、其外十二類繪詞、天狗双紙などもあるが、一蕙の狐怪草紙は此系統に入るべきものである、

三三六　小野篁圖（岡田爲恭筆）

岡田爲恭は京都畫家狩野其同の子、外祖冷泉氏を冐し、更に岡田家に養はれ、官進んで近江守に至つた、つとめて大和繪の古畫を摸寫して、光長信實等の筆致を得、古土佐復興家の中でも第一に推されるほどの能手である、當時京都は浪士跳梁して要擊暗殺が頻りに行はれた、爲恭亦浪士に狙はれ、紀伊大和の間に潜んだが、遂に大和丹波市に於て斬殺された、享年四十、この小野篁圖は晩年の作で圓熟した筆致あり、爲恭有數の作品である、宇治拾遺物語にある、小野篁廣才の物語を畫にしたもので「無善惡」の建札や、片假名の子の字を十二字書いたものを讀むあたりの樣子は物語其儘である、

三三七　鳥居清長筆版畫「萬蒲引」

鳥居清長は江戸の人、關氏、通稱新助、のちに

市兵衞、三代鳥居清滿の門人、哥麿と相竝んで當時浮世繪の二巨擘と稱せらる、哥麿等のわざと嬌柔を衒へるに反して、清長は柔剛併せ得て常規を逸せぬ處に妙味がある、文化十二年六十四歳で歿した、

三三八　哥麿筆版畫（行水）

浮世繪の美人畫としては喜多川哥麿の版畫がいつも第一に指を屈せらる、哥麿の名は信美、或は豊章といひ、燕岱齋、柴の屋の號がある、通稱勇助、又は小川市太郎ともいふ、其畫く美人は必らず面長く、丈高く、形しなやかにできてゐる、其婉美纖麗なる點に於ては容易に他人の追隨をゆるさぬものがある、文化二年五十三歳にして歿す、

三三九　葛飾北齋筆版畫

（神奈川沖浪裏）

北齋の富嶽三十六景は、彼の作中でも好評をかち得たもので、三十六景全部出版し終つても、尚、其續刊を請はれ、裏富士と題して十枚畫いた、こゝには大波濤裡の富士である「神奈川沖浪裏」をのす、

三四〇　歌川廣重筆版畫

（東海道庄野）

錦繪界に於て廣重の「東海道五十三次」ほど有名なものはあるまい、世俗的にも、藝術的にも超群の譽れがある、同じ「東海道五十三次」でも、つぎ〳〵に幾種類も出たほどに世間から大にもてはやされたが、天保五年の竹内保永堂版がその第一着手の物と見なされてゐる、こゝには第四十六次の「庄野の雨」をのせた、東海道が公刊された天保五年は、廣重の三十八歳の時である、廣重は一立齋を號とし、姓は安藤、名は元長、通稱德太郎、十兵衞と改め、また德兵衞といふ、寛政九年生れ、江戸幕府火消同心であつた、東海道の外「木曾街道」「江戸百景」「六十餘州」其他錦繪の風景畫家としては正に第一人者と許されてゐた、安政五年九月六日六十二歳にして歿す、

三四一　齋藤寫樂筆版畫

（尾上松助）

東洲齋寫樂は通稱十郎兵衞、姓は齋藤、江戸八丁堀に住み、阿波德島蜂須賀侯の抱の能役者であつた、浮世繪の役者畫をかいた天才的畫家であつたが、餘り觀察の犀利なのと、表現法の奇拔なために、當時は却つて用ひられなかつた、しかし近時に至り其眞價を認められて聲名大にあがるものがある、

三四二　歌川豊國筆版畫

（美人彫刻印刷圖）

豊國は俳優と美人との錦畫の大家である、嬌姿や柔艶の態を描くに最も特色があつた、さればこゝに出たのも錦繪の彫刻及び印刷の情態をば美色にかりて現はしたもので、女子萬能の當時の趣味の反映とも見る事を得る、

三四三　初音の棚（黒棚）

初音の棚は、三代將軍家光が、長女千代姫を尾張の德川光友に嫁せしむる時、祝言の調度として、幸阿彌長重に命じて作らせたものである、長重は寛永十三年から三年かゝつて製作しあげた、源氏物語初音の卷にある「とし月を松にひかれてふる人に、けふ鶯の初音聞せよ」の歌意を蒔繪にしたもので、所謂三棚の制になつてゐる、三棚とは厨子棚、黒棚、書棚の三つである此内黒棚はもとの庖棚で、食物調理用から一轉したものであるといふ說と、齒黒の調度を置く

ためのものであつたとの說とがある、一の棚には眉作筥、二の棚には小櫛筥、三の棚には色紙筥、四の棚には亂筥がのせてある、

三四四　初音の棚（厨子棚）

厨子棚は、平安朝時代以來のもので、もとは貴族の座右に置き、小調度を置いたものであるが、後世は婚禮調度品となつた、一の棚には大角赤筥、二の棚には十二手筥（中に櫛筥四、白粉筥四、鏡筥二、油桶二、都合十二個入つてゐる）と鏡筥と付屬の小筥、三の棚には小角赤筥が置いてある、

三四五　初音元結筥

元結筥は金銀に彩色した繪元結を入れる筥である、濃梨子地に平蒔繪高蒔繪を施してある、もとは初音の棚に付屬してゐたものであらう、

三四六　初音の棚（書棚）

室町時代には厨子棚と黒棚のみあつて、まだ三棚といふものがなかつた、江戸時代に至つて書棚が加はり、こゝに三棚飾りといふ故實が生じいろ〳〵な流派によつて其飾方に差異が生じたのである、こゝにある書棚は、一の棚に手筥、二の棚に薫物筥、三の棚に香道具、四の棚に硯筥、五の棚に昆布筥、短冊筥、水引筥、大文筥小文筥が載せてある、

三四七　船橋蒔繪硯箱

この硯箱は本阿彌光悦の傑作である、後撰和歌集の「東路のさゝ船橋かけてのみ、思ひわたるを知る人そなき」を意匠の基本としたものであるが、蒔繪に貝鎖等を貼付して軟かい氣分を出す事は、光悦によつて大成されたが、この八橋硯箱はその作風を傳へて出藍の作である、光琳は繪畫に於て著名なるのみならず、諸種の裝飾藝術に於て、夫々傑作を殘してゐる、本品も其隨一に屬すべきものである、

三四八　八橋蒔繪硯箱（蓋甲）

この硯箱は覆せ蓋、二重箱で、下段を料紙入にあてゝある、總高四寸五分、蓋縦九寸、横六寸五分、形は四隅に丸みがあり、甲盛りの具合に光琳の好みが見える、伊勢物語の三河八橋の條を取り入れて、八橋と燕子花との意匠にできあがつたもので、橋の鉛、杜の銀は槌で打展し、花の貝は鑿で刻んだのをはりつけてある、蓋裏と硯箱の内部とは、平目粉をむら蒔に打ちこんである、こゝき付の金地である、硯箱の底と料紙入の内部及底とは黒地に金の波を描いてある、

三四九　八橋蒔繪硯箱（左側面）

八橋硯箱は光琳傑作のうちに數へらるゝものである、蒔繪に貝鎖等を貼付して軟かい氣分を出す事は、光悦によつて大成されたが、この八橋硯箱はその作風を傳へて出藍の作である、光琳は繪畫に於て著名なるのみならず、諸種の裝飾藝術に於て、夫々傑作を殘してゐる、本品も其隨一に屬すべきものである、

三五〇　藤花模様茶壺

（野々村仁清作）

仁清は丹波の人、元和中京都に來り、陶工宗伯の門に入り陶法を學び、茶道の達人金森宗和に隨つて奥儀を極め大に得る所があつた、成業の後京都の近郊なる栗田口、御室、御菩薩、清閑寺、岩倉、鳴瀧、鷹峰、小松谷等に於て陶器を製し、大に聲名をはせた、仁清は從來の陶器が支那朝鮮風の摸倣を脱し得ぬに際し、清新な意匠で日本的特色のある陶器を作り出した事に、大きな光輝があるのである、名を清兵衛といひ仁和寺村にゐたから、仁清の稱が生じた、花中

亭といふ號もある、又仁清は土佐風と狩野風とを交へた畫をかくが、往々にして佳品がある、こゝに載せた藤花の茶壺は、讃岐丸龜城主京極高豐が、特に仁清を聘して、自身の庭に窯を築いて作らしめたもので、白地に彩色の藤花を描き、高さ九寸五分、全體の調子よくとゝのひ、形狀は正雅、紋様は精巧、仁清作品中にも屈指のものである、

三五一　金襴様窠鳳凰文飾壺

素地に雄健な轆轤目を存し、仕上げに豪放な躍り鉋のあとがある、上繪は金、銀、赤、綠、藍黒釉で、蓋や器體の肩に、窠牡丹文を配し、胴には窠に鳳凰文を四方に配してある、仁清の名品である、通蓋高一尺五寸餘、口徑六寸六分、底徑六寸五分、

三五二　錦手竹虎繪八角鉢

肥前有田の陶工初代酒井田柿右衛門は慶長元年に生れ、初め喜三右衛門といふ、金銀泥著色の法を創始した功勞者である、爾來柿右衛門は累代傳つて來た、名品は多く初期と中世復興期のものゝ中に見出す、こゝにのせたは中世期の傑作である、

三五三　黒繪山谷看鷗圖角皿

本品は兄の光琳が畫き、弟の乾山が製した名品である、尾形乾山は寛文三年京都に生れ、光琳の弟であつた、名を惟允、通稱權平、紫翠、深省、靈海逃禪、陶隱、尚古齋、玉堂、習靜堂等の諸號がある、陶は仁清に、畫は安信、光琳に其外和歌、茶道、禪をも學んだ、洛の西北、鳴瀧に棲むを以て乾山といふ、享保年間公寛親王の東叡山に入らるゝに從つて、江戸に來り、入谷に住み、製陶に從事した、寛保三年六月二日八十一歳で歿す、こゝに圖する角皿は、高さ九分、徑七寸三分、切立緣の正方盆、所謂八寸皿である、軟質陶器で、黄山谷看鷗の圖は、光琳の筆になり、底裏には「大日本國陶者雍州乾山陶隱深省製于所居尚古齋」と書銘してある、勿論佳品であるが、其上名家兄弟の合作である點が殊更に興味を深ふする、黄山谷は北宋治平年中の人、詩文にすぐれた進士であつた、

三五四　色繪雲錦模様鉢

仁阿彌道八は、伊勢龜山藩士の出なる、京都粟田口の陶工高橋道八の男で、名工周平の兄である、天明三年京都に生れ、光時と稱した、文政八年粟田から五條坂に移り、天保十三年業を三代目道八に讓り、伏見桃山に隱居して桃山窯を造り、安政二年七十三歳にして歿した、紀州侯、薩摩侯に召されて多く其用器を製した事がある仁阿彌は仁清以來の巨匠で、京都趣味的和様陶藝を大成した聲績者である、本品の如きは仁阿彌の得意とする仁清型の代表作で、口徑六寸一分餘、底徑二寸五分ある、

三五五　鳥浮文土瓶

青木木米は明和四年尾州名古屋に生れ、各地を遊び、製陶の志を起して、享和年間京都に歸り陶業に從事した、又加賀侯の招きに應じて、金澤に赴き、春日山窯を開いた事もある、通稱八十八、字を佐兵衛、天性多藝多能、書畫の道にも秀で、當時の儒者とも交り親しく、賴山陽の如きも常に木米の讀書家である事を賞賛してゐた、粟田山下に陶して、青蓮院門跡の御用を奉じた、天保四年六十七歳にして歿す、本品は木米得意の作で、鳥文は鐵砂と吳州で染め分の釉裏彩となし、足のみは無釉鐵彩に扱つてゐる、此鳥文の反面の箇所に、仁清釉の牡丹文がある、部分的には奇拔で、まとめて見ると必然的な連絡のついてある絶佳品である、

三五六　赤繪瓢形酒瓶

古萬古は、伊勢小向井村の豪家沼波五郎左衞門重長が、居村で製陶したもので、後には江戸向島小梅にも分窯を設けたと傳へらる、重長、號を弄山、または方寸齋といふ、古萬古のものには種々のものがあるが、こゝに圖したは、嬌艶にしてしかも稚氣あるものとして、赤繪古萬古の代表作である、高さ五寸七分許り、

三五七　象牙印籠

印籠は、印形印肉を入るゝ具であつたが、後には專ら藥を入れるやうになり、更に禮服の時に腰佩ぶるの具となつて了つた、元祿頃から盛んに製作され、多くは蒔繪物であつた、また甲角製ものもあつた、こゝに圖した小さい方は印籠、緒締、根付皆象牙で製し、印籠には鼈甲、金銀、珊瑚、染角等を嵌めて、菊や秋草を表してゐる、大野木芝山の作である、芝山は安永年間の人で介甲に彫嵌する技巧に秀で、芝山象眼の名稱をのこした、今一つの印籠の方は道笑齋の刻銘がある、之れは牡丹胡蝶を薄肉にて表はしてゐる、

三五八　長上下

上下は江戸時代の禮服であつた、鎌倉時代から上下の名稱はあり、武家の服飾の衣と袴とが同じ裂で出來てゐる謂であつた、足利末期には美しき裂でつくられた肩衣、袴が武家の禮裝となり、江戸時代に入つては、武家の禮服公服であるのみか、後には庶民階級までも用ひた、麻でこしらへてあるから麻上下ともいひ、特に肩衣に長袴なるは長上下と稱して、將軍始め上級武士の式服としてゐた、こゝに圖せるは、傳に德川綱吉所用といふもので、鼠茶色松葉小紋の麻裂でつくられてある、

三五九　火事裝束

火事を江戸の花と稱した程、江戸には大火が多かつた、從つて防火隊は武家の一任務にも數へられ、それ〴〵火事裝束を用意してゐたものである、こゝに松浦家の火事裝束を載す、猩々緋で、紋は梶の葉、羽織と頭巾、胸當、緞子中帶杜若模樣の小袴等である、

三六〇　伊達綱村夫人所用小袖

緋綸子の波に山吹の總模樣あるこの小袖は伊達綱村夫人の所用のものである、綱村は綱宗の子世俗に有名な伊達騷動直後の藩主であるから、時代は丁度元祿前後の江戸全盛時代に當る、當時の大名夫人の小袖としては絕好の標本である

三六一　朝倉夫人所用小袖

この小袖は朝倉半左衞門長喜の妻女が着用してゐた書類のある小袖で、その書類によると承應二年朝倉夫人が孫に讓つたものである、されば明曆大火以前の物である事は疑ふ餘地がない、表は地白の紗綾形綸子、松竹梅と花骨牌との總模樣、裏は紅裏、長さ七尺許、裄二尺、袖長二尺五寸、婦人の式服打掛の類であらう、

三六二　唐　織

能樂に用ふる衣裳に、唐織、厚板、縫箔、摺箔の種類がある、何れも織物の名で、唐織は唐織錦のことである、此名稱は轉じて衣裳の固有名詞となつてしまうた、中にも唐織は普通の衣裳でいふ所の打掛と殆んど同樣に用ひられてゐる本圖の唐織は白茶赤段地に檜垣模樣のあるもので、能樂では通例三番目物に用ひられる、

三六三　鼈甲製ビイドロ裝飾櫛

櫛は髮を梳る具で、古から傳つてゐる品であるが、世の移るに從つて、理髮用具から進んで結髮裝飾用具となつた、江戸時代に入ると、遂には裝飾專門の櫛さへできた、それは華やかな元祿も過ぎた寶永時代からといはる、奢侈華美はいつも强い流行性と發達性とをもつものであるが、婦人裝身具の贅澤もいつしか餘り過大になつて了ふたから、寬政元年に至り、幕府は櫛笄の華美を禁ずるの令を下した、こゝに圖する櫛は何れも、最上の材料なる鼈甲に、和蘭わたりのビイドロ(硝子)を配した珍貴なものである、恐らく享保頃の流行であらうと云はる、長さは大抵四寸內外、上下は一寸二三分から一寸八分位のものである、

三六四　澤瀉紋鏡

柄鏡は、藤原時代に湖州柄鏡が舶載されたやうであるが、和鏡としては全然行はれなかつた、室町時代に至り、明製の菊花散柄鏡の輸入に刺戟されて、我邦にても摸製するやうになつた、こゝに鏡の形制上に大變革を來して、使用の便利から柄鏡が盛に行はれる事となり、江戸時代に至つては殆んど柄鏡のみとなつた、こゝに圖せる柄鏡は土井子爵家に傳來のもので、同家の家紋澤瀉が鑄出されてゐる、松竹梅に鶴龜の文樣で、植村陸奥藤原吉長の鑄銘がある、

三六五　蒔繪大鏡臺

鏡臺の形も幾變遷ある、こゝにのするは專ら江戶時代のもので、鏡架ともいふ、鏡をたてかける具である、この蒔繪鏡架にたてかけられた鏡奩には、蒔繪の大きな抱牡丹の紋がある、

三六六　蠻人喫煙柄鏡

天下一若狹の鑄銘がある、安土桃山時代から江戶初期にかけて、南蠻人が渡來して、其煙草を喫せる狀態が珍奇に感じられたから、之を文樣としたものらしい、其上煙草の葉が大きく描き出されてゐるのも面白い、

三六七　小　臥　箏

この十三絃は伊勢長島藩主增山家の後室菊壽尼の舊藏にかゝるもので、箏曲大意抄一冊を添へて傳來されてゐる、法隆寺形柱である、

三六八　梅花小禽彫三味線

三味線は江戶時代の樂器としては、最も普遍的に用ひられたもので、其種類は多くあるが、世に名品も尠くない、こゝにのするは、對州宗家に傳來された、婚嫁調度の一である、黑檀の胴紅入紫檀の繼棹、胴のまはりに梅樹を高彫とし、花と鶯とを金銀玳瑁珊瑚琥珀等で彫嵌してある胴內に「寬政十年戊午七月吉日、石村直作藤屋平兵衞花押」の金字銘がある、長さ三尺一寸五分許り、

三六九　元治元年京都地圖

京都の地は幾變遷したが、幕末時代になると諸國の有志家が來集して、風雲轉た急なるものがあつた、わけて元治には京都市街が兵火のために殆んど全燒した、其時期の京都市街を示すため、此圖をかゝぐ、

三七〇　元和勅版皇朝類苑

皇朝類苑は宋江少虞の撰する處、それを後水尾天皇の勅命で、元和七年、銅活字を組んで刊行された、こゝにする原本は縱九寸二分、橫七寸の大きさである、

三七一　駿河版銅活字

元和年間、德川家康は、銅活字を以て、群書一覽、大藏一覽集を印刷せしめた、其時用ひた銅

活字の標本はこゝに載するものである、

三七二　駿河版大藏一覽集

駿河版は銅活字本である、大藏一覽集は十卷十冊ある、元和元年の刊行である、原本は縱九寸一分、橫六寸三分餘、

三七三　慶長版コンテムス、ムンヂ

羅甸文の原書をば羅馬字で和譯したものが、西曆一五九六年に刊行されたが、こゝにのせたものはその羅馬字本をば更に國字に更めたもので慶長十五年の刊行の木活字本である、原本は縱九寸七分、橫六寸九分、厘世經である、

三七四　直江本文選

梁昭明太子撰の文選を、名將直江兼續が、慶長十二年銅活字で刊行した、世に直江本といふ、原本は縱七寸に橫九寸九分ある、

三七五　角倉本伊勢物語

角倉與市の刊行した本を角倉本又は嵯峨本といふ、この伊勢物語は慶長十三年刊行で、活字本である、原本は縱八寸八分、橫六寸四分、角倉與市は光悅、松花堂と共に當時の三筆と稱せられた書家である、

三七六　活字版伊曾布物語

寬永十六年に活字で刊行した、イソツプ物語の和譯本がある、原本縱九寸、橫五寸九分、

三七七　明曆版公平本

公平本とは古淨瑠璃の一種で、賴光の四天王の一人坂田公時の後なる公平といふ荒武者を主人公とする、一種の荒唐談の本をさしていふ、此「もみぢがり」は明曆四年刊行で、大和少椽藤原正則本とある、寬永正保の頃の正本は粗末であつたが、明曆となると餘程進歩してゐる、原本は縱七寸四分、橫五寸三分、

三七八　延寶版淨瑠璃本

「赤染衞門榮花物語」は近松門左衞門撰で、延寶八年、京都山本九兵衞の刊行である、八行褶古本の最初のもので、謠曲本にならつたものらしい、卷末に宇治加賀椽の奥書がある、原本は橫六寸、

三七九　享保版猿蟹合戰

少年の玩讀用の童話類の本で、丹表紙をつけてゐたから、世に赤本と稱す、この猿蟹合戰は享保頃の版行の赤本で、西村重長の繪である、原本は縱六寸五分、橫四寸五分、

三八〇　水戶彰考館扁額

彰考館は水戶藩の修史館で、大日本紀傳志表目錄全部四百三卷を編纂した所である、正保二年德川光圀修史の志あり、明曆三年はじめて史局を開き、寬文十二年史局を小石川藩邸に移し、彰考館と名づく、貞享元年同邸内の天神坂に移し、文昌星の像を安んず、元祿十一年更に水戶城中に移し、五月五日開館した、同十五年八月同館員の半を江戶に移し、之れより史館は兩所となつたが、文政十二年至りて江戶の史館は閉ぢた、明治四年七月彰考館を水戶弘道館の一隅に移し、また柵町中御殿に移し、翌年に至り偕樂園の東南隅、卽ち今の常磐神社の南崖下に移し、明治三十九年十二月修史事業の終了を告げて、其二十六日閉館、彰考館文庫として圖書館になつた、こゝにのせたは光圀の筆になる彰考館の扁額である、

三八一　集古十種版木

集古十種八十五卷は松平定信の著、當代現存してゐた我が國古代の器物、書畫、金石の銘の眞形を摸寫した圖錄、考古學上に貢獻する處少くない、こゝに其版木の一丁を載す、刀劍の部である、

三八二　京都黃檗山鐵眼版一切藏經版木

一切大藏經六千九百二十三卷は、佛典の大結集である、しかも日本に於て刊行したものが未だなかつた、黃檗僧鐵眼は大發願して藏經開刻の志を起した、鐵眼は寬永七年正月肥後益城郡に生る、隱元に謁し、又木庵についた、寬文八年大阪月江寺に於て大衆に藏經開刻を告げたら、妙宇道人なる人白銀千兩を寄付した、爾來奔走して資金を集めたが、偶饑饉に會して天下に窮民が多く生じたから、鐵眼は經刻の資金を投じて、其等困窮者を救ふ事一萬餘人に及んだ、斯の如く辛苦に辛苦を重ねて漸く目的を達し、黃檗版藏經の世に行はるゝに至らしめた、鐵眼は大阪に瑞龍寺の中興開山、江戶青山にも海藏庵を開いた、天和二年三月二十二日世壽五十三歲にして寂す、檗版藏經は今に至る迄現存して、年々印刷製本してゐる、

三八三　大成殿孔子像

寬永九年、江戶忍岡の聖廟に、尾張義直が四配の木像と共に寄進した孔子像は、其後湯島の大成殿内に安置されてゐた、こゝにのする木像がそれである、

三八四　忍岡孔廟圖

寬永七年の冬、三代將軍德川家光は林羅山に、忍岡の地五千三百五十三坪を賜ひ、二百金をよせて興學の資としたが、同九年、尾張の德川義直はその地に廟宇を營み、聖像を安んじて「先聖殿」としるした自筆の扁額を揭げ、翌年二月十日始めて釋奠の禮をあげた、この圖は犬塚遞の「昌平志」にあるものである、後に萬治三年四代將軍家綱より賜金ありて、寬文元年に落成した、この時先聖殿は南向となり、今の山王臺の石段が正面になつて、廟制が整頓した、

三八五　昌平廟學圖

五代將軍綱吉は、聖廟の規模を擴張するべく元祿三年七月九日、先聖殿を神田臺に移し、地を昌平と名づけ、蜂須賀隆重に工役を助けしめ松平頼貞を奉行とした、綱吉自ら「大成殿」の字を書いて扁額とす、大工棟梁は依田伯耆で、同年十二月二十二日上棟式を行ひ、翌四年正月に落成、二月七日に神位奉遷、十日に釋奠があつた、この場所は後の本鄕湯島である、こゝに在る昌平廟學圖は「昌平志」に依る、大成殿は圖の右上部に在る、其左右が東西兩廡の建物で、各間口三間、奥行一丈九尺五寸、この三殿の南方の中央が、杏壇門、その左右が東西の廊で、杏壇門の南の門が入德門、其正面南方にあるのが仰高門、門内左右の建物は東舍（學舍）と西舍（看守の居る所）大成殿の西に神厨、其奥にあるのが、祭器庫と書庫とである、又圖中の左上にあるは學舍、その右に浴室、その南に講堂がある、

三八六　大成殿

神田臺の孔廟は、元祿十六年、明和九年、天明六年と、三度び火災に罹つた、遂に寬政十年三月工を起し、十一年九月落成、十一月十一日神位奉遷、この時の大成殿がこゝに載するもので之れも大正震災に際して灰燼に歸した、この大成殿は、南向、東西十一間、南北四丈七尺九寸高さ四丈八尺四寸、銅瓦葺の屋根、棟の兩端に蚩吻を戴き、正面に三級、後面に五級の石段が

ある、殿内中央北壁に接して神座を設け、そこに聖像を安置してあつた、

三八七　釋奠器

釋奠は孔子を祭る禮である、時代によつて配祀の方法が異る、日本最初の釋奠は、文武天皇の大寶元年に大學寮で行はれたのが起原である、室町時代末の戰亂のために中絶されたのを、江戸時代に入り、寛永十年二月十日、忍岡先聖殿で再興した、爾來明治維新に至る迄、毎歲二月の初の丁の日と、八月の初の丁の日に兩度行つてゐた、釋奠器の古いものは殆んど傳つてゐない、今存するものは安永三年の再建の時に、諸大名から新調獻納したものが多く、中には其後の修補にかゝるものもある、其一瑞を示せば、

（一）簠　蒸した米を容れる器で、木製の剳物外側方形、内は圓く、高さ七寸三分五厘、徑四寸一分、梨子地に海藻蒔繪、安永三年、三河岡崎城主本多忠鼎の獻納、

（二）簋　白餅黒餅及び菜を盛る、木製剳物で外は圓、内は方形、高さ七寸三分五厘、徑四寸五分、梨子地に海藻金蒔繪、獻納者は前のと同じである、

（三）觶　酒盃である、銅製高さ五寸七分五厘口徑四寸六分、雷文の陰刻がある、安永三年、肥後人吉城主相良長泰の獻納、

（四）籩　生菓乾菓類を盛る、外は竹の編物、漆で栗色に塗つてある、高さ六寸六分、徑六寸四分五厘、安永五年仙臺城主伊達重村獻納、

（五）豆　魚鳥肉及び鰕膾類を盛る、木製で梨子地金蒔繪、高さも徑も各六寸五分、安永三年、米澤城主上杉治憲の獻納したのを、天保十五年上杉齊憲が修補した、

（六）俎匣　俎は底に白紙二枚張つて鯛を盛るもの、木製梨子地金蒔繪、銀金物を打つてある、總高さ一尺三寸、身の高さ約一尺一寸、縦七寸三分、横一尺七寸四分、蓋の高さ三寸三分強、縦七寸九分餘、横一尺八寸安永四年阿波徳島城主蜂須賀治昭の獻納、

三八八　仙臺橋擬寶珠

宮城縣宮城郡七北田村字南小泉桃源院に於て發掘したものである、慶長六年に造つたものである事は其銘を見て知る事を得る、銘は

仙臺橋、仙人橋下、河水千年、民安國泰、熟與堯天、慶長六年辛丑臘月吉辰、藤原政宗、門士川島豐前守奉造

江戸西丸二重橋の擬寶珠、即ち今の宮城二重橋の前身の橋の擬寶珠にある銘は「慶長十九年甲寅八月吉日、御大工椎名伊與」とある、記によると、慶長十九年、幕府は役を西國大名に課して江戸城の石垣を修築すとある、此際に西丸の普請を引請けたは古田重治其他の大名であつたが、この擬寶珠も當時にできたものである、

三八九　江戸城西丸二重橋擬寶珠銘

三九〇　印　章

徳川將軍歴代の朱印を載す、朱印は武將が政務執行の文書に捺す朱肉の印である、十五代將軍中七代家繼は夭死し、十五代慶喜は紛亂の際でしかも襲職後幾何もなくして辭職したからこゝに缺け、其外の十三將軍のをこゝに集めた、

三九一　三九二　花　押

江戸時代に於ける、著名な人物の花押のみを選んで、こゝに載せた、將軍、親近、重臣の花押ばかりである、

三九三　伊能忠敬所用測量機械

伊能忠敬の測量機械はこゝにのするもの丶外まだいくつもあるが、圖中（一）は象限儀とて、土地の傾斜及び近山の高低を測定するに用ひるもの、（二）の右は半圓方位盤、山島の距離の非常に大きくないものを測定するに用ひるもの、左は道の長さを測る量程車である、

三九四　地　球　儀

嘉永五年六月、水戸の徳川齊昭が進獻した地球儀は、總高四尺八寸五分、圓球直徑三尺六寸三分、齊昭の臣鱸半兵衛重時、吉村某等が、江戸駒込の水戸邸で製作したものである、紙張りの圓球に、毛筆で、鮮かな色別の世界地圖が畫かれてある、日本の本州と、北海道、千島、樺太、カムチヤツカ半島の南部、支那山東省の一部分だけが、特に金泥で彩られてある、此地球儀は明治天皇の御卽位式の折、承明門内に置かれたので有名となつた、

三九五　平賀源内自製　エレキテル

日本に於て電氣學又は電氣機械の先驅者は平賀源内である、初めてエレキテルを作つたのは安永五年であつた、二つの圓筒形のロールがあつて、其一方に錫箔を表面に張り付け、他方はフランネル様の布で巻き、其一方だけを廻すと互に摩擦して電氣を生ずる、此陰陽二種の摩擦電氣を適當な裝置によつて、突出せる二つの線端に導き、之れに鎖様の可撓性の導電體につなぎ、其兩端を摑んで種々の實驗を行つたのである、外函は白ペンキ塗りで、蘭語の SEIKIZEIT ELEKTTERE と記してある、安永五年といへば、アメリカ獨立戰爭の始まつた頃で、フランクリンの空中電氣試驗から三十餘年しか距つてゐない、まだ西洋に於ても電氣科學は搖籃時代であつたのである、こゝには、源内エレキテルの内外兩面をのせて置いた、

三九六　橋本宗吉自製　エレキテル

橋本宗吉は大坂の人、寶暦十三年四月に生れ、天保七年五月歿した、享年七十三歲、號を蠱齋といふ、傘に紋を書くを職としてゐたといふ、江戸に遊學して大阪に歸り、同地に於ける蘭學の唱首となつた、自らエレキテルを自製して、之れで各種の實驗を試み、「和蘭陀始制エレキテル究理原」と題した著書を公にした、又蘭書によりて雷の實驗を知り、門人に其方法を教へて實驗せしめた、こゝにのせたは自製のエレキテルで、平賀源内と同じく、摩擦電氣の原理に基いて製作したものである、源内のと異つた點は大地との絶緣に松脂の臺を用ひ、又圓筒用金屬として錫箔を用ひたのをば、鐵を以て之れに代へてゐるのである、

三九七　佐久間象山自製衝動機

佐久間象山は萬延元年五十歲の時に華爾華尼衝動機（ガルバニフランスコフ）といふ機械を發明した、之れは從來の摩擦電氣より進んで、誘導線輪に依る感應電氣を應用したものである、換言すればダニエル電池から發した直流電氣を誘導線輪に依つて、交流電氣に變へるのである、此機械は、電氣治療機械で、象山は之れを治療に實驗した事がある、

三九八　徳川家康所用齒朶具足

天正十年五月の事とか、徳川家康は夢に奇妙な具足を見た、その翌日奈良から隨從してゐる具足師岩井某に命じて、夢で見た樣式で造らした具足が此具足で、前立に齒朶の葉の丸があるから、世に齒朶の具足と呼ぶ、又御夢想形ともいふ、其大體は、黒繻色塗内朱、前立金齒朶丸（皮製）、獅噛（木彫）、金輪貫護領、三枚小饅頭似紺

糸素掛威、頬當御家形黒蠟塗髭白三枚垂、胴螺番二段摺小札縫延矢筈頭黒蠟色塗、似紺糸素掛威、草摺同上、袖無之、脛楯伊豫札、籠手、臑當三本筒黒蠟色塗、明暦二年と天保四年とに修補されてゐる、

三九九　家康所用具足

永祿二年四月、今川義元の依頼に應じて十八歳の家康は、尾張大高城へ兵粮を運び入れた、之れは家康傳中有名な事實である、此折着用した具足は大高城兵粮入具足と稱す、

兜、日根野形金陀美、龍頷同上、黒糸素掛威前立無之、頬當同上、半頬三枚垂、胴桶外輪金陀美二段摺黒色素掛威、草摺同上、籠手鎖毘沙門形、脛楯伊豫札、臑當五本筒、

四〇〇　徳川慶喜所用刀・陣羽織・陣笠

幕末に到つて洋式調練といふものが行はれ、從來の軍隊操練とは異つた操兵の方式が生じた、徳川慶喜は夙に當時の新智識とも聞えてゐたから、つとめて新式のものを用ひてゐた、こゝにのせた軍用武具は、洋式調練に法つて製せられたもので、陣羽織に陣笠、刀及び短刀である、皆慶喜所用のもので、刀掛だけは之れに付屬したものでない、

四〇一　家康所用短刀

駿河久能山に家康遺品の刀劍が多くあるが、此真宗の刀も家康在世中指料にしてゐたものである、今は國寶になつてゐる、下圖は身で、上圖は拵を示したのである、無銘ではあるが、正宗の養子彦四郎貞宗の作である、長一尺一寸三分の脇差で、掛目五十八匁ある、鋲は純金二重鑢、目貫は純金一匹獅子高彫、鞘は黒蠟色塗片窒、小柄は總金地板斜子、倶利伽羅龍高彫、その身は相模守政常の作で、四寸一分の長さがある、

四〇二　松平定信所用腰刀

松平定信が、將來外國と交渉する場合に佩用するために造らした腰刀で、長さ一尺六寸九分、鐔は黒塗に蒔繪、鞘は四分一、紐はモール、金物には金地に銀の透しがあり、種々の寶石が鏤めてある、

四〇三　支倉常長將來劍

支倉常長が羅馬から歸つた時に將來した物の中に、此劍があつた、全長一尺七寸五分、柄は象牙製で彫刻がしてあり、鐔に當る處は眞鍮、身には唐草文様の銀象嵌がある、鞘は失うて遺つてゐない、

四〇四　柳生流袋竹刀各種

柳生流は柳生宗矩から始まるをいふ説と、其子三嚴より始まるといふ説とある、兎に角柳生宗嚴の子孫によつて始まり、一流をたてゝ江戸時代の劍道名流として知られてゐた、宗矩は將軍家光の師範役でもあり、一萬二千石の封を賜つてゐたから諸侯の一にも數へられ、世に重きを置かれた、爾後柳生家の代々は、封を傳へ、且將軍の師範をつとめてゐた、こゝにのする竹刀は、上から記せば、最上圖が柳生流木刀である次が柳生流赤革袋竹刀とて將軍家の用ひたるもの、其次が柳生流袋竹刀、次が柳生流木刀、最も下端のが柳生流赤革袋竹刀、卽ち將軍用である、

四〇五　幟、差物、纏、馬標

近世戰鬪に用ひられた旗其他の標を此頁におさめたが、圖の右端に在るは、紀州南龍公の「小馬標」である、形は幣束形、幣は金箔押で、垂

紙は十枚重ねの四枚垂、黒塗の幣串に紀伊大納言賴宣卿小馬標と朱漆で記してある、全長七尺二寸、小馬標は通常の馬標より輕便になつてゐる、其次の笠を重ねた如きものは「纏」で、上部は金箔押、下は猩々緋の馬簾である、其次の中央にあるは「馬標」で、幕府の旗本木澤某が火災の際に用ひたもので、上頭部は木澤の木の字を三方面にし、其下の鉤には隅取紙の旄が下り、猩々緋の馬簾がある、全長八尺七寸、右端の後にあるは「幟」で、流れ旗に乳をつけて竿に通す、こゝにあるは羽二重製の赤地に四つ目崩の紋と、丸に三つ引兩の紋とを、白繻であらはしてゐる、其前にあるは「差物」で、具足の背にある鐵環と短い鐵筒とに木製の受筒をさし、その受筒に差物を挿すである、こゝにあるのは四半と稱する小旗で、三つ星に一文字の紋がある、上部にあるを仕出といふ、之れは色々の形を用ひるがこの圖のは羽扇の一種である、中央の馬標の右にさがつてゐる方形の藤色の紋のあるのと、左にさがつてゐる白に黒の二つ引、下に蔦の紋あるのとは、袖標及び腰標である、

四〇六　陣太鼓

陣太鼓は軍の駈引に用ひ、士氣を鼓舞するにも役に立つた、こゝにのせた陣太鼓は胴長一尺五寸八分、皮徑一尺二寸五分、胴には黒漆地金銀蒔繪で、漢の張良が下邳で黄石から太公の兵書を傳授された傳説を描いてある、胴吊金は鐵製で裏菊、小刻を重ねた座金物、皮は面を金箔地とし、三巴文を白群で描き、緣には劍巴に似たる鰐甲つなぎの中に、各々六瓣の花文を胡粉でかいてある、江戸時代初期の製作であらう、

四〇七　徳川家光所用軍扇

三代將軍家光所用の軍扇で、骨は黒塗、白地に朱の日の丸、八本骨である、軍扇は軍陣に用ふる扇、軍隊を指揮するに用ふ、

四〇八　徳川將軍金扇馬標

金扇馬標は常に徳川家康の馬側に立てたもので戰塵の裏に颯爽たる目標を示して、味方の士氣を鼓舞したものである、歴代の徳川將軍に傳來して、十四代家茂の征長の折にも、之れをかゝげて江戸を進發した、絹地に金箔押、十本骨親骨に袋乳が三つ付き、それに竿を通すやうにできてゐる、

四〇九　法螺と采配

采配は軍將が隊を指揮するの具、法螺は陣具ともいひ、軍隊の進退を合圖する具、こゝにのせたは會津侯松平容保が、文久三年七月三十日、及び八月五日、禁裏建春門前に於て、軍隊演習をなして、天覽に供した折に用ひた采配と法螺とである、

四一〇　七寶彫文鞍

この鞍の居木の裏に、寛永廿年十月十九日政也作之と銘がある、其形狀といひ、裝飾文様といひ、よく調和してゐる、全體黒漆で、覆輪には金銀泥で牡丹唐草文を小形に現はし、前輪後輪の外部は雛木とし、色變りに縣裝してゐる、兩輪の内部には、平蒔繪で三ツの干網を描き、其裾を居木から鞍爪へ懸けわたして、網のひろがりを見せつゝ、鞍の各部を統一するやうにしてゐる、高さ九寸、幅一尺一寸五分ある、

四一一　加賀象嵌鐵鐙

この鐵鐙は圖中左の方のは、笑に蔦の葉を銀象嵌し、鉸具金横に銀象嵌で「金澤住權丞氏吉作」とある、右の方のは、笑に金銀象嵌で明障子を表はし、鉸具には襷に唐花文様を嵌めてある、恐らく文化文政頃のものらしいが、加賀象嵌は寛永

正保頃から、藩主の奬勵によつて振興したものである、

四一二　嘉永年間江戸地圖

江戸は次第に膨脹して、天保年間には町數約千六百八十に上り、人口も優に百五十萬に及んだらしい、實に日本第一の都會となつた、天保につゞく弘化、嘉永と共殷賑は衰へぬが其頃黑船渡來について世上には不安の氣が漂ひつゝあつた、其嘉永年間の江戸を概觀すべき地圖である

四一三　京都方廣寺梵鐘

京都方廣寺の洪鐘は、慶長十九年豐臣秀頼が、大佛殿再興の時に鑄造したもので、高さ一丈四尺、口徑九尺二寸、厚さ九寸、鑄造の大棟梁なる京都三條釜座名護屋越前小掾藤原三昌が、脇棟梁十數人と共に、諸國の鑄師三千百餘人を指揮して、鞴數百三十二丁、桶四筋で、唐金一萬七千貫を溶かして造つたものである、鐘銘は東福寺の僧清韓長老が書いたが、其鐘銘にある、「國家安康」「君臣豐樂」「右僕射源朝臣」などの文字が、家康を調伏し、豐臣家を祝福した意味のものであるとて、問題が生じ、遂には大阪陣の兵火に及んだのである、

四一四　鐘銘「國家安康」拓影

清韓の書いた方廣寺の鐘銘の中に、國家安康の四文字があつた、此字句を以つて、家康の二字を分割して呪咀したものであるとて、關東に於ては故障を申出で、ために大佛供養の式も停止され、奉行の片桐且元は家康に謁して辯疏せんとしたが、却つて疑惑紛糾を生じ、銘を書いた清韓長老は幽囚に處せられ、大阪陣の機運は茲々進行した、こゝには其問題の中心點である、鐘銘「國家安康」の拓影を其儘載せた、

四一五　片桐且元自筆書狀

慶長十九年豐臣秀頼は大佛殿再興し、落慶式をあげんとしたら、家康から大佛鐘銘及び棟札の文中に面白くないものがあるとて、其草案を送らし、上棟の式の延期を命じて來た、片桐且元は鐘銘棟札の寫を駿河に呈し、自ら辯疏せんがために、同年八月十三日京都を發して駿府に赴いた、翌十四日旅中から大阪にゐる弟主膳正貞隆に與へたのが此書狀である、

猶々五山衆、今日寄會之由候、定而むりな る儀は有之間敷と存候へ共、たしかによき ひらきなと候はゝ、内せん殿へ御聞候やうに申度事と存候以上

十三日之朝、生島小兵衛に書狀遣、韓長老へ鐘之銘之内、御所樣調伏之子細二所に在之由相聞え候間、事外我等驚入候て、生島小兵にいかにも〳〵内々にて其方へ直に申含、かん長老へも無二御存知一候而、左樣の儀も在レ之哉と、可レ被二相尋一旨申候つる、其方御返事樣子ちと聞えかね申候、併かん長老、五山衆、御尋候者、罷出、其披陳に可レ有二御申一旨、先以我等大慶存候、板内膳殿無二御歸一内に、板伊州迄、かん長老に人を添上せ候て成共、左樣之ひらき、内膳殿へ御聞候樣にと申度事候、遲候はんかとあんし申儀候、可レ成事に候はゝ急京へ可レ有二御上一由、可レ被レ申候、恐々謹言

八月十四日未ノ刻　　且元花押

主膳殿貴報

市正

四一六　大阪冬陣屏風繪

大佛鐘銘より發した旋風は、遂に慶長十九年の大阪冬の陣の戰雲をまき起した、十月大阪城に於ては大野治長等議して事を擧げ、檄を四方に飛ばした、集るもの眞田幸村、後藤基次、長曾我部盛親等、其兵十萬と號す、關東にては家康

諸侯に令して各向ふ處を定め、自ら駿府を發し秀忠も江戸を出發して、大阪城を攻圍した、其軍五十萬と稱す、家康は住吉に、秀忠は平野に陣した、交戰數次、遂に十二月に到つて和議が成立した、此戰役を冬の陣といふ、こゝに圖する所は眞田丸附近の戰鬪圖であるが、眞田丸とは城の東南端に、百間塀柵を四周し、柵外に壕を環らして砦を新に作り、眞田幸村が之れを守つてゐた箇處をいふのである、櫓の上や、武者走から箭を射たり、銃を發したりして、攻圍軍を惱ましてゐる、之れに向つて敢然として進むは、東軍の越前忠直隊井伊隊などである、

四一七　大阪夏陣屏風繪

圖は大阪城の本丸のところで、元和元年五月の夏の陣の戰鬪圖である、五層の天守閣の右にある大建築物は千疊敷、其手前の城門は櫻門とて本丸の城門である、慶長十九年冬の和議は、畢竟城池を毀たれたに過ぎぬ、翌元和元年五月に又もや兵火を交へたが、敢なく敗戰して落城した、此圖は其夏の陣當時の大阪城廓の有樣をうかゞふに、好資料となるべき屏風繪である、此屏風圖は黑田長政が、臣黑田美作に命じて、繪師八郎兵衛に畫かせたといふ說と、長政が臣竹森貞幸に命じ、江戸田町久左衛門なる繪師に畫かせたといふ說とある、何れにせよ大阪陣に從軍した將士が命をうけて、繪師をして大阪陣後間もなく畫きはじめさしたものらしい、

四一八　大阪落城圖

世に瓦版と稱する印刷物で、縱一尺三寸、横九寸一分、「大阪卯年圖」と名づけられてゐた、「青山堂主人此一葉を元和古寫本銘盡の表紙の中よりとり出て」云々と、大田南畝の書き入れがある、

四一九　大阪城内黄金水

大阪城は天正十一年豐臣秀吉の築く所で、壘壁の高さ二十間、壕廣く、水深く、五層の天守閣高く聳へ、外廓西は横堀、北に天滿川、東に大和川、平野川、南に空壕がある、まことに難攻不落の堅城と見られた、城中に黄金水なるものがある、水を清淨ならしむるため、黄金若干枚を投入したといふ傳說のあるもので、其井桁は方五尺二寸の花崗石を彫りぬいたものである、

四二〇　犬追物屏風

犬追物は、鎌倉時代から室町時代の末へかけて盛に行はれた武技である、所定の馬場へ、つぎ〳〵に放たれた犬をば、射手が騎射の術で射るそれを審判して優劣をきめるのである、足利の末頃から次第に遊戲化して了つた、之れは慶長頃のもので、馬場の南半面に繩の犬を中心として描いたものである、他の半雙には北半面の假屋と外の犬とが描いてあるが、犬追物の大體を知る資料になる、

四二一　蘭人馬術講習圖

馬術に熟達してゐた蘭人ケイズルが、享保十年長崎に來り、翌年正月江戸に入つて將軍吉宗に謁見した、吉宗は世子家重と共に、竹橋門内の馬場に於てケイズルの馬術を見て賞し、馬役富田又右衛門等をして其技を練習せしめた、殊に齋藤三郎左衛門安盛の如きは馬術の奥儀を極めた、圖は安盛がケイズルにから馬術を教へられてゐる所を寫させたので、原本は永らく安盛の家に傳つてゐた、

四二二　流鏑馬圖（一）

流鏑馬は鎌倉時代の末頃から絶えて行はれなかつたのを、將軍吉宗は再興を志して、成島道筑信邇に命じ、古記錄を參考として其書を作らし

め、世子家重の疱瘡全快祝に、江戸高田の馬場で實地に之れを行はしめた、其時は騎射挾物といふた、後に元文三年二月第十代家治の誕生祝に、高田の馬場で行ふた時には、すべて古式に則り流鏑馬といつた、この圖は高田八幡馬場に於ける流鏑馬の圖で、射手が行列を整へて本社へ參拜する所を寫したのが(一)である、

四二三　流鏑馬圖（二）

此圖は馬場で騎射を行つてゐる處である、女埒男埒のなかの疏を馳せながら、三所の的を射る丁度的を射割つた所である、射手は水干に射籠手をさし行縢をつけ、簸を負ひ、綾藺笠を戴いてゐる、埒の外に的持が控へてゐる、此流鏑馬は笠懸や犬追物と共に、馬上の三ツ物といふて騎射の中でもやかましいものである、

四二四　德丸原練兵圖

天保十二年五月九日、幕府の命により、高島秋帆は、武藏國豐島郡德丸原に於て、洋式練兵と大砲射撃との演習を行ふた、此圖は當時銃隊員として參加した荒木干洲（號は野鶴）の寫す所といふ、原本は紙本着色で、縱三尺五寸、横四尺六寸、上部に漢文の記事がある、圖の上部にある假屋は、見分の有司及び諸侯の席、中央に見える密集隊は、全隊を四小隊に分ち、野砲臼砲を發射してゐる所である、

四二五　秋帆考案軍帽

秋帆の創意になる軍帽は、後の韮山笠の前驅をなすもので、德丸原練兵圖にある將卒等は皆此軍帽を冠つてゐた、當時トンキヨ笠とかペトロン笠とか呼ばれた、こゝに圖するはやはり德丸原に參加した大木藤四郎の所用である、

四二六　靜岡縣韮山反射爐

海防のため、品川臺場等へ据付けるための、大砲を鑄造の目的で、江川坦庵は反射爐の築造を志し、幕府の許可を得て、嘉永六年伊豆國加茂郡出合村に工事を着手したが、米艦來航して機密を知られる處れありとて、翌安政元年四月韮山の鳴瀧に移し、二年正月に完成せしめた、最初は砲銃及び附屬品を鑄造してゐたが、元治元年から江戸で造られる樣になつて、此所は荒廢に歸して了ふた、それを明治四十一年に至り陸軍省で修理した、爐は二疊が直角形に築かれ、各高さ五丈二尺、敷長一丈八尺五寸、横一丈六尺四寸、耐火煉瓦で築いてあつた、昭和の伊豆の地震に破損した、反射爐築造につかつた耐火煉瓦は一千七百度の高熱にも耐へるもので、天城山產梨木其他の土を取つて坦庵が苦心の結果製したものである、又此所で鑄た砲身の一は、今も東京九段の大村益二郎銅像の下に横つてゐる、

四二七　品川三番臺場

品川臺場は、品川灣内に在り、嘉永年間幕府の築造したもので、江川坦庵の設計に成る、竣工したものは六基、未成中止したもの二基、隅田川が東京灣に注ぐ所、深川洲崎沖から品川方面に向つて、海上二列に並らんで點在してゐる、初めは十二基こしらへる筈であつたが、八番以下は全然手をつけずにやめた、三番と六番との臺場が最もよく型を保存されてゐる、こゝには三番臺場を載せた、各臺場の距離は約一町三十間、陸地からの距離は、最も近い一番が芝高輪大木戸址から東南十八町、最も遠い三番が大木戸址から東二十九町ある、而して各臺場の坪數をあぐれば

一番	一〇、二七六坪九四
二番	一〇、二七六、九四
三番	八、五二六、餘
四番	五、七七三、餘
五番	五、四三二、餘
六番	七、三八六、餘

四二八　金貨幣

江戸時代に鑄造した大判は、慶長六年より鑄造の慶長大判、元祿八年よりの元祿大判、享保十年よりの享保大判、萬延元年よりの新大判などあるが、そのうちの慶長大判をこゝに載せた、慶長大判の鑄造は慶長より元祿迄鑄造したが、成分は千分中、金六七二、〇、銀二九四、〇、雜三四、〇で、こゝにあるのは縱四寸九分、横三寸六厘、重量四十三匁八分七厘ある、墨書は鑄貨に與つてゐた後藤家の署名である、又こゝに圖した小判は、京坐小判といふもので、縱二寸二分五厘、横一寸二分五厘、重量四匁七分五厘ある、

四二九　金銀貨幣

江戸時代に通用した金銀貨幣は、多種多樣であるから、一々こゝに載せきれぬ、其大概を知るために、一部分のものを載せて置いた、

慶長丁銀　慶長六年から、次の元祿丁銀のできる元祿八年迄鑄造された、丁銀は挺銀ともいひ、延銀の發達したものであらう、圖するものは明治四十四年、攝津川邊郡で發掘したものである、丁銀は、慶長の外に、元祿、寶永、正德、元文、文政、天保、安政などの種類がある、

切銀　は丁銀を切つて使つたものである、

元文小玉銀　小玉銀は一に豆板銀ともいふ、丁銀と同じく、秤にはかつて使用したものである、こゝには元文元年以後の鑄造にかゝるものを示した、

慶長通寶　慶長十一年鑄造

寛永通寶　寛永通寶は非常に種類が多い、こゝにのする左上のは俗に二水永といひ、右の二段目にあるのを文錢といふ

寛永通寶（水戸當四錢錢）慶應二年水戸に於て鑄造

寛永通寶　寛永五年京都七條に於て鑄造

天保通寶　天保六年江戸淺草に於て鑄造

文久永寶　文久三年より明治初年迄、江戸深川に於て鑄造、向つて右は眞文、左は草文

四三一　藩　札

江戸時代に於て、財政上の都合から藩に依つては其藩限りの藩札を發行した、寛文年中、越前

福井藩が財力窮乏を救ふため、幕府の許可を得て發行したのが嚆矢らしい、其後元祿時代には奢侈の影響で財政不如意のものが多く生じ、幕府に向つて藩札發行の許可を請ふものが續出して旗下までも私札を發行した、遂に幕府は寶永四年に禁止令を發した、享保十五年に至り、二十萬石以上は二十五年間、二十萬石以下は十五年間に限つて再度の發行を許し、寶曆五年又禁止した、天保七年國用多端を慮つて三たび發行を許したが、此外私札として内々發行してゐたものも大分あつたらしい、藩札は種類としては金札、銀札、錢札、鈎錢札、預札、産物爲替手形、采地札、傳馬札などがあり、金額其他はまち〳〵である、玆に其一斑を示すために數種の藩札を載せた、

播磨明石藩銀札　寛延三年十一月に發行した十匁銀札である

仙臺藩金札　安政年間に發行した仙臺藩の一朱金札である

三河御油驛錢札　東海道御油驛の傳馬の札一種で、此札二枚で天保通寶一枚と換へる事が記されてある、札の面には錢四十八文預とある

鶴舞藩銀札　鶴舞藩は上總國市原郡に在つた藩主井上氏は寶曆六年と弘化二年とに、再度遠江濱松へ轉封されてゐる、其濱松時代に發行したもので、銀一匁の預札である、此札の特異點は外國文字が印刷されてある事である

松平源七郎采地銀札　三河國長澤の旗本松平源七郎が和泉國の采地に於て通用させた采地札で、享保十五年に發行してゐる、銀一匁札である、

四三二　高野山駿河大納言忠長建立石塔

駿河大納言忠長は二代將軍秀忠の子で、家光の弟である、小字は國松丸、慶長十一年五月七日生る、寛永元年駿府城及び甲斐信の内にて五十五萬石を賜はる、幼時より父母の寵愛家光に超え、諸臣からも崇敬されてゐた、寛永八年蟄居を命ぜられ、九年秀忠薨するや、忠長は上野高崎に移され、尋で十年十二月六日自殺した、二十八歳、忠長は曾つて生母崇源院淺井氏の菩提のために、高野山に墓碑を建てた、これぞ高野第一の最大の石塔で、高さ三丈、臺石八疊敷ある、高野山では一の橋から大師廟に至る十八町の間に、六十餘州の諸侯及び道俗貴賤の墓石が建てならび立つが、此石塔に及ぶ大規模のものは外にない、

四三三　京都佛國寺高泉和尙碑

京都深草佛國寺に在る高泉和尙の碑は國寶に屬してゐる、總高さ八尺四分、正面幅三尺四寸五分、側面一尺四寸二分、碑も龜も銅製で、花崗石二重の臺上にたつ、碑身の正面上部には雙龍正面及び側面の外緣には雲を配してある、双龍下の篆額は「謚賜大圓廣慧國師碑銘」と書し、其下部に、大日本山城州天王山佛國禪師云々の、二十八行二千餘字の行狀記が鑄出されてゐる、碑文の終には「寶永三年歳次丙戌十月乙酉朔庚子十六日、左大臣正二位、藤原朝臣家熙撰幷書」とある、高泉の十一回忌に近衞豫樂院の書いたものである、鑄工は和田信濃椽國次として、當時京都の鑄工大家であつた、高泉、諱は性潡、別號を雲外、姓は林、清の福州福清縣の人、寛文元年來朝、宇治黄檗山に登る、又山城佛國寺を創む、元祿八年世壽六十三にして歿した、黄檗山中興の祖である、

四三四　基督教徒墓碑

大正六年、京都北野神社の近くなる御前通、下長者町の淨土宗延命寺から三基の切支丹宗徒の墓碑を發見した、其内の一が之れである、「平賀

太郎左衞門いねす、慶長十三年三月十日、さんおのりよの日」と讀める、

四三五　切支丹法服

伴天連と稱した外國宣教師の着用してゐたもので、長四尺三寸、前幅二尺四寸四分、後幅三尺一寸五分、モールで模樣を表はしてゐる、切支丹の遺物である、

四三六　島原亂賊徒之旗

肥前島原は早くから切支丹宗徒が多くあつた、領主板倉重政は禁教を嚴しく行ふたが、其子重治に至りて課稅誅求を極めたゝめ、寛永十四年十月領民の一揆は勃發した、天草地方に於てかゝる機會を窺ふてゐた切支丹の徒は、忽ち來集して之れに加はり、益田四郎を首領として原城に據り、其勢甚だ猖獗を極めた、幕府は板倉重昌を遣り、後に松平信綱を遣つて漸く征討鎭定した、此亂に於て賊將益田四郎時貞の旗と稱するものを、肥前鍋島の臣鍋島大膳が分捕して歸つたが、幕府の嚴禁してゐる切支丹關係ものではあるけれど、祖先軍功の證であるからとて、特に子孫に其傳來をゆるされたものである、

四三七　踏繪

德川幕府は、切支丹を取締るために、佛教寺院に切支丹改めの證明權、即ち寺請證文を行はしめたが、それだけではまだ表面だけ改宗を裝ふてゐる輩もあるらしいから、公然耶蘇の聖像を足下に踏ませて、其信徒にあらざるや否やを檢査した、寛永五年、長崎奉行水野守信に初まつた行事らしい、安政五年に至り遂に廢せられた踏繪は最初紙製のものを用ひてゐたが、紙では破損し易いから、紙に代へて木版を用ひ、遂に青銅を以て之れにあてた、こゝにのする踏繪は、もと長崎奉行所にあつた眞鍮踏繪の一で、長六寸二分、幅四寸五分あり、三分の短脚が四ケ所あつて、總厚さは七分七厘、寛文九年の鑄造である、圖は聖母マリヤが子の基督を抱いてゐるものである、

繪板の横面

其構造を知らしむべく、眞鍮の踏繪と木製の板踏繪とを、横にしてうつした寫眞である、

四三八　白磁觀音像

支那製の白磁觀音は、世に子安觀音と稱せらるゝもので、切支丹とは無關係であつたが、切支丹宗徒は此像を以て、聖母が基督を愛養してゐる像として私に尊崇した、一にマリヤ觀音ともいふ、こゝにある像は浦上村城之越舜民といふ者が所持してゐたのを、長崎奉行所で沒收保管してゐたもので、高さ一尺二寸二分ある、

四三九　切支丹宗門改帳

島原の亂後、幕府は切支丹取締の一手段として宗門改めと稱して、人民に切支丹でないといふ證明書を寺院から貰はせた、それを寺請證文といひ、寺院では證明した人々の名を帳面にして、宗門奉行所へ差出す事になつてゐた、その記錄を指して宗門改帳とよぶ、こゝにあるのは元祿九年の切支丹宗門改帳で、三通の寺請證文をとり合せ、其奥に「御奉行大善院樣、御奉行洞雲院樣」と記してある、

板踏繪

板踏繪は、木板の中に銅牌をはめてある、之れも切支丹改めのため、一人宛に踏ましめたもので、こゝにある銅牌は荆の冠せる受難の耶蘇像である、板の長さ八寸三分、幅六寸三分厚一寸二分、銅牌は品によつて方形のと楕圓形のとある

ると、クリストワン・フェレイラといふ葡萄牙北部に生れた伴天連が、慶長十六七年頃來朝して、二十餘年間熱心に布教してゐたが、寛永十年大阪に於て捕へられて長崎へ送られ、きびしき拷問の苦痛に堪へかねて、遂に切支丹を捨て禪宗へ轉宗した事がある、此者を澤野忠庵と名づけて專ら邪宗目付に任じ、轉宗者の證人にたゝしめた、一に目明忠庵ともよぶ、其忠庵の自筆のころび證文が之れであるといふ、此證文は切支丹を捨てゝ佛教に歸依する事を誓約した證文で、九介及び其女房の誓約に對し、南蠻ころび伴天連中庵、日本ころび伴天連了順、了伯等が證人になつてゐるのである、

四四二　東京上野東照宮銅燈籠

東京上野公園東照宮前には多くの銅燈籠がある三代將軍家光の薨去の慶安四年に建てたものが多い、こゝに圖するのも其一で、高さ九尺三寸餘八角の石壇の上に達つ、基底は八角二段、上層には牡丹を下層には獅子を各面に鑄出し、竿は圓形、中臺は八角、各面に龍あり、火袋は八角各面格子の間に天人を配し、笠も八角、上に寶珠をのせてゐる、竿に銘が陰刻されて、慶安四年四月十七日、阿波侍從忠英が奉獻した事がしるされてある、

四四三　福岡縣太宰府神社石燈籠

筑前國太宰府町の官幣中社太宰府神社に、慶長十三年、黑田長政の奉納した石燈籠がある、高さ七尺七寸五分、

四四四　德川吉宗靈屋石燈籠

東京上野公園の有德廟の靈屋前に、寛延四年六月、攝津尼崎城主松平氏忠奉納の石燈籠がある高さ九尺四寸、竿石は斷面圓形胴張である、

四四五　清涼殿御燈籠

清涼殿の夜の御殿の「かひともし」といふのは此の燈籠のことである、燈籠の屋根はあづまや造り、正方形で、足は四脚、正面に扉があり、四方に木窠形の窓がある、屋根の上の鎺に紅の釣紐がある、

四四六　釣　燈　籠

駿河久能山東照宮に在る釣燈籠は、全高三尺九分、六角形、鍍金が施してある、「東照宮大權現奉寄進金燈籠維時元和三年丁巳四月吉辰施主加

四四〇　切支丹宗禁制札

正德元年五月の制札で、奈良地方にあつたものである、笠木を除いて縱一尺四寸、橫三尺四寸五分、此類の制札は切支丹禁止の江戸時代には全國到る處にたてられたものである、

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成者これあらは申出べし御ほうびとして

ばてれんの訴人　銀五百枚
いるまんの訴人　銀三百枚
かへり者の訴人　同　斷
同斷并宗門の訴人　銀百枚

右の通下さるべしたとひ同宿宗門の內たりといふも申出る品により銀五百枚下さるべしかくし置他所よりあらはるゝにおゐては其所の名主并五人組迄一類共に可被行罪科者也

正德元年五月　日　奉行

バテレンとは耶蘇教宣教師の事、イルマンとは之れにつぐものである、

四四一　ころび證文

江戸時代に於て切支丹宗徒が轉宗することをコロブと唱へた、こゝにのせたものは、寺傳によ

納盛德院」と刻銘されてゐる、

四四七　本居宣長所用短檠

宵さればこの短檠に灯ともして、本居宣長は鈴屋に書を讀み、懷ひをやつてゐたものである、鈴屋は伊勢松坂魚町なる宣長住宅の一部である天明二年（五十三歲）十月工を起し、十二月に落成した、

四四八　金銅釣燈籠

越後彌彥神社の釣燈籠に、大久保石見守長安の寄進したものがある、高さ寶珠の頂きまで一尺七寸四分、火袋の徑八寸五分、金銅製の一對で火袋の柱に「奉寄進越後國蒲原郡彌彥明神、慶長十五年庚戌六月吉日、大久保石見守長安」と刻銘がある、

四四九　末吉船圖

末吉船は大阪平野の末吉孫左衞門の出した朱印船で、東京地方に航行した船が無事航海を終つて歸朝し得た喜びに、京都清水寺へ奉納した扁額が今もある、こゝにのするは寛永十年極月の年月が記してある末吉船の圖で、原圖は縱五尺六寸、橫七尺一寸六分、國寶となつてゐる、圖上には「奉掛御寶前、宿坊執行、諸願成就、皆令滿足、東京喜朝船、寛永十曆癸酉極月二十一日、末吉船本客衆中、木村常左衞門」の文字がある、此船は長さ二十間もあつた、此船上にゐる者共は書を讀み、三絃をひき、酒宴をひらいてゐる、

四五〇　角倉船圖

角倉船は、京都の角倉了以以來角倉氏から出した朱印船である、こゝにのせたは國寶となつてゐる京都清水寺の扁額で、縱八尺七寸七分、橫一丈一尺八寸、圖上には「奉掛御寶前、諸願成就、宿坊義觀坊、東京角倉船本客中、寛永十一年九月吉日」と書いてある、三本檣で、船旗は朱丸の內に角の字がある、船の長さは二十間、幅は九間ほどあつたらしい、甲板上には、カルタを弄ぶもの、三味線をひくもの、煙管で煙草ふかすもの、貴人もあり、女の童もあり、外國人もあり、帆綱をつたふ黑奴が二三あるなど、宛然たる當時の風俗圖である、

四五一　末次船圖

德川初期には海外貿易が行はれてゐた、家康は貿易を熱心に希望し、海外へ行く船には、特に特許免狀を與へた、それを渡海の朱印と名づけ異國渡船御朱印帳によると、慶長九年には三十艘、十年には三十六艘、十一年には十七艘、十本檣、櫓干のある樓が艫に在る、長崎清水寺に奉納の額であるから「奉掛御寶前、諸願成就皆令滿足、寛永十一戌七月吉日」と書いてある、末次船は末次平藏の持船で、末次はもと博多の人、文祿元年、荒木宗太郎等と共に、豐臣秀吉の朱印狀を得て海外貿易に從事し、大に富を獲た、元和二年長崎代官となる、臺灣で和蘭陀人をこらした濱田彌兵衞は末次の部下であつた、

四五二　荒木船圖

荒木宗太郎は後に惣右衞門と稱す、文祿元年豐臣秀吉の海外渡航朱印狀を得て、盛んに海外貿易をやつた、曾つて安南の瑞國公阮の女を嬪とした事がある、元和八年德川秀忠からも朱印狀を得てゐる、此圖は掛物の繪で、原圖は元和八年十一月四日の日付がある、船の旗印はＶＯＣを倒にして組合せたやうな記號である、

四五三　末吉船圖

艫の方にたつ旗は、朱の丸に平の字がある、三

二年には二十艘、十三年には六艘、十四年には十二艘といふが如く年々に記されてゐる、當時海外貿易をするものには大名もある、商人もある、末吉船は大阪平野、末吉孫左衞門の持船、即ち商人船である、船の構造は、下のかた底を深くし、外面に油石灰にてぬり、又上の方は丹土色に塗つたのもある、帆は布帆で、船の大きなのは長二十間、荷物二百萬斤を載す、中型のは長さ十七八間、荷物百五六十萬斤、小型のは長さ十五六間、荷物百二三十萬斤を積載し得る、京都清水の觀音堂にある末吉船の扁額圖は、寛永十年のを別に本卷にのせたが、同寺には此外九年のと十一年のとある、皆國寶に指定されてゐる、寛永十一年の分はこゝに示すもので、原圖は縱五尺六寸八分、横七尺三寸八分、圖上に「奉掛御寶前、諸願成就、皆令滿足、宿坊執行、寛永十一甲戌曆霜月吉日、畵師北村忠兵衞」と書かれてある、甲板上にゐる人物は三絃をひき、太鼓をうち嬉戲してゐる、人物の着衣に大きな模様のあるのが目だつ、檣上に立つ人物は異國人である、

四五四　山田長政軍艦圖

寛永三年駿河の商人が遲羅へ漂流した、同國の六昆國王に封ぜられてゐた山田長政は、なつかしき故國の漂流者をば好くねぎらひ、其歸るに托して、おのが軍艦圖を駿府の淺間神社へ奉納した、その額は久しく同神社に掲げられてあつたが、天明八年十一月五日火災に罹つて燒亡した、幸ひにも駿河の御書院番榊原長俊が摸寫してあつたから、之れを再び寫して掛軸となして同社の神庫に納めた、火災後下總佐原の清原秀堅が命をうけ、土佐派の畵家高島于春の摸寫したのを今も同社に藏されてゐる、圖によれば、船尾に樓閣があり、舷側には大砲がすえてあり、三本の檣の二本には戰闘樓があつて、其甲板の中央の大檣下の右方に、扇をひらいてゐる甲冑の將は、長政自身が總員を指揮してゐるところう、

四五五　琉球進貢船雛形

琉球から國書方物をのせて支那へ渡航した船を進貢船又は貢進船といふ、琉球ではチンクンと呼ぶ、表面は支那に貢をしてゐるのであるけれど、内實は其航海の都度、使節の一行は機會を利用して盛んに私貿易を營み、大きな利益をつかんでゐたのである、我が國に對しても永享四年以後、屢々入貢して貿易を試みてゐた、慶長十三年の島津家久の琉球征伐後も、琉球は尚支那に入貢してゐたけれど、島津氏も之れを默認して、却つて琉球を介して支那貿易をする便宜にしてゐた、上の進貢船の雛形は本製、長さ五尺、胴幅一尺三寸四分、胴高一尺二寸五分あり黑、朱、胡粉を塗り、細部まで精密に造られてある、

四五六　徳川將軍御座船天地丸

三代將軍家光は、寛永七年六月二十五日、御座船天地丸を品川沖に浮べ、之れに乘船して多くの軍艦の操練を觀た事がある、天地丸は長さ二十七間半、幅九間、深さ一丈一尺、艣百挺、關船式の船型である、關船式は艣が多くある船でかゝる船名の生じた所以には異説が種々ある、天地丸の搭載武器は、弓五十張、鑓五十筋、大筒四挺、鐵砲十挺、小筒二十挺其他之れの附屬品等澤山のせてゐるから、一種の軍船であつた正德元年六代將軍家宣の時に改造され、（一説には此時新に造つたともいふ）又寶曆九年に修理され、其後久しくその儘になつてゐたのを、寛政頃から海防問題がやかましくなつたから、

天保二年に大修繕を加へたが、幕末軍船改革の後はまた廢船となつた、この圖は幕府の船藏なる江戸深川一の橋附近の隅田川邊に繫留してゐたのを、明治初年にとつた寫眞である、

四五七　天地丸雛形

前記の天地丸の模型は、木製朱塗で、長さ一丈四尺、幅二尺五寸、高さ二尺一寸、葵紋の白帆をあげ、七十二挺の艪、四挺の錨、其武器に至る迄、全部模型となつてゐる、

四五八　御唐車

車を牛にひかせるのは、支那文化の影響をうけてからであると云はる、唐車もその種類に屬すこゝに載する唐車は、安政二年新内裏御還幸の砌に、關白鷹司政通が供奉として乘用したものである、破風作りの屋根及び破風下にある三枚の廂を檳榔で葺き、其左右の袖や下立板の下部にも檳榔を懸け、屋根の下に窓があつて之れを長物見と稱す、御簾は割竹を絣の糸で編み、赤地錦の緣つけた蘇芳簾で、前方の御簾の下に長く垂れかけてあるは下簾で、垂簾又は絹簾ともいふ、車は二十一本の幅と轂と輪とより成り、車前長く出てゐるを轅といひ、車後のを鵄尾といふ、轅の先きには牛の首にかくべき轅がある、

四五九　女乘物

駕籠は板輿から變化したものであるが、使用者の階級によつて幾種にも分れてゐる、其高級の物は乘物と稱す、女子用は之れを女乘物といひ殊更裝飾が美々しくしてある、大名以上の女子の乘物は、漆塗蒔繪などして鮮麗なものであつた、こゝに圖せる女乘物は、寛文四年、關白鷹司房輔の女信子が、館林侯であつた德川綱吉に入輿した時に用ひたもので、葵、葵車、鷹司牡丹など、德川氏と鷹司氏との紋所が配されてゐる、即ち外面は黑漆地に竹の蒔繪、兩家の紋所乘物の内部の四方には源氏繪を極彩色で描いてある、輿の長さ四尺二寸、幅三尺一寸、棒の長さ一丈四尺八寸餘、

四六〇　箱根關所圖

江戸時代に於て箱根は重要なる地點であつた、幕府はこゝに關所を設けて嚴重に通路を監視した、關所のできたは元和年間であるといふ、位地は箱根宿の東二三町の邊に在つて、一方は蘆ノ湖漫々として湛へ、一方は屏風山が迫つてゐる、まことに要害の地點であつた、今も其址が殘つてゐる、關所の警衛は世々小田原城主の任務であつた、この關所と、遠江荒井の關所とは最も嚴重に往來の人を取締つたのである、この圖は文化三年、幕府吏員に命じて調査せしめ、諸海道分間延繪圖をかゝした、其見取圖である、

四六一　初期風俗（絲屋）

武藏川越喜多院の職人盡繪は、室町時代から江戸時代に至る過渡期の工匠風俗をむき出しに描いた好資料である、其中の糸屋の分は、店頭を畵いたもので、椽に出てゐる女は糸掛臺で糸を捻じてゐる、其背後には絡車から糸をワクに卷いてゐる女がゐる、立つて染めた糸を扇で煽つてゐるのもある、其外の三人何れもそれ〴〵糸の仕事をいそしんでゐる、出入口に橘樣の模樣を染めた暖簾がかゝつてゐる、

四六二　初期風俗（機屋）

喜多院の職人盡繪は、紙本着色繪二十四枚を六曲の屏風に貼りつけてある、國寶である、この機屋も其中のもので、左の男は高機の糸筋を見て居り、右の女は腰機の糸筋を見てゐる、前面の女は紡車で糸をよつてゐる、後の老若は絡車で糸をくつてゐる、機屋の諸の働きが動いてゐ

らんとて、五月次男新發知と共に、江戸を發して西上した、此事内裏へ聞え、日野大納言を介して堂上に召され、勘三郎が上帶を忘れてためらつてゐると、日野大納言は御簾の總角を解いて與へられた、又其時の賞として黒天鷲絨に三つ柏の紋ついた羽織、金銀の糸で薄に露の珠を縫ふた衣裳を賜り、九歳の新發知には明石の名を賜つたされば此繪卷の卷尾に次の奥書がある、

此一軸は明暦三丁酉歳猿若勘三郎與倅共に致上京無上も御方様より倅に明石とゆう名竝衣裳被賜り於四條河原芝居興行之圖土佐氏畫將束等賜り於四條河原芝居興行之圖土佐氏畫也至後代猿若家可爲規模者也

于時明暦三丁酉歳文月千鶴萬龜旦

菱川師宣

四六四　芝居風俗

菱川師宣筆の四條河原芝居繪卷から、木戸口と舞臺とをぬいて出した、此繪卷は長さ一丈四尺八寸一分であつて、明暦三年八月に畫いたものである、猿若勘三郎が晩年の榮譽を全うするべく、京都へ上つて來た時の興行をうつしたもので、此時江戸は明暦の大火で四座の劇場が燒け失せたから、勘三郎は此機會にのぞみ故郷に歸あり、風俗資料としては好適のものである、隆慶は自記を草し、其末に「老樂のてんごう許せ秋の暮」テンゴウは戯れを意味する京都方言である、

四六五　風俗人形

清水隆慶は、京都の人、建仁寺五條に住み、俳號を牧童といひ、湛海律師に從ひ佛像を彫刻した、門松たつ門前に、上下つけた男と、挾箱から年玉の扇を出す下僕とは、年始の廻禮者である、破魔弓に毬杖を弄ぶ男の兒童、羽子つく女達、いづれにも年の始めのなごやかさが現はれてゐる、

四六六　京都風俗

江戸時代初期の京都風俗を一覽すべき資料として、住吉具慶の洛中洛外圖卷は屈指のものである、こゝに圖せる右端の店は繪師の家、つぎが二軒とも扇屋で、向ひ側が臺所、其隣室には裁縫してゐる、路上に獅子舞がはやし立てゝゐる裕福らしさうな人が供をつれ、向から駕籠が來る、太平の風吹く都の巷の往來のさまがまざまざと眼の前に展開されてゐる、

四六七　元祿風俗圖

英一蝶の十二ヶ月風俗繪卷の五月節句は卷頭に載せて置いたが、こゝにも正月の一部分を載せた、門松たつ門前に、上下つけた男と、挾箱から年玉の扇を出す下僕とは、年始の廻禮者である、破魔弓に毬杖を弄ぶ男の兒童、羽子つく女達、いづれにも年の始めのなごやかさが現はれてゐる、

四六八　工人風俗

鍬形蕙齋は輕妙な略畫法をはじめて、諸職畫鏡諸職雛形繪手本、繪本都の錦等の色刷繪本を著はし、其名大に揚つた、しかし其特色を最も發揮したものは職人盡繪卷三卷である、竪一尺一寸九分、長さ上卷は四十尺に餘り、中卷三十四尺、下卷三十六尺もある長卷ものである、上卷は大田南畝、中卷は山東京傳、下卷は平澤平格と何れも當代の文筆界名流が詞書をかいてゐる上卷は文化元年三月に、下卷は文化二年三月に完成された事は跋に記してある、中卷も同時代であらう、大工の圖は上卷の卷頭にあるもので説明を詳にする迄もなく、大工の色々の働きが生氣ある描寫であらはされてゐる、

四六九　市井風俗

南京あやつり、豆蔵、楊枝屋、楊弓など、何れも娯樂場所の景である、之れも蕙齋の職人盡繪卷の一部である、この繪卷は、明治三十三年佛蘭西巴里大博覽會に出陳して、「風俗畫の傑作」と世界的賞讃を博した逸品である、もと松平樂翁の所藏で、各卷首に樂亭文庫の藏印がある、侯の命によつて描かれたものらしい、三卷四十八圖あつて、諸職の狀態が明細に畫き出されてゐる、蕙齋は寶暦十一年、江戸杉森新道に疊職の子として生れ、京傳とは相弟子の浮世繪師になり、後に文晁に學んだといふ經歷があるだけで、江戸の職人風俗をうつすにも最も適した人物であつた、

四七〇　徳川種姫婚禮行列圖

一橋家徳川治濟の女種姫を、十代將軍家治の養女として、天明七年十一月、紀州家治寶へ輿入れさした、其婚嫁の時の行列を寫したのが此圖である、紙本着色全二卷である、此時の儀式は小笠原流によつたもので、時の御用掛は小笠原平兵衛常方が命ぜられた、行列はこと〴〵しきも嚴重な規定があつて、之れを冒したりまちがへたりしたなら、大變な事になつたものである、尚此大名行列の主なる部分を、本卷表紙裏に印刷して、其一斑を知るよすがとしてある、

四七一　大名行列圖

弘化四年九月二十三日に行はせられた、孝明天皇の御即位式に、將軍家慶の命により、奉賀使として、出雲國松江城主松平出羽守齊貴が上京した際の行列をば、同藩の繪師陶山雅純にかゝした、その繪卷の一部分がこゝにある大名行列圖である、大名の行列は武家諸法度によつて法式が規定され、身分の如何によりて異つてゐるのみならず、時の制度によつて又異るものがあつた、若し二箇の行列が途中で出遭ふ時など、尺の外に、手代りの六尺も控へてゐる、輿の左右にゐるは姫附の長臣である、御附御用人宅間伊織、御留守居番竹本隼人などの名が見える、

四七二　朝鮮人行列繪卷

こゝに朝鮮人行列繪卷の一部分を載せたが、尚本卷表紙裏の繪にも大概をうつして置いた、轎に乘つてゐるは、正副の使節で、警衛には日本人も交つてゐる、日本と朝鮮との修交は、文祿

慶長の征韓役で中絶してゐたのを、德川家康は復活を圖り、對馬の宗氏をして斡旋せしめた、それで慶長十二年から文化八年まで前後十二回の朝鮮使節が來朝してゐる、多くは將軍襲職の祝賀のためであつた、使節は、正副使節以下三百人乃至五百人に上り、對馬壹岐を經て、九州沿岸から瀨戸內海を航行し、大坂で上陸、京都から東海道を過ぎて品川から江戸に入る、始め使節を品川で迎えて館々旅館へ送り、將軍謁見の折にも、正使は德川三家と同座などゝいふ取扱ひであつたが、六代家宣の時、新井白石は舊習を打破して、我が國の體面を損する取扱は一切やめた、更に文化八年には朝鮮の使節を對馬に於て聘禮する事になり、幕府からはその使を對馬へ派遣した、

四七三　大名火消行列

明曆三年正月の大火より、幕府は防火萬般に特別の注意を拂ふ樣になつた、まづ江戸の火消隊に「定火消」が出來た、これは三代家光の慶安三年六月がはじめとも、萬治元年にはじまつたともいふ、兎に角江戸各所に火消屋敷を置き、旗本から選んで火消役を命じた、「大名火消」は六代家宣の正德二年二月に制定され、江戸の要所に配置した常備の火消で、其組は十一組、一切幕府の命を奉するのである、十一組とは、大手櫻田・二之丸、紅葉山、吹上、淺草米藏、本所米藏、增上寺、寬永寺、聖堂、猿江材木藏である、また「方角火消」とて、外曲輪の火事には働かないで、飛火のみを防ぐ防火隊ができた、譜代大名の二萬石乃至六萬石のものに之れを命じ正德四年に組織した、此外享保頃から諸大名のうちには、各自に火消隊を持つものがあつて、彼の前田家の加賀鳶の如きは有名な例である、こゝに圖した大名火消行列は、出羽庄內鶴岡藩の火消で、明和六年に圖せるもの、追手防方行列圖と題してある、高張、纏、大鋸、掛矢、梯子、水籠、兩掛、其他の諸道具が、當時の防火用具であつた、

四七四　町火消勢揃圖

武家の防火隊には、定火消、大名火消、方角火消などある、江戸には此外に町火消があつた、正德五年に初めて出來たが、次第に發達して、いろは組の如き完成したものになつた、之れは吉宗將軍時代に、町奉行大岡忠相の建議により制定したものである、初めいろは四十五組であつたのを、享保十五年、四十七組とし、之れを十組に分ち、更に其後本組を加へて四十八組とした、各組とも頭取あり、其下に頭、纏持、梯子持、平人（鳶口をもつ者）人足の五階級があつた、此外に町火消には本所深川の十六組があるこゝに圖したは天保十五年、春川重次筆の絹本着色「消防組勢揃圖」の一部である、

四七五　江戸時代末期婦人結髮圖

江戸時代に入つて、女性の結髮は複雜多樣になつた、太平に馴れるに從つて女性の飾りの發達進歩するは免かれぬ所である、江戸時代の婦人の結髮樣式は時の變遷につれ、種々に變化した、古きは又兵衞時代の繪に見るが如きもの、次に師宣の浮世繪に見うけるもの、其他「女用訓蒙圖彙」「當世かもじ雜形」「容顏美艷考」「都風俗化粧傳」などゝいふ專門的の書物さへある、こゝに圖したは、東京神田鍛師町三谷長三郎といふ人の祖父が、弘化から明治迄の錦繪から、京阪地方に流行してゐた髮形を丹念にうつしとらしたものである、圖の「勝山」は家中奥方向で年增に限られたもの、勿論勝山にも色々あるが、こゝにあるのは上記の如きものである、島田も古くからの髷であるが、これは「小町娘島田」、笄髷も古くからあるが、明和安永頃から島田と共に頗る流行した、「さき笄」は若女房の好んで結ふたもの「するしやう」は殊に若女房間に流行して、結はぬは恥の如き勢を示した、「深川髷」は江戸の深川から流行はじめた意氣好み、「おし島」は妙齡の女性に適した髷である、

四七六　安政下田港圖

伊豆南端の下田港は、外國船の渡來から、一躍有數の土地となつた、殊に安政になると、露艦來り、米國使臣駐在し、外交折衝の要處となつた、こゝに安政年間に作圖した、下田港圖を揭ぐ、

四七七　享和長崎港圖

長崎港は、江戸時代に於ける、永らく唯一の外國交涉地であつた、それがため長崎文化なる、特殊性に富む文化が發達した、こゝには享和年間の地圖を載す、

四七八　ジヤガタラ文

寬永年間、平戸及び長崎に於て、西洋人と日本人との間に生れた混血兒をば、悉くジヤガトラに放逐し、再び歸國する事を許さぬ旨を嚴重に

も古くからあるが、明和安永頃から島田と共に頗る流行した、「さき笄」は若女房の好んで結ふたもの「するしやう」は殊に若女房間に流行して、結はぬは恥の如き勢を示した、「深川髷」は江戸の深川から流行はじめた意氣好み、「おし島」は妙齡の女性に適した髷である、

四七六　安政下田港圖

伊豆南端の下田港は、外國船の渡來から、一躍有數の土地となつた、殊に安政になると、露艦來り、米國使臣駐在し、外交折衝の要處となつた、こゝに安政年間に作圖した、下田港圖を揭ぐ、

四七七　享和長崎港圖

長崎港は、江戸時代に於ける、永らく唯一の外國交涉地であつた、それがため長崎文化なる、特殊性に富む文化が發達した、こゝには享和年間の地圖を載す、

四七八　ジヤガタラ文

寬永年間、平戸及び長崎に於て、西洋人と日本人との間に生れた混血兒をば、悉くジヤガトラに放逐し、再び歸國する事を許さぬ旨を嚴重に勵行した、放逐された彼等は、漸く唐船又は蘭船の便宜ある毎に、故國へ書信を贈る事だけは許されてゐたから、異域から綿々たる望鄕の情を書きおくつた其書狀をば、世にジヤガタラ文といふ、

四七九　交趾日本町圖

交趾（安南）に於ける日本町の圖は「茶屋道晴交趾貿易圖」にあるものである、道晴は茶屋四郎次郎清次と稱して、慶長十七年、朱印狀を得て交趾へ渡船して貿易を營んだ人である、當時交趾には日本人が往んでゐて、土地の婦人と結婚したものさへあつた、

四八〇　マカオ市圖

マカオ圖は寬政九年、司馬江漢の寫したもので銅版の寫しである、マカオは今澳門といふ支那中の自由散歩を許す迄、絕對的に蘭人をして許可なくしては、この出島以外に出るをゆるさなかつた、「紅白旗飄百尺竿、崑崙奴僕役和蘭、鋪氈且勸茴香酒、步屧閑過花藥欄」はこゝの蘭館を詠じた大田南畝の詩である、

四八一　出島繪圖

長崎の出島は森崎大波戸の南なる沙嘴で、寬永年間之れを築き、葡萄牙、英國の商人の居るべき特別地とした、地積三千九百六十九坪、東西三十五間餘、陸に向へる側九十六間、海に面せる側百十八間餘、扇をひろげた形であるから一に扇嶼といふ、長崎との間は石橋を以て接してゐる、寬永十一年から海を埋立て、十三年に竣工したのである、島原の亂起るや、英蘭の貿易を禁止し其國人を我國から放逐したから、一時出島は空虛となつた、寬永十八年平戸に在る和蘭商館をこゝに移し來り、爾後出島は和蘭人の特別居住地となり、二百十餘年後の安政二年に日蘭假條約を結んだ結果、初めて蘭人の長崎市

四八二　出島蘭館日蘭貿易圖

長崎出島の和蘭屋敷は別天地である、そこには

甲比丹、ヘトル役、コオプマン、勝手役、勘定役人、筆者頭、上外科、筆者、下外科、料理人大工、それに奴僕として十數人の黑奴がゐた、水門つゞきの荷揚場には蘭船が入津する都度に幾艘かの荷漕舟が着き、人足がまめ〳〵しく働く、空には和蘭陀の三色國旗がはた〳〵と風に飜つてゐた、蘭船の入港は大抵毎年初夏の候であつた、船が港口に碇を下すと、物々しい檢査があり、それがすんでから積荷の陸揚げが許される、この圖は、今や水門が開けられて陸揚げの眞最中である、本圖は縱一尺二寸、長さ二丈二尺もある、彩色の繪卷物の一部をとつたのである、畵者は廣渡湖秀、天明四年に四十八歲で歿した人である、

四八三　蘭人拜禮圖

文化十四年、ドーフに代つて出島の甲比丹となつたブロムホフが、將軍の謁見を賜はるため、江戸へ來た時の拜禮圖である、

四八四　阿蘭陀船圖

縱一尺八寸、長さ三丈餘の卷物に、極彩色で、蘭船一隻と唐船十一隻を描いてある中から、蘭船の分をぬいてこゝに載す、和蘭船の始めて平戸に來つて通商を請ふたは、慶長十四年である

四八五　南京船圖

前記の繪卷の中に在る、南京船圖はこれである唐船は大概春夏秋の三季に亘つて來航したが、南京寧波等から來るのを口船といひ、福州、厦門、廣東等から來るを中奥船といひ、それから遠い邏羅、東京等から來るのを奥船と名づけてゐた、

四八六　日米修好通商條約英文

安政五年六月十九日、外國奉行井上信濃守清直、岩瀨肥後守忠震が、米使ハリスと、神奈川に會して調印した、神奈川外二港開港の條約書はこれである、書冊樣に綴られ、大さ、概ね天地一尺二三寸、左右二尺以上もある、右隅下の圓形の物は、厚さ一寸位直徑七八寸位の國璽押印の容器で、蓋をあけると封蠟があつて、其上に國璽を印してある、容器の表面は龍をひろげた鳥模樣、金銀モールの總がある、こゝに圖するは英文の分で、其の終りにトウセント、ハリスの署名と捺印とがある、原本は勿論外務省藏である、

四八七　日英修好通商條約書

安政五年七月十八日、江戸で調印された日英修好通商條約の正本は、所謂江戸條約で、和英兩文である、こゝには和文の方の末尾をのせた、我全權委員、水野筑後守忠德以下の署名花押がある、其前の外國字は英國全權エルジン、エヌ、キンカルデインの署名捺印である、こゝにある國璽の容器には獅子模樣がある、みな外務省に藏するものである、

四八八　日露修好條約書本文

第一頁

原寸は縱一尺七寸一分、橫一尺三寸、安政元年十二月二十一日（西曆千八百五十五年、露曆一月二十六日）、我全權委員筒井肥後守政憲、川路左衞門尉聖謨が、露國全權委員プチヤーチンと伊豆下田に會見して調印したもので、所謂プチヤーチン條約である、安政五年に日本は各國と修好通商條約を締結したが、其正本は皆原本が現存してゐるけれど、それよりさきに締結した修好條約の原本は露國のものゝ外は皆傳つてゐない、こゝに其露文の第一頁をのす、中央にある雙頭の鷲は露西亞帝國の徽章、兩側にある圖

は、各國及び州の徽章で、皆彩色を施してある本文中重要な部分には特に大きな文字を用ひ、且つ彩色を施してある、

四八九　日露修好條約書の筐と表紙

圖中、右の分は、前記條約書を容れた木製の筐で、中央にある文字は、皇帝アレキサンドルの頭文字と第二世の意を表はしたもの、左にあるのは條約の表紙である、之れは天鵞絨製、その中央にある雙頭の鷲は露帝國の徽章、付けたる紐は本の綴糸を裝飾したもの、また圓形のものは、封蠟に國璽を捺し、之れを覆ふに金屬製の器物を以てしたもの、筐も表紙も其裝飾は金色燦たるものである、

四九〇　長崎英艦渡來圖

此圖上の讃に「嘉永閼逢攝提格白露前一日」とあるから、嘉永七年（安政元年）白露の前日であるのと、讃中に英夷最狡獪の文字があるから、安政元年閏七月、英國艦隊司令官スターリングが、其艦隊を率ゐて長崎に來り、我國に要求した事に憤慨して、洋船圖を造らしたものらしい

四九一　ペルリ久里濱上陸圖

四隻の米艦を率ゐて、提督ペルリは嘉永六年六月浦賀に入港した、九日三百餘人を從へ、正裝して久里濱に第一步を印した、これぞ近世日米交涉の嚆矢である、この上陸地には明治三十四年七月、高さ三丈餘の碑を建て、表には伊藤博文の筆になる、「北米合衆國水師提督伯里上陸紀念碑」と刻し、裏に「嘉永六年六月九日」なると當日の日付と、建碑の日付とを、日英兩文で刻してある、

四九二　ペルリ下田上陸圖

米提督ペルリは安政元年三月、神奈川條約締結の後、下田に航し、更に箱館に航し、五月十二日また下田に着いた、之れは日本側の委員と神奈川條約の付則について折衝するためである、翌十三日はかねての彼我會見の約束日であるから、ペルリは乘艦から上陸した、其上陸の圖がこれである、

四九三　橫濱開港當時圖

橫濱は安政の假條約で開港となつたが、當時は八十戶位しか人家のない至つて寂しい部落であつた、初め外國側は神奈川を望んだけれど、神奈川は東海道の驛舍で、大小名の通行頻繁であるから、萬一をおそれて、神奈川を距る一里の橫濱を以て之れに代へたのである、現今は世界の大商港となつたが、其開港當時は實に荒涼たるものであつた、此圖は幕末から明治初年へかけての頃にうつしたものである、

四九四　米國兵橫濱調練圖

此圖は六枚折屛風で、橫濱の石川德右衞門の筆になる、石川氏はペルリ提督橫濱應接の際には里正の職について、應接所の建築其他の事に關係した人である、其人が米兵調練を見た儘描いたものである、

四九五　萬延幕府遣米使節

安政五年六月に締結した日米條約の批准のために、萬延元年使節を北米合衆國へ派遣した、正使は新見豐前守正興、副使は村垣淡路守範正、監察は小栗豐後守忠順、勘定方組頭森田岡太郎清行等で、總員八十一人であつた、一行は正月十八日品川沖を出發して、三月十九日桑港につき、閏三月二十八日、華盛頓に於て大統領ゼーム・ブカナンに謁見して國書を呈した、四月二

十日華盛頓出發、喜望峰を廻り、九月二十七日品川沖に碇泊、二十八日上陸、翌日復命した、この寫眞は華盛頓のウイラルド、ホテルに滯在中撮つたもので、中央は新見、左が村垣、右が小栗である、

四九六　米國大統領より德川將軍に贈りし金時計

大統領ブカナンから、十四代將軍家茂に贈つた金時計である、

四九七　遣米日本使節記念牌

新見村垣小栗の一行は、使命を果して、白堊館に米國大統領を訪ひ、暇乞をのべた、大統領は此三使節に對し、おのが像を鑄出した、徑二寸五分、厚二分、重量約百匁もある金牌のはいつた美しい二重箱を記念品として贈つた、次に國務卿を訪ふと、森田岡太郎以下に同型の銀牌、家司從僕等には銅牌を各一個宛をくれた、圖するものは其記念牌である、

四九八　幕府歐洲派遣修好使節

正使竹內下野守保德、副使松平石見守康直、目付京極能登守高朗、外國組頭柴田日向守貞太郎剛中、通事福地源一郎等一行四十餘人は、幕府の命をうけて、一時開市開港を延期し、國論の鎭まるをまつて開市開港せんとの談判をするため、文久元年十二月二十二日出發して、文久二年三月八日佛國に着き、各國と交涉して文久二年十二月十一日歸朝した、この寫眞は巴里滯在中にうつしたもので、右から柴田、京極、竹內松平の順である、

四九九　幕府鎖港談判使節

幕府は假條約を結んで開國と決したが、國內には攘夷論がなか〳〵勢力が强いから、一時神奈川港を鎖して沸騰する國論を鎭めんとて、これを各國公使にはかつた、しかし一向要領を得ぬたゞ其中に佛蘭西公使のみは、使を派して本國政府に直接談判せよとすゝめたから、幕府は文久三年二月二十七日、正使池田筑後守長發、副使河津伊豆守祐邦、監察河田相模守熙一行三十五人を歐洲へ派遣した、一行は佛國巴里に着きナポレオン三世に謁見し、滯留二ヶ月、商議を重ねたけれど、到底鎖港の爲し難きを悟り、他國への談判も中止して、直に歸途につき、同年七月十三日橫濱へ歸つた、幕府はその不成功を咎めて上陸を差とめたが、池田等はかまはずに江戶に入つた、そのため夫々所罰された事がある、この寫眞は巴里に滯在中撮したもので、左から河津、池田、河田といふ順序である、

五〇〇　東禪寺浪士襲擊圖

文久元年五月廿八日の夜、英國公使館のある江戶高輪の東禪寺に、攘夷黨の浪士十數名が襲擊し來つた、幕府の衛兵之れを防ぎ、亂鬪の上双方に死傷者があつた、外人側では書記官オリファント、長崎領事モリソン、通辯チヤールス、ワグマン等が負傷した、此變事の際、ワグマンは床下に身をひそめて激鬪を實見し、之れを畫にした、此ワグマンの實寫圖を高橋由一が水彩畫に摸寫したのがこれである、

五〇一　德川家康所用山駕籠

德川家康が、戰場往來に用ひたとの傳說がある竹網代に漉紙を貼つたもので組立てゝあり、アンペラの屋根である、前面の右角から底にかけて、損所のあるは、彈丸の貫通した痕であると云ふ、

五〇二　東照宮御輿

家康の遺骸を、久能山から日光へ移した時、靈

柩を奉安したと傳へらるゝ輿は之れである、高さ五尺七寸、長さ六尺四寸、幅四尺、屋形は錦裂張、輿は黑漆蒔繪に螺鈿を施し、葵と武田菱との紋がある、

五〇三　德川家康所用枕時計

家康の枕時計と稱する置時計は、外面に眞鍮毛彫模樣あり、西曆千五百八十一年、（天正九年）西班牙マドリツドに於てハンス製造、高さ八寸五厘、器械は鐵、思ふに異國日記に、慶長十七年、ノビスハン（墨西哥）より信物到來の請取目錄の中に、斗景一個とあるは此品であらうと言はる、兎に角現存中の最古時計である、

五〇四　松平家葵紋

三ツ葵の紋は、德川氏、松平氏の家で紋あつて江戶時代に於ては甚た尊重された紋所である、卽ち德川將軍家を始め、三家三卿又は松平姓を有する家にのみ限りて許された紋である、しかも其葵紋にも多少の差異があつて、それで家々のしるしとしてゐた、其概要は圖に依つて知らるべし、圖中特に正しき葵紋が一個、すべてから離れて上にあるのは、將軍家の紋で、他は次の表の如くである、之は嘉永年間の調査にかゝるものである、

	定紋	替紋		定紋	替紋
（い）尾張家	（ろ）		（な）福井	（ら）	
（は）高須	（に）		（む）糸魚川	（う）	
（ほ）紀伊家	（へ）		（ゐ）松江	（の）	
（と）西條	（ち）		（お）廣瀨	（く）	
（り）水戶家	（ぬ）		（や）母里	（ま）	
（る）高松	（を）		（け）川越	（ふ）	
（わ）守山	（か）		（こ）明石	（え）	
（よ）府中	（た）		（て）會津	（あ）	
（れ）尖戶	（そ）		（さ）松山	（き）	
（つ）津山	（ね）		（ゆ）濱田	（め）	

五〇五　元治橫濱港圖

橫濱は安政年間に開港場となつたが、地の理を得てゐるから急速に發展して十年間に戶口は約百倍したといはる、今幕末の元治年間の地圖を得たから、うつしてこゝに載す、

五〇六　慶應兵庫港圖

兵庫は古い港であつたが、慶應三年港を開き外國五市場となつた、開港當時の兵庫港の圖である、

五〇七　慶應神戶港圖

慶應三年兵庫開港の際、湊川を距てた地に外國人の居留地を置いた、之が遂に今日の神戶市となつたのである、此地圖を見ると湊川の東、生田川に至る迄の地に、外國人の領事館や居留地が示されてある、

五〇八　茨城縣西山莊

元祿四年五月、德川光圀は領地太田鄕西山に隱棲し、こゝに晩年を送つた、この建物は文化年中に燒け、天保年間齊昭が舊態を其まゝに再建したのが、今の西山莊である、九室、建坪四十坪許、茅葺に杉の丸太の柱、板張の廊に竹の椽といふ簡素な建築で、庭には池あり、瀧をかけ梅や玉蘭が香つて幽靜な別天地をなしてゐる、

五〇九　茨城縣太田梅里先生墓

元祿三年十二月四日、德川光圀は致仕して水戶に還り、着用の衣冠等を太田瑞龍山の先塋の側に埋めて、其上に碑石を建て、表に梅里先生墓と刻し、裏に自選の碑文を記した、

五一〇　梅里先生碑銘

梅里先生墓の裏面の碑文は、光圀自選にかゝるもので、三百字に餘る長いものである、大におのが志を述べてゐる、こゝには冒頭の「先生常州水戸産也」の處が出てゐる、終りは「其銘曰、月雖ㇾ隱ㇾ瑞龍雲、光暫留ㇾ西山峰」、建ㇾ碑勒ㇾ銘者誰、源光圀字子龍」である、

五一一　茨城縣瑞龍山義公墓

茨城縣久慈郡の瑞龍山に、水戸家累代の墓がある、寛文元年の初祖賴房をこゝに葬つたが初まりで、義公のもこゝにある、葬儀は世々儒禮を用ひ、塚を築き龜形の臺石を置き、其上に墓碑をたつ、

五一二　水戸好文亭

天保年間烈公の拓いた偕樂園は、今常磐公園といふ、烈公は園の西隅に好文亭を建て、清遊の場所とした、建物は二階造りで、階下には六疊敷の御座所の間があり、階上は八疊の室が正室で、烈公筆樂壽樓の額を掲ぐ、樓上の眺望甚だ佳、

五一三　京都詩仙堂

詩仙堂は京都一乘寺小谷町に在る、石川丈山の隱棲の山莊である、表に小有洞、中門に梅關、路次に凹凸窠などの扁額がある、樓上の額は嘯月樓、樓下は蜂要、堂の四壁には探幽の筆になる漢晋唐宋の詩人三十六人の像をかけ、丈山はこれに一々詩を題してゐる、詩仙の室は四疊半敷、天井はアンペラに丸竹の竿椽天井、皆當時の遺構である、毎年五月二十三日が丈山忌で、此日には遺品を陳列し觀覽せしむる、

五一四　滋賀縣藤樹書院

滋賀縣高島郡靑柳村上小川に在る藤樹書院は、中江藤樹講學の址である、もと四間に八間の茅葺であつたが、明治十三年燒け、今は四脚門や土藏等が遺つてゐる、門扉に下り藤の透彫があるのは藩家玉舍春輝氏で、此寫眞も春輝氏から得たものである、山陽の墓は圓山公園長樂寺にある、

五一五　京都堀川古義堂址

伊藤仁齋の古義堂は、長子東涯が改築したが、火災に罹つた、其後屢々改築されて、現時のは明治年間の建造である、京都東堀川出水下る堀川河岸に在る、一に堀川學校ともいつた、仁齋在世の時、元祿十一年二月六日、銀二百七十五匁で買取つたのが初りである、當初のは今の建築とは違ひ、餘程手狹であつたに違ひない、仁齋東涯の墓は洛西二尊院に在る、

五一六　京都山紫水明處

賴山陽の京都三本木の居は水西莊といひ、其處の書齋を山紫水明處といふ、加茂川の西岸に建つ小亭で、入母屋造藁葺、主室が四疊半、外に二疊と板の間とがある、天井は阿字形、加茂川に臨んで欄干があり、今は對岸に人家が稀比してゐるけれど、山陽生存時代には、東山の麓まで遠く見渡せたのである、其處には龍野の杜があれば、南禪寺の松林もある、實に一幅の好繪畫の如き眺望であつた、さうして東山三十六峰を思ふまゝ見る事もできた、今こゝに住んでゐるのは藩家玉舍春輝氏で、此寫眞も春輝氏から得たものである、山陽の墓は圓山公園長樂寺にある、

五一七　京都光琳茶室

京都御室仁和寺の庭園に遼鶻亭といふ茶室がある、之れは尾形光琳が意匠を凝した自邸の茶室であつたが、それを移したのである、四方正面の茶室として有名である、

五一八　京都荷田春滿舊宅

京都の伏見稻荷神社境內の西側に接して、府社東丸神社の社務所となつてゐるのが、國學の大家荷田春滿の舊宅である、春滿の舊宅は一部燒失したが門や書院や神事舍などが殘つてゐる、それに庭や井戸もありし昔をしのぶべきものである、春滿の墓は其東南の在山にある、

五一九　三重縣松坂鈴屋

本居宣長の鈴屋は、伊勢松坂魚町の住宅內に在り、天明二年增築した四疊半の書齋を指して云ふ、八級の階段を昇りて、入口の襖一枚の引戶をあけてはいると、左側に床と押入とがあり、右側は幅一間の中窓で、そこから中庭を見おろせる、正面の中央には障子二枚しめた小窓がある、この建物は住宅全部、明治四十二年松坂公園內に原型のまゝ移した、

五二〇　山口縣萩松下村塾

米搗臺

吉田松陰の松下村塾は、維新の風雲を捲き起す人物を養生した點に於て有名である、小さな塾で、米を搗きながら講義を聽く生徒もあつたといふ、其頃松陰から久坂玄瑞へ贈つた書面の中にも、「隔日左傳八家會讀、勿論塾中常居七ツ過會讀まことに質素健實な氣風のある教育所であつた終る、夫より畠又は米舂き、與在塾生同之、米舂大得其妙、大抵兩三人、同上り、會讀しながら春之、史記など二十四葉讀む間に米精ケ畢、亦一快なり」とある、以て消息を窺ふに足る、

五二一　東京泉岳寺赤穗義士墓

東京高輪の泉岳寺は赤穗義士の墓所として聞えてゐる、曹洞宗の寺院である、義士の墓は南方の丘上に在り、四周に石の玉垣を以てめぐらす、

五二二　東京大塚先儒墓所

東京小石川大塚坂下町に在る、この地はもと水戸藩の儒臣人見道生の邸址で、道生歿後其邸內に葬つた、享保十九年室鳩巢の歿するや、其遺骸を亦此地に葬つた、尋で柴野栗山、岡田寒泉、尾藤二洲、古賀精里等の墓所もこゝになつたから、時人はこゝを御厩畠又は儒者棄場と云つた明治の末に大塚先儒墓所保存會興り、大に修理を加へ、其後木下順庵の墓も池上から此所にうつした、

五二三　東京小塚原志士墓

東京千住の回向院の墓地を俗に小塚原墓地と云ふ、刑死者や無緣佛の墓地であつた、この墓地內に三間に五間の方形の地區を劃して志士の墓地として、今は整然と墓碑を列べてある、相馬大作を始め、其多くは安政大獄櫻田一擧其他の幕末志士のである、中には他へ移したのもあるこゝに圖せるは小林民部、賴三樹三郎等の墓のある所である、此土地は江戸時代に於て重罪者を刑死する小塚原刑場であつた、寬文七年に回向院が建つた、

五二四　京都御所蛤御門

京都皇宮の外廓、烏丸通の下長者町の少し北手に當り蛤御門がある、此門を入ると丁度御所の南門前へ出る通りである、こゝは元治事變に際し激戰のあつた場所として有名になつてゐる、當時の鬪ひは蛤御門と堺町御門とが最も激しかつた、堺町御門はやはり外廓の丸太町通りで堺町の突當りにある、

五二五　茨城縣筑波山

筑波山は關東平野に屹然特立してゐるからよく目につく、元治元年水戸の田丸稻之右衞門、藤田小四郎等、筑波山に據りて大に攘夷を呼號した、それは天狗騷動として天下を驚かしたものである、筑波の事變はつゞいて那珂平磯の戰鬪となり、更に天狗黨は西上して、遂に敦賀に終る迄いろ〳〵と曲折あつて、幕末史を彩るものであつた、

五二六　滋賀縣埋木舍

井伊直弼は文化十二年彥根城槻館に生れ、天保二年十七歲にして父を亡うたが、この時兄弟中でまだ部屋住の者は、直弼と其弟直恭の二人だけであつた、此兩人は三の丸の尾末町北の屋敷に移された、直弼はこの屋敷を埋木舍と唱へ、弘化三年迄前後十五年間こゝに居たのである、埋木舍の表から奥の方に行く途中に、澹露軒と名づけた茶室がある、

五二七　江戸櫻田門外圖

萬延元年三月三日、大老井伊直弼の登城をめがけて、水薩の浪士十八人が襲撃し、雪中の亂撃遂に直弼の首を薩摩の有村雄清があげた、之れを世に櫻田門外の變といふ、この櫻田門外圖は當時江戸で賣つてゐた一種の胡粉圖で、左方の白壁が井伊邸(今の參謀本部)、右方の門が櫻田門、其間の濠端をサイカチ河岸といふ、亂鬪は邸と門との間に行はれたのである、

五二八　神奈川縣三浦安針塚

神奈川縣橫須賀逸見の塚山の頂上に安針塚がある、高さ七尺の寶篋印塔が二つ竝んでゐる、右は、安針左の稍小いのはその妻女ものといふ、近く三浦の海岸を見下ろして、眺望のよい場所である、三浦安針は英國人でウイリアム、アダムスといひ、慶長三年豐後に漂着した和蘭船の乘組員であつた、慶長五年德川家康に仕へ、造船の事に與り、三浦安針と稱して、采地二百五十石逸見に賜つた、江戸にゐた土地を安針町といひ、日本橋區内にある、

五二九　下田柿崎辨天島

伊豆下田から武山の麓をめぐり、濱傳ひに東北へ數町行くと柿崎の濱へ出る、其海中に辨天島(鷲島)といふ小島がある、安政元年三月吉田松陰、金子重輔が、密かに米艦に搭乘せんとする際、此近邊を徘徊して、二十五日の夜は、島上の辨天祠に潛伏し、二十七日の夜遂に意を決して傳馬船をこゝから漕ぎ出したのである、

五三〇　下田玉泉寺

伊豆下田辨天島の東北一町許の所に、玉泉寺といふ曹洞宗の寺がある、下田港の沿岸で、濱崎村柿崎といふ地である、安政元年下田了仙寺と共に、米人の休息所となり後に宿泊所となつたが、安政三年に至り、ハリスが我國で始めての總領事館をこゝに開設した、卽ち玉泉寺の本堂を以て領事の居室及び事務所として用ひたのである、其後ハリスは公使となつて此處から麻布善福寺へ移つた、今も寺寶には當時使用した器具がある、又此寺には米露海軍々人の墓もある、

五三一　東京麻布善福寺

東京麻布善福寺は、幕末の頃米國公使館として使用され、ハリス以下の寓した處である、又此寺に逆銀杏とて樹齡七百五十年にものぼる大公孫樹がある、周圍三丈、高さ六丈五尺、現存せる大木中の第一位といはる、

五三二　東京西原一里塚

慶長九年、一里塚の制が設けられた、初め家康東海道、中山道、甲州街道、日光街道、奥州街道の五街道と定め、秀忠ついで沿道一里毎に塚を築かしめた、一里塚の大きさ概ね五間四方、高さ一丈、主として榎を植え、所によりて松を植えたのもある、西ケ原一里塚は東京瀧ノ川西ケ原日光岩槻街道に在る、此所は基點なる日本橋から二里目である、一里塚は現今左右二塚あつて、榎も生ひ茂つてゐる、こゝにのせたは大正初年の寫眞である、

五三三　東京志村一里塚

東京志村の中山道に沿ふて一里塚がある、之れも左右の塚がともに殘つてゐる、

五三四　東京追分一里塚阯

東京本鄕の追分地先きは、板橋街道と岩槻街道との分れる地點で、昔はこゝに一里塚があつた、其所は日本橋から一里の地點で、今の本鄕森川町と西片町の堺になり、丁度第一高學校前に當るのである、其後全く影を失うて、僅かに塞神の碑石のみがあつたが、其碑石も今は近くの根津神社境内に移されてゐる、

年表

自後陽成天皇慶長八年
至孝明天皇慶應三年

日本紀元 年號 干支 耶蘇紀元	二二六三 慶長八 癸卯 1603	二二六四 同九 甲辰 1604	二二六五 同一〇 乙巳 1605	
皇室				七月禁裏の增築、仙洞御所の造營を始む。
神祇	五月豐臣秀頼、河內譽田八幡宮を再興して山手錢を寄進す〇九月幕府、江戸芝に愛宕神社を創建す〇幕府、慶光院周養尼に命じ神宮正遷宮の事を掌らしむ。	正月山內一豐神田を伊勢大神宮に寄進す〇六月炎旱、伊勢神宮及近畿の諸社に勅して祈禱せしむ〇幕府、下野宇都宮明神社を造營す〇七月幕府、信濃飯繩明神社、武水別神社に社領を寄附す〇八月豐國神社臨時祭〇鎌倉八幡宮正遷宮。	是歲佐渡奉行大久保長安大山祇神社を創建し銀山の鎭守とす。	三月石淸水八幡宮造營始〇幕府武藏御嶽社を再建す〇十二月石淸水八幡宮正遷宮〇是歲秀頼、熱田神宮寺、攝津
佛教	二月幕府、知恩院を造營す〇東大寺正倉院を修理す〇十二月京都曇華院火く。	五月玄興（南化）寂す〇八月七條本願寺光壽大僧正に任ず〇九月長崎に耶蘇教盛行し佛寺廢絕す〇十二月伊達政宗松島の五大尊堂を再造す。	五月妙心寺前住故玄興（南化）に定慧圓明國師の號を賜ふ〇六月高臺院淺野氏、京都寺町康德寺を東山に移し高臺寺と稱す〇八月家康の奏請に依り仁和寺宮を諸門跡の首座となす〇十一月豐臣秀頼、山城醍醐寺西大寺を造營す〇山城醍醐如意輪堂火あり、五大堂御影堂に及ぶ〇是歲江戸芝增上寺本堂廻廊等を造營す。	六月秀頼、醍醐寺如意輪堂、五大堂等を再建す〇七月秀頼、南禪寺の法堂を再造す〇八月不殘（圓譽）紫衣勅許〇
政治	二月家康右大臣に任じ征夷大將軍に補せらる〇三月各大名に課して江戸の坊市を經營せしむ〇四月秀頼內大臣となる〇小笠原一菴始めて長崎奉行となる〇七月秀忠の女千姬、秀頼に嫁す〇八月宇喜多秀家を八丈島に流さる〇十月安南國に通商を許す〇十一月伊勢山田奉行を置き長野友秀を以て之に任ず〇家康第十子長福丸（頼宣）に水戸城を賜ふ〇十二月京都に十人組の制を定む〇是歲大久保長安を佐渡奉行とす。	正月松前慶廣に蝦夷統治の制規を定め授く〇三月黑田如水（孝高）卒す（五九）〇家康伏見城に入る〇五月幕府、京都、堺、長崎に蠶糸貿易の制を定む〇六月家康二條城に入る〇西國大名始めて證人を江戸に送る〇七月稻葉重通の養女齋藤氏（春日局）を竹千代の乳母とす〇八月幕府、武藏、遠江、駿河等の貢租賦課法を定む〇安南に復書す〇閏八月家康、呂宋の使臣を引見す〇家康江戸へ還る〇十一月關白九條兼孝罷む。	二月家康上洛〇三月家康、朝鮮の使者を伏見に引見す〇秀忠上洛、朝鮮の使者をして其盛儀を觀覽せしむ〇四月內大臣豐臣秀頼右大臣と爲る〇將軍家康罷め秀忠將軍宣下、內大臣となる〇七月三河國矢作川を疏通す〇左大臣近衛信尹關白となる〇九月呂宋商船の每歲四艘の航を許す〇山內一豐卒す（六〇）〇十月家康江戸城に還る〇御書院番四組を創置す〇是歲一分判を造る〇是より先煙草渡來し頗る行はる、幕府之を禁ず。	正月伊豆國多量の金銀を產出す〇四月宇喜多秀家を八丈島に流す〇五月榊原康政卒す（五九）〇七月下總佐倉以東に令し獅嚙錢を通用せしむ〇十一月鷹司信房
軍事	八月山內一豐新城を築く、後高知城と改む〇十月毛利輝元周防熊毛郡三尾に築城す〇是歲加藤嘉明松山城を築く。	是春森忠政美作鶴山に築城し、津山と曰ふ〇四月加藤淸正大船を造る〇七月西國大名に課して伏見城を修築せしむ〇八月佐竹義宣秋田城を築く〇是月江戸城修築の爲諸大名に石材を運送せしめ、又木材を諸國に徵す。		正月諸大名家臣の能射者、技を京都蓮華王院に試む〇三月江戸城增築起工〇四月柳生但馬守宗嚴歿す〇五月江戸
文藝	七月連歌師里村昌叱歿す（六五）〇是歲林信勝（羅山）論語集註を京都に講ず〇鑄物師辻與次郎歿す〇漆工幸安彌長安歿す。	三月島津義弘歸化人朴平意に命じ窯を築かしめ製陶を奬勵す（薩摩燒）〇四月南禪寺僧元沖錦繡段を進講す〇飛鳥井雅庸古今集傳授を照高院准后道澄に受く〇五月家康、石火矢師渡邊宗覺に釆邑及偏諱を賜ふ〇九月相撲の儀を再興す〇十一月柳河城主田中吉政筑後の陶業を起す〇是歲六韜三略刊行。	三月家康、活字版吾妻鏡を印行す〇四月家康圓光寺元佶をして活字版周易を印行せしむ〇七月家康、林信勝を召見す。	二月茶人長谷川宗仁歿す〇六月家康、銅印字を献ず〇七月家康、武經七書を印行す〇十一月足利學校禪珠（寒松）
雜	三月始めて日本橋を架す〇四月出雲の巫女國始めて歌舞伎踊を演ず〇十二月信濃淺間山鳴動す	二月東海、東山、北陸道の街道に始めて一里塚を築く〇八月畿內、南海、東海、東山の諸國大風〇十二月東海、東山、南海、西海諸國地震海溢る。		五月畿內、東海道諸國風雨洪水數日に亙る〇八月山城及東山、南海、

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	二二六六 同一一 丙午 1606	二二六七 同一二 丁未 1607	二二六八 同一三 戊申 1608	二二六九 同一四 己酉 1609		二二七〇 同一五 庚戌 1610	後水尾 二二七一 同一六 辛亥 1611	
皇室		九月吉田兼治勅を奉じて七日間神道護摩を紫宸殿に修す○十二月仙洞御所造營成る。				十二月政仁親王御元服。	二月俄に立太子節會を停む○三月廿七日後陽成天皇讓位、政仁親王(後水尾)受禪(御年一六)○家康、仙洞御料二千石を獻す○四月上皇に太上天皇尊號宣下○四月十二日卽位○卽位に際し、家康天皇上皇及皇后に銀千五百兩を獻ず	七月歴代の寶器を仙洞より禁裏に渡さる○十二月禁裏木作始。
神祇	生國魂神社を再造す。	六月、伊達政宗、鹽竈神社を改造、遷宮○八月勅額を豐國神社に賜ふ○家康香取神社を造營す○十月北野神社假殿遷宮○十二月秀賴北野天滿宮を造營す、八ツ棟造の形式を成す○同社遷宮。	家康、下總船橋意富比神社を造營す。	二月家康伊勢大神宮造營料米六萬俵を寄進す○三月秀賴、杵築大社を造營し、遷宮○九月伊勢內外宮禰宜、遷宮の先後を爭うて訴ふ、勅して內宮を先とす○伊勢一社奉幣發遣○內外宮正遷宮○藤堂高虎封內敢國神社を造營。		三月眞田信幸、生島足島神社を再建す○八月豐國神社臨時祭○十月伊勢內外宮別宮假殿遷宮。	四月卽位由奉幣發遣。	五月幕府信濃戸隱神社に社領を寄附す○八月春日社千木落つ、家康其費を寄進す○十二月春日社假殿遷宮○外宮
佛教	九月魯道(還譽)紫衣勅許○九月嵯峨法輪寺再建落慶○東寺金堂再造落慶○高野山行人等、聖方と爭ふ○十月高雄神護寺の再興を勅許す○十二月秀賴、京都眞正極樂寺を再建す	七月、大和長谷寺觀音堂上棟○十二月豐光寺承兌(西笑)寂す(六〇)	正月、伊勢朝熊金剛證寺燒失、後池田輝政再建す○六月秀賴鞍馬寺を修造す○照高院門跡道澄寂す○七月上醍醐御影堂再造成る○延曆寺法規七ヶ條を定む○十月應其(木食)寂す○十一月增上寺を勅願所となし紫衣勅許○淨土宗廓山と法華宗日經と江戸城中に法論す○十二月本願寺光昭を大僧正とす。	正月秀賴、京都大佛殿の造營を始め費用として黄金の分銅を改鑄す諸侯米穀を贈りて役を助く○三月伊達政宗、松島瑞巖寺を造營す。		六月方廣寺大佛殿地鎭立柱○七月增上寺存應(源譽)に普光觀智國師の號を賜ふ○是歳妙心寺山門造營。	二月大德寺宗園(春屋)寂す○七月紫宸殿の材を泉涌寺に賜ふ○十一月、家康、遠祖新田義重の遺跡に大光院を建つ○是歳南光坊天海を僧正とす、後陽成上皇毘沙門堂の室を賜ふ。	三月大佛殿の再建落成○四月南光坊天海、仙波喜多院に歸住○五月幕府、山城、近江、武藏、駿河の寺院に寺田
政治	關白となる。	三月清須城主松平忠吉薨ず(二八)家臣之に殉す○朝鮮來聘使對馬に到る、宗義智率ゐて江戸へ赴く○閏四月北莊城主結城秀康薨す(三四)○甲斐府中城主德川義直尾張清須に轉封○松平定勝伏見城代となる○耶蘇會教師家康、秀忠に謁す○五月朝鮮來聘使江戸へ抵り國書及方物を呈す、尋で秀忠復書物を賜ふ○朝鮮來聘使更に駿府に到り家康に謁す○十月家康、金三萬枚銀一萬三千貫目を秀忠に與へ財政を教諭す○是歳家康、角倉了以に命じ富士川を疏通し舟路を開く	二月豐臣秀賴痘を病む、西國中國の大名、密に大阪に抵り病を詣ふ○六月伊賀上野城主筒井定次不法多く封地を沒し幽囚せらる○八月今治城主藤堂高虎伊賀伊勢に移り安濃津城に、安濃津城主富田信高伊豫に移り宇和島城に居る○九月高松城主生駒一正妻子を江戸に從す○十月前關東奉行內藤清成卒す○本多正純書及武具を暹羅國に贈り鐵砲鹽硝を求む○十二月永樂錢の通用を禁じて鐚錢を用ふ○關白鷹司信房罷め九條忠榮關白となる○是歳伏見の銀座を京都に移す。	正月一季居、フリウリ等の禁令五ヶ條を江戸に布く○二月筑後柳川城主田中吉政伏見に卒す○有馬晴信、幕府の命により士卒を臺灣に遣し視察せしむ○三月宗義智使を朝鮮に遣し入京及開市を求む、朝鮮之を許す○五月家康、諸國に令して、灰吹銀及筋金吹分を禁ず○小濱城主京極高次卒す(四七)○七月島津家久	琉球平定の功に依り琉球國を賜はる○和蘭國通商を求む之を許し渡航の朱印を授く○煙草を禁ず○明の商船薩摩に到る○九月朱座を堺に置く○十一月家康、勅旨を奉じ濫行の公卿を罰す○十二月有馬晴信、葡萄牙商船を長崎港に捕へ之を擊沈す○水戸城主德川賴宣を濱松城に移し下妻城主德川賴房を水戸に封ず。	閏二月松平忠輝越後福島に移封○四月武家法度三條を頒つ○五月秀忠、書を新西班牙に送る○六月關東郡代伊奈忠次卒す○七月廣東商船に貿易の朱印を授く○八月島津家久、琉球王を伴ひて駿府に抵り、家康に謁す、尋で江戸に抵り秀忠に謁す○九月神祇大副吉田兼見薨す○十月本多忠勝卒す(六三)○十二月家康書を福建總督に贈り勘合符を請ふ○是歳諸大名の重臣の質を江戸に置く。	正月島津義久(龍白)卒す(七八)家臣卅餘人殉死す○二月家康の上洛に依り扈從の制及驛路條規を定む○三月家康二條城に入る○勅して新田義重に鎭守府將軍を、家康亡父廣忠に權大納言を贈る○秀賴上洛、家康と二條城に會見す○四月淺野長政卒す(六五)○家康在京の諸大名を二條城に召し誓書を上らしむ○家康駿府に還る○六月眞田昌幸(六五)、堀尾吉晴(六五)加藤清正卒す(五〇)○七月前關白一條內基薨ず(六四)○阿媽港人の通商を許す○驛路駄賃の制を定む○九月家康、呂宋人を引見す○十一月明國商人の長崎に貿易することを許す○角倉了以加茂川を堀通し高瀨船を通す○是歳、家康、江戸駿府の收租を區別す。	正月家康、東北諸大名より誓書を徵す○三月西國の諸大名をして江戸舟入場を築かしむ○岡本大八、有馬晴信の舊罪を訴ふ、兩人對決、大八を火刑、晴
軍事	城修築成る○六月島津家久、琉球國久しく缺貢せるを以て之を征せんと請ふ、幕府之を許す○八月松前慶廣新城成り、福山城と名く○九月江戸城修築成り秀忠徙る。	二月駿府城修築起工○七月越後春日山城主堀忠俊福島城を築き移居す○駿府城成り家康之に移る○九月幕府、船藏を駿河有渡郡三ツ山に建つ○十二月駿府城火災○是歳日向高鍋城主秋月種長居城を築く	三月駿府城再築成り家康之に移る○是春宇和島城主藤堂高虎、今治に城き移る○是歳池田輝政、姫路城を改築す○鍋島直茂、佐賀城を改築し、十六年に至りて成る。	二月島津家久琉球を討つ○三月前田利長關根に築城高岡と名く○四月琉球王降を請ひ平定す○七月廣島城主福島正則居城を修む、家康喜ばず之を毀つ○九月西國諸大名の大船を檢收す。		二月家康、名古屋城を築き、北國西國の諸大名役を助く○七月丹波龜山城成る○九月名古屋城略成る○家康、稻富一夢を召し砲術を習ふ。	正月藤堂高虎、安濃津城及上野城を修築す○二月砲術師稻富一夢歿す○三月江戸城修築起工す○五月津輕信枚鷹ケ岡に城く弘前と稱し移居す○十二月相馬利胤中村城を修築して徙居す○是歳松江城造築成る。	
文藝	講堂を修理す。	三月林信勝薙髮道春と號す○四月林道春江戸に到り秀忠に進講す、尋で大學論語を進講す○連歌師里村玄仍歿す○八月舟橋秀賢孟子を進講す。	六月畫家狩野光信歿す	三月家康、高麗板、宋板、元板の大藏經を增上寺に納む○家康大阪城に在る能役者をして幕府に詰めしむ○十月九州製紙業の祖筑後福王寺日源寂す。		二月畫家長谷川等伯歿す○三月加藤利右衞門同仁兵衞赤津燒を創む○中院通勝薨ず(五三)○節用集刊行○五月活字版日本書紀刊行○八月細川藤孝(幽齋)卒す(七七)○九月家康、鎌倉五山及清見寺等の僧に命じ群書治要を寫さしむ○是歳茶人古田重勝織部燒を創む。	九月家康、南蠻世界圖の屛風を覽る○十月家康、畫師狩野眞說に命じて、大內及諸國大社の圖を畫かしむ。	是歳家康、林道春に命じて東鑑綱要を撰ばしむ。
雜	中國等大風雨○山城大井川を疏し功成る	正月江戸地震○四月大坂火あり○是歳諸國疱瘡流行。	四月山城、美濃、尾張大水駿河大風○六月京畿大雨洪水、尋で關東大雨洪水、西國大風○八月畿內、東海道大水。	三月淺間山燒く○八月近畿大風雨、尋で諸國大雨洪水		二月京都痘瘡流行○七月近畿諸國大風雨	五月畿內洪水○八月會津大地震○十月陸奧大海嘯。	六月京畿及伊勢、美濃、尾張等諸國大風雨洪水○九月近畿、美濃、

日本紀元年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二一七一 同一七 壬子 1612		別宮高宮、土宮、月讀宮、箱根權現社を造營す、伊豆走湯權現社を造營し領を寄附す。	を寄附す。元信（閑室）信を甲斐に配す。○耶蘇教を禁じ○五月、風宮遷宮○家康、駿河に寂す（八五）○六月、后祥○衢前近の寺院を毀す（七七）○板倉重宗、京都所司代となる（九一）○渡船の制を布く○家康、江戸市中カアキ者の跡を檢し、公家の衆法度を定む（二八）○九月、家康、駿府に薨ず（七五）○十月、尾張大風雨。			
二一七二 同一八 癸丑 1613		七月造内裏、内侍所柱○十二月内侍所新造内裏成り天皇新殿に遷御、移御。	二月御代始奉幣使を石清水八幡宮に發遣○八月、御早良親王の靈を祭り、崇道天皇と追號す。○九月、日光山を管す。○是歳天海僧正を造營す。	正月姫路城主池田輝政卒す（六五）○四月、長久保忠隣を改易す○小田原城主大久保忠隣を改易す○其臣大久保忠右大臣に任じ從一位に叙せらる○三月、徳川家康、駿府城を修造す○九月、家康、二條城に會す○十月、家康、名古屋城を築く○十一月、家康、駿府城を修造す○十二月、家康、江戸城を修造す○是歳、家康、伊豆の温泉を開く○是歳、家康、佐渡の金山を開く○是歳、家康、佐渡の金山を開く○是歳、家康、佐渡の金山

日本紀元	年號干支	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二二一七 同 三 丁巳 1617								次で正遷宮○八月小倉城主細川忠興、宇佐八幡宮を放火す○十月幡一寄進を禁ず○十二月江戸山王社を再興す○二月京都堀川本願寺火事。
二二一八 同 四 戊午 1618								閏三月東照權現を江戸城西丸に勸請す○四月江戸城紅葉山東照權現を勸進す○八月京都六角堂火事。○是歲京都川本願寺の本堂再建成る。○正月妄に山伏修驗と稱して擅に祈禱を出すを禁ず○重ねて一季居人身賣買を禁ず○伊奈忠政卒す○八月三戸長崎の兩港を英吉利通商の地とす○是歲釜山日本館成る。
二二一九 同 五 己未 1619				九月石清水八幡宮正遷宮○尾張國東照權現勸請す○十一月多武峰社正遷宮。				正月妄に山伏修驗と稱して擅に祈禱を出すを禁ず○重ねて一季居人身賣買を禁ず○伊奈忠政卒す○八月三戸長崎の兩港を英吉利通商の地とす○是歲釜山日本館成る。
二二一八〇 同 六 庚申 1620	二月新上東門院崩ず(七二)○八月中忠政除封○支子扇陽成天皇女御前子後陽成天皇中宮前子院と號す○秀忠の女和子入内のち女御となる。							二月向井將監に相州三崎の造船を檢せしむ○笠原忠眞をして明石城を築かしむ。
二二一七 同 七 辛酉 1621		二月水戸東照權現社正遷宮○十一月和歌山東照權現社正遷宮。		五月曹洞宗法度を下野大中寺に存す(七五)○是歲文之寂す。	三月清韓長老寂す○五月京都巖峨法輪寺を再建す○是歲江戶築地本願寺別院建つ○日光山本坊再建。	正月妄に山伏修驗と稱して擅に祈禱を出すを禁ず○重ねて一季居人身賣買を禁ず○伊奈忠政卒す○八月三戸長崎の兩港を英吉利通商の地とす○是歲釜山日本館成る。		家衆に學問・技藝等を奬勵せしむ○八月幕府、阿蘭陀貿易を平戸に限るべきを命ず○朝鮮來聘使來る。
二二一八二 同 八 壬戌 1622			四月秀忠日光社參。	四月秀忠、天海に圓頓戒を受く○七月加賀金澤天德院建つ○八月私に寺院建立を禁ず。	二月治安に關する法令及驛傳馬の制を定む○五月平野川開鑿(二五)○八月京都式目二十一條制定す(二一)○本多正純の封を除き出羽由利に謫す○天主教を嚴禁す○一板倉重宗、京都市政を締令を布く○十二月和泉國代官と根來同心の始○川船奉行となる。	二月治安に關する法令及驛傳馬の制を定む○五月平野川開鑿(二五)○八月京都式目二十一條制定す(二一)○本多正純の封を除き出羽由利に謫す○天主教を嚴禁す○一板倉重宗、京都市政を締令を布く○十二月和泉國代官と根來同心の始○川船奉行となる。	正月朝廷寬正二年以來中絕の七日御法を再興す○八月大光院寺領を停む○是歲東叡山寬永寺造營を始む○僧を唱ふ。	二月京都巖峨法輪寺を再建す○是歲江戶築地本願寺別院建つ○日光山	二月新上東門院崩ず(七二)○八月中忠政除封○支子扇陽成天皇女御前子後陽成天皇中宮前子院と號す○秀忠の女和子入内のち女御となる。	二月向井將監に相州三崎の造船を檢せしむ○笠原忠眞をして明石城を築かしむ。
二二一八三 同 九 癸亥 1623		八月幕府禁裡御料一萬石を獻ず○十一月興子内親王降誕。						
二二一八四 寬永元 甲子 1624		十一月女御和子中宮となる。						
二二一八五 同 二 乙丑 1625		十月好仁親王宮家創立高松宮と稱す						

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二二八六 同三 丙寅 1626	九月二條城行幸○十一月高仁親王誕生（御母中宮和子）儲君と爲る。	五月諸社に祈雨を行ふ	○閏四月三寶院准后義演寂す○五月諸寺に祈雨を行ふ○十月崇傳（以心）に圓照本光國師の號を賜ふ○是歲日光山本坊火く○江戶護持院建つ。	四月老中阿部正次大坂城代となる○閏四月人身賣買の禁、駄賃錢の事を令す○六月秀忠上洛○七月大坂定番の制を定む○八月將軍家光上洛○秀忠太政大臣に家光左大臣に任ず○九月秀忠夫人淺井達子薨ず（五四）後從一位を贈らる○十月中宮御所の令條及伏見牧方の船制を定む○是歲長崎に於て始めて踏繪を行ふ。		狩野守信二條城殿中に描く。	五月炎旱甚し
二二八七 同四 丁卯 1627	十一月小堀政一仙洞御所を構造す。		七月僧侶出世の法を定む。	二月加藤嘉明を會津に封ず○八月東埔寨國人互市を請ふ○九月阿蘭國王書を將軍に呈す、文辭無禮且先例なきを以て郤く○十一月兩將軍タカサゴ人を引見す○安南圖書を呈す、文辭無禮なるを以て郤く○末次平藏等將軍に謁し蘭人の臺灣に於ける狀況を報告す○是歲內藤重次諸國金銀奉行となる。		吉田光由塵功記を著す	
二二八八 同五 戊辰 1628	正月殿上淵醉再興○二月縣召除目再興○六月儲皇高仁親王薨ず（壽三）	三月日光東照宮奉幣發遣○四月秀忠家光日光社參○八月鶴岡八幡宮の社規を定む○熱田神宮領を定む。	九月南禪寺山門を慶す○是歲日樹、日賢、日弘、日進等不受不施を唱ふ、日乾、日遠等之を破す○天海、日光佛岩谷に妙道院を建つ○慶光院周寶に上人號を許す。	二月旗下の士從者の員數を定む○三月板倉重昌を京阪に遣し仙洞及大坂城造營の論書を下す○四月濱田彌兵衞等臺灣に著す○五月長崎天主敎徒を處刑す○六月濱田彌兵衞等阿蘭陀甲比丹を懲す○八月目付豐島信滿老中井上正就を殿中に殺す○九月最上城主鳥居忠政卒す（六三）。	二月大坂城を修築す○十一月江戶城外郭の修築につき諸大名に助役を命ず。	六月菅原得菴歿す（四八）。	
二二八九 同六 己巳 1629	四月智仁親王薨ず（五一）○一一、八、後水尾天皇讓位、（院政）明正天皇（興子內親王）受禪（御年七）○太上天皇尊號宣下○是月中宮和子院號定東福門院と號す。	四月鴨御祖社正遷宮○九月伊勢內外宮正遷宮	七月僧澤庵玉室等諸宗法度違犯の爲に配流○九月清水寺火く○善光寺火く。	三月辻斬流行、辻番所を置く○八月近衞信尋關白を辭し一條兼遐代る○九月武家法度を改定す○暹羅國使者拜謁す○十月山田長政暹羅使者に附して方物を獻じ通商朱印を請ふ之を許す○家光乳母參內拜謁、春日局と稱號を賜ふ○十一月一條兼遐攝政となる。	四月江戶城の構築を始め七月に至りて成る。	十一月山本西武京都にて百韻俳諧興行、俳諧會席の濫觴。	
二二九〇 同七 庚午 1630	七月中和門院崩ず（五六）○九、一二、即位○十二月仙洞御所成り上皇移御。	九月即位由奉幣發遣。	二月酒井忠世の邸に不受不施の義につき身延の日暹等と池上の日樹等と對論す○三月西丸に身延池上の僧徒對論す○四月日樹は信州に日奧は對馬に配せらる○十月高野山大塔火く	四月織田信雄（常眞）薨ず（七三）○十月津城主藤堂高虎卒す（七五）○是歲船載支那書中耶蘇敎に係るものを禁ず（御禁書と云ふ）。	六月家光船を近海に泛べ水軍の備をなす。	正月林道春民部卿法印に叙す○二月醫長田德本歿す（一一八）○三月中院通茂薨ず（八〇）○六月杉田望一歿す（八三）○十二月道春忍岡に學寮を營む○是歲耶蘇書の舶載を禁ず。	六月賀茂川洪水。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二二九一 同八 辛未 1631		二月代始に因り石淸水八幡宮に勅使發遣○十二月貴布禰社正遷宮○河合社片岡社遷宮○春日社若宮等假遷宮。	正月高野山大塔再建始○二月清水寺再建始○三月家光、枳殼邸を東本願寺に寄す。	二月秀忠、富士見寶藏の金銀張を點檢せしむ○四月德川忠長を甲府に幽す○九月加藤嘉明卒す（六九）○關東の代官に渡船關所の事を令す○十二月本多正純其家臣に殺さる。	十二月向井將監、前將軍の命により軍用船安宅丸を造る。	四月尾張義直地球儀を幕府に獻ず、家士阿部正寶之を作る○閏十月豐鑑の著者竹中重門卒す。	三月諸國に甘露降る○是歲天下肥前瘡流行。
二二九二 同九 壬申 1632		伊佐奈岐宮式年遷宮再興。	十二月法常寺を建立、一絲和尚を開山とす。	正、二四、秀忠薨ず（五四）台德院と諡す○家光諸大名を召し去就を試む○前將軍の遺金三千萬枚を將軍に賜ふ、大名諸吏にも賜ふ○六月熊本城主加藤忠廣除封出羽に讁せらる○七月訴訟裁判のことを令す○諸國に巡察使を發す○九月廣島城主淺野長晟卒す（四七）○諸番頭諸奉行に令條を下す○十月德川忠長を高崎に移す○十一月始めて將軍の女を攝家の公卿に嫁す○十二月始めて總目付（後に大目付）を置く○腰物奉行を置き鐵砲藥込役を設く○久能山所藏の金銀を江戶城に移す。		六月角倉玄之歿す（六二）○是歲林道春聖堂を江戶忍岡に建つ。	
二二九三 同一〇 癸酉 1633	三月紹仁親王降誕	六月伊勢二見郷を皇太神宮の御鹽田とす○十二月春日社若宮等正遷宮。	正月知恩院火あり○江戶靈巖寺火く○金地院崇傳寂す（六五）○四月五山始大寺に朱印を賜ふ○十一月淸水寺本堂成る。	正月諸國巡檢使の分國を定め條例を賜ふ○二月異國船取締令を發布す○三月黑田騷動を斷じ栗山大膳を南部に流す○始めて若年寄を置く○五月蘭人甲比丹參府將軍引見す、以後例となる○六月江戶辻番の令を下す○七月人身賣買傳馬等の事に關し高札を建つ○目安及越訴の事を定む○八月公事裁許の法制を令す○十二月德川忠長自殺（二八）○書物奉行を置く。	二月軍役の制を定む○八月諸士の馬揃を臨覽あり。	二月林道春忍岡の聖堂に始めて釋采を行ふ○七月家光始めて忍岡の孔廟を拜す。	正月相摸小田原大地震、箱根山巨石崩墜つ。
二二九四 同一一 甲戌 1634	閏七月上皇の御料七千石を加へ一萬石となる。	七月東照權現を近江志賀に勸請す○八月石淸水八幡宮正遷宮。	三月弘法大師八百回忌を東寺西院に行ふ。	正月江戶大名火消の事始まる○二月阿媽港人阿蘭人參府登營○難船救助に關する浦高札を立つ○五月米穀欠乏により各所の藏米を糴賣せしむ○外國往來の禁並耶蘇敎禁止の高札を長崎に立つ○七月家光大兵を擁して上洛し禁裏其他に獻物あり、京都市民に銀十二萬枚を賜ふ○八月譜代大名の妻子を江戶に置かしむ○九月銀五千貫を江戶市民に賜ふ○十一月渡邊數馬、荒木又右衛門と共に河合又五郎を伊賀越に復讐す○十二月不作につき酒造高半減の事を代官地頭に令す	閏七月江戶城西丸出火	四月木匠左甚五郎歿す（四一）○是歲熊澤蕃山備前藩に仕ふ。	

日本紀元	年號干支	耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二二九五	同一二 乙亥	1635		八月多賀社倒る。	十二月東寺塔火く。	三月家光、宗義成と、其家臣柳川調興の疑獄を裁決す○四月勘定頭伊丹康勝に佐渡金礦の事を掌らしむ○六月武家法度を頒つ、諸大名參覲交代の制確定す○九月天主敎の禁を嚴にす○攝政一條昭良辭す○十月二條康道攝政となる○老中若年寄の役始まる○十一月始めて寺社奉行を置く○幕府職制の大綱を定む○諸役人誓書の始○十二月評定所の條例を定む、傳奏館を評定所とす○諸士の法令を頒つ。	六月安宅丸を品川沖に泛べ將軍試乘し、一名を天下丸と改む○十一月駿府城火あり○是歲幕府鐵砲方井上外記命を奉じ大砲百門を鑄造す。	八月狩野山樂(光政)歿す(七七)	正月江戸大地震。
二二九六	同一三 丙子	1636	四月後水尾上皇日光山緣起に宸筆を染められ奉納あり	四月日光東照權現正遷宮、勅使奉幣。	四月日光山藥師堂を慶す○九月知恩院の鐘を慶す。	正月前關白九條兼孝薨ず(八四)○林道春、和漢荒政恤民法制を撰進す○三月廐橋城主酒井忠世卒す(六五)○五月仙臺城主伊達政宗卒す(七〇)○鎭國令公布○六月寛永通寶を鑄る○八月箱根關の條令を定む○十一月貨幣令を布く○十二月朝鮮使聘禮を修む○是歲朝鮮の藥草を藥苑に移植す。	正月江戸城惣郭の營造を始め七月成る。	二月連歌師里村昌琢歿す(六二)花の下と號す○是歲狩野守信剃髮して探幽と號す○伊勢豪商沼浪五左衛門萬古燒を創製す○澤野忠庵顯僞錄を撰し天主敎の眞僞を論辨す。	
二二九七	同一四 丁丑	1637	十一月良仁親王降誕。	九月江戸城二丸東照社正遷宮。	十月嵯峨淸涼寺釋迦堂火く。	正月阿茶局薨ず(八三)○三月本多正純謫所に死す(七三)○八月新錢の通用周からざるを以て諸國に鑄錢所を置く○十月五人組の制を嚴にす。	十一月肥前島原に天主敎の徒、亂を作す○板倉重昌を島原に遣し次で松平信綱を遣す。	二月本阿彌光悅歿す(八一)	六月風流躍流行。
二二九八	同一五 戊寅	1638	六月好仁親王薨ず(三六)	夏已來遠近諸國の男女伊勢皇大神宮に參詣、明年三月に亘る○九月近江多賀社正遷宮。	四月江戸品川に東海寺を建つ、明年五月成る○十一月大德寺徹翁義亨に天應大現國師と諡す。	二月島津家久卒す(六三)○五月商船を除き五百石以上の大船を停止す○九月天主敎の禁を嚴にす○十月江戸品川牛込の藥園を開く○十一月始めて大老の職を置き、土井利勝、酒井忠勝を補す○十二月西國中國諸大名に徒黨退治を令す。	正月板倉重昌島原城を攻めて戰死す(五一)○二月原城陷り島原亂平ぐ○五月松平信綱、戸田氏鐵凱旋す○八月江戸城本丸火く、將軍西丸に徙る。	七月烏丸光廣薨ず(六〇)○是歲山田衞門作西洋油畫を能くし各國帝王の像を描く。	
二二九九	同一六 己卯	1639		是歲將軍家光、內藤忠重をして伊勢兩宮に代參せしむ。	二月聖德太子御忌法會を法隆寺に修す○三月寛永寺藥師堂五重塔火く○四月宗彭品川東海寺に住す○五月家光、東海寺に寺號を附す○是歲天海、下野世良田長樂寺を再興す。	二月奴僕の給金を定む○四月將軍、三家以下萬石以上の大名を召し奢侈を戒め邪敎を禁ず○七月南蠻船の渡海を禁じ、益々鎖國令を嚴にす○凶年に付在々に臨時高札を立つ○平戸に著船の蘭人に交易を許す○再天主敎を嚴禁す。	五月蘭人の砲術を試みしむ○八月江戸城本丸火災○是歲濱砲場を江戸築地に設く。	四月伊曾保物語刊行○九月天海東照宮緣起を撰し探幽之を畫く○松花堂昭乘歿す(五八)○是歲書庫を江戸城內紅葉山に建つ。	
二三〇〇	同一七 庚辰	1640			是歲大德寺勅使門建つ	正月麾下の士に儉約令を下す○三月大番頭に組中大坂加番の法令を下す○六月阿媽港人國禁を犯しゝを以て六十一人を長崎に斬り、船貨を燒却し、殘留者を歸國せしむ○九月船手頭に命じ每年九州四國の邊海を巡視せしむ○十二月右大臣九條道房、內大臣近衞內前、使者を關東に遣して轉任を謝す。	四月江戸城本丸成り家光移徙。	九月毛利秀元、家光を品川御殿に請じ茶會を催す、茶室の構造珍奇を極む、府下傳唱す○十月三條西實條薨ず(六六)	六月陸奥松前地變。
二三〇一	同一八 辛巳	1641	三月假殿(禁裏北殿)に行幸。	二月內裏の古材を大和氷室社に賜ふ。	三月後白河天皇四百五十年御忌法會を蓮華王院に修す○九月靈巖寂す○十二月增上寺安國殿上棟○是歲長講堂本堂再造により內裏古材を賜ふ○家光、知恩院堂舍を再建す○江戸泉岳寺高輪に移る。	三月熊本城主細川忠利卒す(五六)○四月平戸の阿蘭商館の長崎出島に移轉を命ず、六月至り移轉終了○五月諸大名に邪徒考察の事を令す○八月大風流躍を禁ず○是歲明船に諭文を授く。		二月林道春、春齋父子に諸家系圖編集の命を下す。	正月江戸大火九十七ケ町燒失。
二三〇二	同一九 壬午	1642	六月土御門新造內裏に還幸。	四月家光日光社參。	二月江戸淺草觀音堂燒失○閏九月日光山に相輪樘を建つ○十一月南都一乘院、喜多院、東大寺、新禪院、眞言院等火く○江戸深川に三十三間堂を建つ。	五月歸國の諸大名に其領地の邪敎徒を查檢せしむ○鄕村及代官に節約年貢米の事を令す○六月耕作獎勵の高札を立つ○九月譜代大名交替の制を定む○閏九月黑書院に重臣と會し各地人民賑救の事を議し令を代官に傳ふ○十一月立花宗茂卒す(七四)○十二月旗下の士に養子を賜祿の制を頒つ○天主敎の制禁を令す。	八月兩番頭を召して武備につき親諭あり。	三月那波道圓に武家系圖編纂を助けしむ○七月熊澤蕃山、藤樹に入門○十月天海、一切經重刻を圖る○十一月堀杏庵歿す(五八)○是歲山崎闇齋還俗。	二月より五月に至る迄飢饉餓死する者多し○五月京都大火○是歲南都大火。
二三〇三	同二〇 癸未	1643	九月紹仁親王御元服○一〇、三、明正天皇讓位、後光明天皇(紹仁)受禪(御年一一)○太上天皇尊號宣下○一〇、二一、即位。	十月卽位由奉幣發遣○十二月代始の勅使を石清水社に發遣。	十月前大僧正天海寂す(一〇八)	二月新錢令を下す○三月代官に令條を發す○土民仕置覺を令す○田畑永代賣買の刑を定む○五月朝鮮來聘○八月大名拜謁の前後次第を定む○九月春日局卒す(六五)○大名武家系圖傳成り之を親覽す○大名火事番を江戸に置く。		八月連歌師佐田川昌俊歿す(六五)○是歲北村季吟貞德の門に入る○西山宗因浪花に卜居、吉田安齋は媽港に、栗崎道喜は呂宋に、各醫術を學ぶ。	
二三〇四	正保元 甲申	1644		七月伊勢暴風、兩宮正殿破損、風宮顚倒。	三月長講堂本堂落慶。	正月代官に法度油斷なく申付げらるべきを令す○六月琉球使登城將軍を拜す○七月大老土井利勝卒す(七二)○一一、一六、改元○是歲代官に令し人別帳を作らしめ、又地方事情を上書せしむ(諸帳面の始)	六月大砲を武藏牟禮野に試む○是歲異船長崎を侵す、之を擊沈す。		七月伊勢大風○是歲京都五條石橋落成。

日本紀元 / 年號 / 干支 / 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二三〇五 同 二 乙酉 1645							正月愛宕山社火く○十一月東照權現に宮號宣下○是歲豐宮風宮遷宮。
二三〇六 同 三 丙戌 1646							四月日光山に奉幣使を發遣す、日光例幣使となる○十一月祇園社火あり○是歲後水尾上皇の御願に因り赤山明神の拜殿を造る。
二三〇七 同 四 丁亥 1647	十一月良仁親王、高松宮御相續。	九月伊勢例幣使再興。	六月高野山僧房火く○七條道房撰文となり、尋で薨ず○九月蓮華王院修理せしむ○九月守澄法親王(二九)○三月前撰政良恕補せらる○七月細川綱利入國○是歲寛永寺法華會再興。	十一月烏津光久犬追物を江戸に再興す。	二月諸大名に分命して其國の繪圖を作らしむ○三月尾張義直東照宮年譜を撰進す○十一月義直の類聚日本紀成る。	五月一刀流の祖宮本武藏(政名)没す(六四)○是歲假面工河内大掾家重殁す○錦光山の祖德右衞門粟田燒を創む。	四月能登總持寺再建○十行人の幕府、高野山學侶の訴訟を裁決す○十二月澤庵和尚寂す(七三)○是歲鎌倉長谷寺再興。
二三〇八 慶安元 戊子 1648							七月江戸近邊賊橫行に依り番屋を設く○刀脇差の寸尺を限定○目付を派遣して伊豆七島を巡視せしむ○八月行幸の地を點定し、番所を置く○是歲鎌倉長谷寺再興。
二三〇九 同 二 己丑 1649							三月將軍、泰行目付等を召して火事取締に關し面命あり○是歲倉の制、條々の定あり。
二三一〇 同 三 庚寅 1650	五月後水尾上皇御發遣○十一月良仁親王御元服。	三月春社一社奉幣發遣○九月皇大神宮別宮遷宮○十二月春日社假殿遷宮	五月高野山坊舍火く○江戸城西丸勤仕の法令を定む○十一月鷹司信房の末子信尚の子、三公の末に列する始。	正月攝政二條康道薨す○左大臣九條道房攝政となり、尋で薨ず(三九)○三月前攝政良恕補せらる○七月細川綱利入國○是歲鶴崎に參勤を始む○十月大坂城代阿部正次卒す(五四)○十一月大坂城代阿部忠秋卒せしむ○十月鶴岡城主酒井忠勝卒す(七九)。	三月將軍、泰行目付等を召して火事取締に關し面命あり○是歲倉の制、條々の定あり。	二月諸大名に分命して其國の繪圖を作らしむ○三月尾張義直東照宮年譜を撰進す○十一月義直の類聚日本紀成る。	五月一刀流の祖宮本武藏(政名)没す(六四)○是歲假面工河内大掾家重殁す○錦光山の祖德右衞門粟田燒を創む。
二三一一 同 四 辛卯 1651	落飾○十一月良仁親王御元服。	六月春日社若宮等正遷宮○九月皇大神宮別宮伊勢諸宮遷宮。	是歲日述、日通、日晴等不受不施の義を唱ふ、幕府之を黜す。	正月大目付より市中に令し二月二日よりカブキ者を追捕せしむ○五月張紙相場始まる○町歌舞伎少年の前髮を剃らしむ、野郎の袴を禁ず○是に月浪人改の令出づ。	三月佐渡奉行伊丹勝長の學に對し酒井忠勝迫害あり○八月木下勝俊(長嘯子)卒す(八一)○是歲關ヶ原の役に東軍の將として功ある小早川秀秋の孫秀雄、石川丈山に書を與へて異學者を攻撃す。	五月此頃龍澤蕃山心法を禁ず○是歲假面工河内大掾家重殁す○是歲關ヶ原の役に東軍の將として功ある小早川秀秋の孫秀雄、石川丈山に書を與へて異學者を攻撃す。	四月狩野尚信殁す(四四)○六月岩佐又兵衞殁す(七三)。
二三一二 承應元 壬辰 1652				二月檢地條例を定む○三月諸大名を召し儉約嚴守を令す○四月諸侯に長崎の警備を令す○九月琉球使節登城す○高野山學侶に近衞家熙を入室せしむ○十月行幸の條令を定む○十一月近衞信尋薨す(五一)○十二月	二月中院通村薨す(六七)○閏六月書物奉行並に醫員に命じて外臺秘要を校せしむ○十一月松永貞德殁す。	正月將軍の病を慰めんが爲大歌舞伎勸進の座を城中に召して觀劇す○二月狩野山雪殁す○是歲漆工寺	八月蘭人に大砲を演習せしむ○九月農民の鐵砲所持を禁ず。
二三一三 同 二 癸巳 1653	五月伊豆三島神社造營	九月紅葉山東照宮遷宮○是歲江戸山王社を赤坂溜池の上に移す	七月高野山勸學院上棟	正月日光山本坊火く○八月增上寺台德院靈屋○慶安九月明正院元歸○是歲宗門改を令し、一月守澄法親王日光門主となり、東叡山を兼ね天台一宗を管領す	七月由井正雪、丸橋忠彌の謀反露れ正雪自殺し忠彌捕はる。		
二三一四 同 三 甲午 1654				正月江戸玉川上水の工事を許す○同六月評定を令し、西國は神社を用ひ關西國は守隨神を用ひ關東近衞尚嗣亮となる。			
二三一五 明暦元 乙未 1655	正月即位由奉幣發遣○十二月伯耆大山寺下山明神階宣下。	是歲朝鮮國王金燈籠を日光山に献ず。	十一月隱元黃檗山萬壽寺を建立し開山となる	正月新院御所條目を定む○四、三改元○八月新錢寶永通寶を鑄○十月朝鮮使者入府す○十一月宇喜多秀家八丈島に死す○十二月江戸に金錢相場の高札を立つ			
二三一六 同 二 丙申 1656	正、二、三、卽位○二月壬生院(光子)薨ず。	十一月土御門殿竣成○遷幸○法皇院宣○後西天皇踐祚○御年一八○	十一月隱元黃檗山萬壽寺を建立し開山となる	正月大目付より市中に令し二月二日よりカブキ者を追捕せしむ○五月張紙相場始まる○町歌舞伎少年の前髮を剃らしむ、野郎の袴を禁ず○是に月浪人改の令出づ。			
二三一七 同 四 丁酉 1657	正月即位由奉幣發遣○十二月伯耆大山寺下山明神階宣下。	是歲朝鮮國王金燈籠を日光山に献ず。	十一月隱元黃檗山萬壽寺を建立し開山となる	正月新院御所條目を定む○四、三改元○八月新錢寶永通寶を鑄○十月朝鮮使者入府す○十一月宇喜多秀家八丈島に死す○十二月江戸に金錢相場の高札を立つ			
二三一八 同 五 戊戌 1658	五月大老酒井忠勝隱居○外國及耶蘇教の禁止○西海諸國に布敎の禁止○鎖國に關する令○十月江戸湊に碇泊の諸國に盜賊追捕令を出す。	是春山崎闇齋始めて講筵を開く○十二月儒醫板坂卜齋(淺草文庫創立者)殁す(七八)。		四月禁裏造營の役なる諸侯に課す○四月外國船出入の禁令を長崎奉行に下す○六月玉川水竣功す○十一月牧野親成京都所司代となる。	二月西山宗因萬句を大阪天滿社に興行す○八月武藏大風○十月江戸京橋八丁堀邊燒亡。		

日本紀元	年號	干支	耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二三一七	同三	丁酉	1657			正月江戸大火、本妙寺、増上寺、靈巖寺、本願寺別院等火く○二月江戸大火の燒死者の爲に伽藍を建て回向院と稱す	三月評定所を龍口に營み五月成る○九月商工業者の組合禁令を發す○十二月前關白鷹司信房薨ず。	正月江戸城火く。	正月林道春(羅山)卒す(七五)○二月德川光圀大日本史編修に著手○六月松永尺五(昌三)歿す。	正月江戸本郷丸山本妙寺出火江戸大半烏有に歸す(振袖火事と云)
二三一八	萬治元	戊戌	1658		十二月皇大神宮及荒祭宮風日祈宮炎上。	四月興福寺南圓堂造營始○十二月妙心寺開山慧玄に更に佛心覺照國師の號を加賜す。	二月金分銅改鑄を命ず○六月明人鄭成功援を請ふ許さず○七、二三、改元○九月江戸に火消役を置く○十二月前田利常卒す(六六)		三月林春齋朝鮮物語を撰す○六月猿若元祖中村勘三郎歿す○十二月松井宗且歿す(伊丹風の祖)	正月江戸大火(本郷吉祥寺出火)○閏十二月伊勢宇治郷火あり。
二三一九	同二	己亥	1659	十二月儲君識仁親王新御所に移らる	四月伊勢一社奉幣發遣○內宮假殿遷宮○十一月內宮正遷宮○十二月荒祭宮風日祈宮正遷宮		六月井伊直孝卒す(七〇)○七月長崎市人新錢を鑄て外國貿易の用に供するを許す。	八月江戸城本丸成る○九月家綱移徙。	是歳明人朱舜水長崎に來る○保井算哲四國九州を巡り經緯度を測り時差を考ふ。	十二月江戸淺草川新橋成る兩國橋と云ふ○對馬大火。
二三二〇	同三	庚子	1660			十二月顯晫に本源國師と諡す。	八月伊達綱宗の家臣等の爭を裁決し綱宗に逼塞を命ず○秤座の事を令す○十月堀田正信封事を上る○十一月正信が罪を正し脇坂安政に預け城地を收む。		十二月淺草文庫を立つ○是歳江村剛齋(宗珉)卒す。	六月大坂城焔硝倉に落雷し被害甚し○七月伊勢大風洪水。
二三二一	寛文元	辛丑	1661	正月禁裏法皇御所女院儲皇親王御所新院御所等炎上主上白川照高院に法皇は修學院離宮に新院女院等は岩倉離宮に儲皇親王は妙法院に遷御○二月主上近衛基熙今出川第に遷幸。		正月京都安禪寺、遣迎院、智恩寺等火く○三月嶺育、駿遠兩國曹洞宗並に伊豆修善寺派の僧錄となる○十月東寔寂す、大圓寶鑑國師と諡す。	二月江戸府内の圖を改正す○三月蘭人に通商新令を下す○四、二五、改元○七月德川(水戸)賴房薨ず、光圀遺領を嗣ぐ○八月關所女通行手形の制を定む○閏八月德川綱重を甲府に、同綱吉を館林に封ず。		是歳林春齋兵部卿法印に叙す○羅山文集刻成る○此頃多賀城の碑を發掘す。	正月京都大火
二三二二	同二	壬寅	1662	十一月禁裏御所、新院御所竣成還御○十二月識仁親王御元服。	十月大和三輪攝津廣田の社に金銀を賜はり其領主より修復せしむ○是歳瀧原宮同並宮遷宮	是歳契沖、攝津生玉曼陀羅院に住す。	二月老中若年寄の所管を定む○三月老中松平信綱卒す○三月方廣寺の大佛を銷し錢を鑄る○五月小笠原忠眞長崎探題となる○七月酒井忠勝(空印)卒す○十月碁將棊の徒を寺社奉行の所管とす○十一月金銀相場令を下す		正月鑑定家古筆了佐歿す(九一)○五月明月記書寫を府下五ヶ寺の僧侶に命ず七月書寫成る○狩野探幽守信法印に叙す○八月探幽、黄檗山十八羅漢の像を畫く。	五月畿内及東海東山の一部强震。
二三二三	同三	癸卯	1663	正、二六、天皇讓位、靈元天皇(識仁親王)受禪(御年一〇)○二月後西院上皇に太上天皇尊號宣下○四、二七、即位○是歳後水尾法皇東福門院下御所に還幸。	四月即位由奉幣發遣○七社に即位無爲の御祈あり○七月伊雜宮正遷宮○八月代始により石淸水八幡宮に勅使を立てらる。	十月隱元、黄檗山萬福寺に開堂す。	正月關白二條光平攝政と爲る○五月武家諸法度を發し殉死を禁ず。		○九月蒔繪師古滿休意歿す○十二月野中兼山歿す(四九)○林春齋に弘文院の號を賜ふ。	

日本紀元	年號	干支	耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二三二四	同四	甲辰	1664	八月後西院上皇新仙洞(凝華洞)に移御。	十二月外宮正遷宮。	四月方廣寺大佛木像の造作を始む。	四月老臣連署の制を定む○九月攝政二條光平罷む左大臣鷹司房輔之に替る○十一月重ねて耶蘇教の禁令を布く○是歳三都定飛脚を定む。		七月奏者番永井尙庸本朝編年史の總裁を命ぜらる○九月江村專齋(宗具)歿す(一〇〇)○侍講朝山意林庵(素心)歿す(七〇)○是歳林春齋に命じて本朝編年錄の續編を修せしむ○德川光圀、林春齋と皇統正閏の論を交ふ。	
二三二五	同五	乙巳	1665		三月幕府、攝州多田院に社領を寄進す○七月諸社禁制條目を定む○十二月豐國大明神を再興し萩原員從奉仕す。	七月諸宗寺法を定む○十二月不受不施派の僧徒を罰す○是歳勅願の爲三十三所觀音を定めらる。	四月金銀の制度及分銅私造を禁ず○六月松平定房に大留守居役を命ず○七月諸大名の證人を廢す○八月前關白九條幸家薨ず○是歳德川光圀封内の淫祠を毀つ	正月大坂城殿主震災。	三月山崎闇齋江戸に遊び保科正之の賓師となる○十月聖教要錄刊行	十二月越後大地震。
二三二六	同六	丙午	1666		五月伊勢兩宮造營を祭主の所掌に復し慶光院尼の執行を停む、山口祭を行ふ○十二月石淸水八幡宮正遷宮。	三月東大寺三倉開封○是歳德川光圀領内の寺院を毀ち惡僧を歸俗せしむ。	二月代官に山川の令を下す○天樹院夫人(德川千姬)卒す○三月酒井忠淸大老に補す○七月萬石以下の從者を減省せしむ○諸役人の給料を定む○前攝政二條康道薨ず○十一月勘定所より村里へ下知狀を授く。		此秋芭蕉、季吟に入門○十月山鹿素行聖敎要錄の筆禍にて赤穗に謫せらる○是歳岡山藩主池田光政領内閑谷村に閑谷黌を立つ。	
二三二七	同七	丁未	1667		閏二月鎌足公の千年忌により多武峰祠を修造す○七月吉川惟足、將軍家綱に謁す○伊豆山權現を修造す○九月箱根權現造營○是歳皇大神宮大宮司政所職再興	二月東大寺二月堂火く○三月後水尾法皇御願の相國寺開山堂建つ○四月日禪を佐渡に流す○九月東本願寺本堂再建○十一月江戸谷中法恩寺火く○是歳方廣寺大佛木像成る。	閏二月諸國巡檢使に條令を下す○畿内近江播磨等に本田畠に煙草栽培を禁ず○五月遠州今切荒井兩關津の制を定む○七月朝鮮へ武具を渡したる者の罪科を定む○肥前大村の耶蘇數徒を捕ふ		是歳保科正之、保井算哲を招き暦法を問ふ、算哲宣明暦の天度に違ふを説き改暦を建言す	
二三二八	同八	戊申	1668		八月多武峰大明神正遷宮。	二月延暦寺前唐院、文珠樓火く○芝増上寺、下谷廣德寺等火く○十月佛寺建立の制を定む。是歳江戸青松寺火く。	二月上下に儉約の令を下す○三月攝政鷹司房輔關白となる○長崎港の輸入品を制限す○五月老中板倉重矩京都所司代となる○八月殉死の禁を嚴にす○十一月守隨に秤座、土屋五郎右衞門に紺屋の事制令あり○十二月劇場及娼街の規制を令す○是歳阿蘭陀貿易に銀を用ふるを禁じ金を以てせしむ。	二月江戸城本丸大奥燒く。	二月深草元政寂す(四六)○是春鐵眼一切經飜刻を發表す○四月足利學校造營成る○十一月彫金工後藤即乘歿す(三作の一人)	二月江戸大火○是年諸國旱す。
二三二九	同九	己酉	1669	八月良純法親王(以心菴)薨ず○十一月房子入内女御となる。	二月北野社正遷宮○九月伊勢一社奉幣發遣○內外宮正遷宮○十二月春日社假殿遷宮○日吉社正遷宮。	十月隆琦に隱元禪師の號を賜ふ。	二月淀川浚疏の課銀を西國四國中國の大名に課す○板倉正重大留守居となる○三月保科正之隱居○五月養子令を下す○新錢(文錢)を大名諸士に賣與す○十	七月蝦夷亂を作す○十月松前泰廣之を討平す	七月俳人石田未得歿す(八一)○九月俳人野々口立圃歿す(七一)○是歳山鹿素行中朝事實を著す○十二月酒井忠直	

日本紀元 年號 干支 耶蘇紀元		二三三〇 同一〇 庚戌 1670	二三三一 同一一 辛亥 1671	二三三二 同一二 壬子 1672	二三三三 延寶元 癸丑 1673	二三三四 同二 甲寅 1674	二三三五 同三 乙卯 1675	二三三六 同四 丙辰 1676	二三三七 同五 丁巳 1677	二三三八 同六 戊午 1678	二三三九 同七 己未 1679	二三四〇 同八 庚申 1680	
皇室			是歲後水尾法皇九度修學院に御幸。	六月幸仁親王有栖川宮と稱す。	五月禁裏及法皇、新院、東福門院御所炎上、主上は近衞基熙今出川第に遷御假皇居とす、後水尾法皇は一條烏丸第に、明正上皇東福門院は二條光平第に後西上皇は八條宮第に遷御	九月東福門院新御所に還御。	九月朝仁親王降誕○十一月後水尾法皇八十御賀を宮中に行はる○假皇居今出川第、本院御所、新院假仙居八條宮第炎上、○新內裏竣成(土御門殿)天皇假皇居より遷幸。	十月明正上皇新仙洞に還幸○十二月後水尾法皇御所下御所炎上、土御門內裏北殿に遷御。	七月母儀准三宮國子薨ず追號新廣義門院○十月後水尾法皇下御所に還御	六月東福門院和子崩ず(七二)	六月照高院道晃法親王薨ず。	五月輪王寺宮守澄法親王薨ず○八、一九、後水尾法皇崩ず(寶算八五)	
神祇		九月內宮別宮正遷宮○十一月外宮別宮月讀宮火く○是歲豐受大神宮神庫文殿を建つ。	六月春日社若宮等正遷宮。	閏六月京極寺八幡宮正遷宮。		八月吉田家を以て無位の社人に裝束の事を掌らしむ、吉田家を神道の管領と稱するに至る	十一月皇大神宮に遷幸無爲御祈あり。				八月石淸水放生會を行はれ上卿再興○九月賀茂別雷社正遷宮○賀茂御祖社正遷宮○貴布禰社正遷宮○賀茂河合社片岡社正遷宮。		十二月伊勢內宮正殿及東西寶殿炎上。
佛教		是春東山大谷堂宇建立○鐵眼信徒の請に應じ難波藥師寺中興の祖となる○六月日禪寂す	正月十八檀林法十七條を定む○京都遣迎院、廬山寺、七觀音院火く○三月相國寺塔堂火く○六月叡山に最澄八百五十年忌を修す○是歲清淨華院火く。		四月黃檗山の隱元に大光普照國師の號を賜ふ○尋で寂す(八二)○十二月西山本願寺別院落慶		三月一絲和尙に定惠明光佛頂國師の號を贈る○閏四月淨土宗檀林入院の制を定む○十一月聖護院火く。	九月增上寺火く。	此秋增上寺造營始○閏十二月三州大樹寺を修理す○是歲明僧興儔來朝、光圀水戶に祇洹寺を建て興儔を請す。	十二月知恩院の鐘樓成り供養す○是歲僧心越歸化す。	五月京都知恩寺祖堂建つ○十月身延山久遠寺に裁許狀を賜ふ。	三月善導大師の千年忌を淨土四箇本寺及禪林寺等に行ふ○五月諸寺納經の制を定む。	二月亮賢に江戶高田藥園の地を賜ひ護國寺を建つ○十二月京都光明寺火く。
政治	一月井伊直澄大老となる。	正月關八州の代官に御藏入減少につき布達す○二月若年寄永井尙庸京都所司代となる○大奧の規定を令す○八月裁許の規制を令す○九月更に釀酒令を下し、煙草を田畠に植うるを禁ず○是歲末次平藏蘭式船を製して幕府に献ず。	正月德川賴宣(南龍公)薨ず(七〇)○三月酒井邸に仙臺伊達騷動事件を裁決す○五月阿部忠秋老中を罷む○七月河村瑞賢、幕命に依り奧羽關東の官米輸送をなす○十二月五味酒白酒煉酒の釀造を禁ず。	二月奴婢の出替の期を定む○前關白一條昭良薨ず○三月京阪堺の商人に令して金銀兩替及阿蘭陀貨物の制を布く○六月岡山城主池田光政隱居○十二月保科正之卒す(六二)○是歲河村瑞賢幕命により北海官米を江戶に輸送す。	五月老中板倉重矩卒す○六月英吉利船長崎に來り復通商を乞ふ許さず○九、二一、改元○是月牧野親成隱居。	二月天主教禁制の高札を改立つ又驛人足駄賃の高札を立つ○五月幕府錢を東海道中山道の諸驛に貸す。	正月諸士困窮につき此春冬切米の半を給す(春切米渡の始)○三月關八州に令して鐵砲の私藏を禁ず○五月阿部忠秋(空烟入道)卒す(七四)○六月代官伊奈忠易無人島にて獲たる珍禽奇木を献す。	正月大老井伊直澄卒す○四月寺社奉行戶田忠昌京都所司代となる○五月長崎代官末次平藏父子密貿易の露れ隱岐に流さる○十一月南都の町奉行に條例を賜ふ。	二月金貨を三丸に鑄造す○三月前京都所司代永井尙庸卒す○八月市中の躍を禁ず。	九月甲府宰相德川綱重薨ず(三五)○是歲河村瑞軒米價調節を圖る。	四月老中土屋數直卒す○六月老中久世廣之卒す○七月若年寄土井利房、堀田正俊共に老中となる○十月松平越後守光長の家臣一等の訴訟上裁す(越後騷動)○十一月伊達宗勝配所に死す。	五、六、將軍病篤く館林宰相(綱吉)を世子となす○同、八、將軍家綱薨ず(四〇)○尋で贈太政大臣正一位、嚴有院と諡す○是月堀田正信自盡す○八、二三、綱吉將軍宣下○十一月柳澤保明小納戶に登用せらる○十二月大老酒井忠淸病免。	正月評定所の式法を定む○將軍代替に付諸國へ巡見使を發す○三月毎年四月より十二月に至り邪宗門改の事を命ず○五月前大老酒井忠勝卒す○六月將軍越後
軍事				五月脇坂安政播磨龍野に新城を築く。									七月越後糸魚川の城を毀ち鬼伏關を廢す。
文藝	渾天儀を献ず○是歲長崎大通詞西吉兵衛醫業を立て玄甫と號す西流の祖。	二月紀伊賴宣渾天儀を献ず○六月住吉廣通(如慶)歿す(七二)○本朝通鑑成り朝廷に献ず。	正月鐵眼大藏經刊行の資金を集め始む○十月山崎闇齋、吉川惟足より垂加靈社の號を授けらる。	五月光圀彰考館を開く○石川丈山(六六山人)歿す(九〇)○閏六月書家大橋重政歿す○十月茶道表千家祖千宗佐(江岑)歿す○是歲光圀舜水をして儒生を率ゐて釋奠の禮を行はしむ○芭蕉江戶に下る。	二月俳人安原貞室歿す○九月彫金工後藤程乘歿す。	三月俳人鷄冠井令德歿す○八月加藤盤齋歿す○十月狩野探幽(守信)卒す(七三)○是歲芭蕉薙髮して風羅坊と號す	閏四月山鹿素行赦免せらる。	幕府の儒官野間靜軒歿す。		正月扶桑拾葉集成る○二月俳人山本西武歿す(七三)○十二月狂歌師半井卜養歿す○是歲師蠻延寶傳燈錄四十一卷を著す○西鶴一日一夜に千六百句を作る。	十二月權大納言飛鳥井雅章薨ず。	四月光圀、扶桑拾葉集を上る○五月林春齋(鵞峰)卒す(六三)○六月俳人松江重賴歿す○九月綱吉、儒者林春常、人見友元を召して親ら經書を討論す、爾後毎月三回を例とす○十月林春常文庫書冊の目錄を撰進す。	二月林春常幕命により四書、五經、小學、近思錄の訓點を正す○三月望月長好歿す○六月伊勢神宮、僞書大成經
雜					五月京都大火	四月京畿近國大水。	二月大和攝津河內等飢饉○十一月京都大火。	四月京都大火○十二月京都大雨洪水。					

二三四一 天和元 辛酉 1681	二三四二 同 二 壬戌 1682	二三四三 同 三 癸亥 1683	二三四四 貞享元 甲子 1684	二三四五 同 二 乙丑 1685	二三四六 同 三 丙寅 1686
	三月五宮儲君となる○十二月朝仁親王宣下。	二、九、朝仁親王立皇太子○是月准后房子中宮となる	四月東宮下御所災す。	二月東宮下御所竣成還御○二、二二、後西院上皇崩御(寶算四九)○五月准三宮隆子(後西院上皇母儀)薨ず後に逢春門院と號す。	
	正月賀茂下上社奏事始再興○九月例幣使王に馬を賜ふこと再興。	三月伊勢內宮正遷宮○日光山東照宮建立。		十一月伊豆三島神社火く。	十二月京都御靈社正遷宮。
	正月石淸水愛染堂及本尊等火く○三月元瑤尼林丘寺觀音堂を建立○鐵眼(道光)寂す(五三)○七月智積院火く○十二月江戸本郷大圓寺、兩國回向院、深川本誓寺等火く。		四月京都西昌寺、三福寺、常念寺、專念寺、革堂等火く。	十一月淨土宗檀林法規五條並に下知十一條を定む。	閏三月知足院隆光入院す(後の護持院)○大德寺開山妙超に大慈雲匡眞國師と加諡す。
騷動を親裁し、小栗美作父子に自盡を命ず○九、二九、改元○十月小倉實起其子公連等濟深法親王の出家を拒むに坐して佐渡に流さる○十一月稻葉正通京都所司代となる○十二月堀田正俊大老となり牧野貞成側用人となる。	正月始めて讀書始の式を行ふ爾後恒例となす○二月關白鷹司房輔罷め一條冬經關白となる○三月始めて孝子節婦を旌賞す○五月池田光政卒す(七四)○諸國に高札を建て忠孝を勵まし奢侈邪教を禁ず○八月朝鮮使者を引見す○十一月前關白二條光平薨ず(五九)	二月外國輸出入品の制限を長崎奉行に令す○辻番の制を定む○民間の祭禮及衣服の事を令す○閏五月婦人の服飾を禁ず○六月河村瑞軒に命じて淀河水路を巡察せしむ○七月松平忠輝配所諏訪に卒す(九二)○猿樂師幕府の職に就く○武家諸法度を發す○九月土御門泰福に諸國陰陽師を總管せしむ。	二、二一改元○二月服忌令を頒つ○四月書籍出版に付禁令を頒つ○七月土屋政直大坂城代となる○八月若年寄稻葉正休大老堀田正俊を殿中に害し正休亦直に殺さる	六月林奉行用人四人を置く○七月松平忠周側用人となる○九月大坂城代土屋政直京都所司代となる○十二月柳澤保明出羽守となる○側用人牧野成貞侍從となる。	四月服忌令を增訂す○八月朝鮮互市の金額を一萬五千兩と限定す○長崎奉行の定員を三人と爲す○大小神祇組の徒二百餘人を追捕す○十二月松平綱貴に命じ
	九月安宅丸を毀つ。				
の上梓を停む○是歲、鐵眼一切經刊成○光圀、吉弘元常佐々宗淳等を京都に遣し遺書を採訪せしむ○佛工湛海律師始めて不動尊像を彫る○此頃漆工梶川久次郎蒔繪を以て幕府の抱となる。	四月西山宗因歿す(七八)○朱舜水歿す(八三)○七月木下貞幹(順庵)儒官となる○九月山崎闇齋歿す(六六)○蒔繪師山本春正歿す。	十一月林春常、人見、木下等に三河記校合を命ず○是歲僧潮音舊事大成經を僞作し印行す、幕府之を禁ず。	十一月保井算哲自作の新曆を獻ず(貞享曆)○十二月保井算哲天文方となる(幕府天文方の始)	三月土佐派の畫工住吉具慶幕府の奧繪師となる○九月山鹿素行歿す(六四)○狩野安信歿す○十二月林春常(信篤)奧醫師同樣奧出仕を命ぜらる。	二月奧醫師瀨尾昌琢外科の治療法を參府の蘭人に問ふ○六月下河邊長流歿す(六三)○七月初代市川宇左衞門歿す○
	十二月江戸大火芭蕉庵火く○是歲畿內中國飢饉して饑莩路に充つ、鐵眼大阪にて連日飢民に施米す。	是歲日光山地震。			

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元		二三四七 同 四 丁卯 1687	二三四八 元祿元 戊辰 1688	二三四九 同 二 己巳 1689	二三五〇 同 三 庚午 1690	二三五一 同 四 辛未 1691
皇室		正月東宮朝仁親王御元服○三、二一、靈元天皇讓位(院政を行ふ)東山天皇(朝仁親王)受禪(御年十三)○太上天皇尊號宣下○中宮房子院號定、新上西門院と號す○關東より靈元上皇御料七千石進る○四、二八、卽位○一一、一六、大嘗祭再興。	正月靈元上皇四方拜再興。	六月下御所に鎭守社を造營遷宮。	三月日光門跡天眞法親王薨ず(二七)	
神祇		四月卽位由奉幣發遣○八月石淸水社に代始勅使發遣○十二月日吉社正遷宮。	五月春日社假殿遷宮○九月將軍綱吉江戸山王社に參拜。	九月伊勢一社奉幣發遣○內外宮正遷宮。	五月長岡開田天滿宮正遷宮○六月春日社若宮等正遷宮○八月愛宕社正遷宮○九月皇大神宮豐受大神宮別宮正遷宮○是歲內宮の文庫を林崎に移す。	十一月石淸水社假殿遷宮。
佛教		二月不受不施の徒を三宅島に流す、尋で又佐渡に流す。	正月高野山大門火く○四月寺院の古跡新地の別を定め、寛永壬申以後の創立を新地とす○東大寺大佛殿造營始○九月知足院伽藍落成○十一月將軍綱吉神田橋外新禱所知足院に御成○同院を關東新義眞言宗の本山とす。		三月加賀金澤本願寺別院火く○江戸淺草寺火く○十二月覺鑁上人に興教大師の號を追諡す	四月日蓮宗悲田派を禁ず○八月江戸湯島靈雲寺建立。
政治	琉球交易金額の二千兩を改めて定額とす○朝廷四人衆の號を改めて議奏とす。	正月生類憐愍の令を布く爾來屢々此令あり○三月關白一條冬經攝政となる○七月河村瑞軒の淀川の水利竣功を賞す○十月內藤重賴京都所司代となる○十二月海外航行並に武具輸出禁止の令を長崎に榜示す○是歲、淸船寰有詮と云書を齎して至る、長崎人向井元成其書の邪教を主とするを訴ふ、禁書是より始まる。	四月將軍綱吉、牧野成貞邸に御成、次で桂昌院、御成○五月服忌令を追加す○九、三〇、改元○是歲淸國商船の數を限り七十隻とす。	三月攝政一條冬經關白となる○四月長崎に唐人屋舖を造りこゝに移住せしむ○八月松平(前田)綱紀を三家の格に準ず○十月奧右筆組頭を置き蜷川親熙を任ず	正月關白冬經罷め近衞基熙關白となる○四月服忌令を改定す○十月德川光圀隱居○十一月小普請金の取立の制を定む○十二月松平信興京都所司代となる。	正月土岐賴殷大坂城代となる○閏八月小笠原長重京都所司代となる○是歲寛永通寶銅錢を鑄造す。
軍事				十一月兵法家長沼宗敬(澹齋)歿す(五四)		
文藝	九月三河記校正成り武德大成記と名づく○是秋、光圀、彰考別館を設け、編纂を開始す○是歲岡清兵衞歿す。	二月林春常を法印に叙し弘文院法印と稱せしむ○是歲三宅觀瀾水戸家に勤仕す○松下見林の異稱日本傳成る。	十一月四書直解新刻成る○將軍、忍岡林弘文院邸內の孔子廟を拜す	十二月北村季吟湖春父子營中に召され醫師に准ぜらる、歌所を置く始○高島玄札歿す。	正月度會延佳卒す(七六)○五月蘭醫ケンペル長崎に來り日本見聞記事を著す○七月林邸の孔子廟を神田臺湯島に移す○八月將軍親ら大學を講じ諸老臣に聽かしむ將軍親講の始○十二月孔子廟上棟式を行ふ○彫金工横谷宗與歿す	正月林信篤、束髮して大學頭に任ず、是より諸儒者束髮す○二月孔子像を昌平坂の大成殿に移す○將軍綱吉初めて大成殿に詣づ○四月光圀、丸山雲平等を東北に遣し遺書古記を求む○八月熊澤蕃山歿す(七三)○九月畫工土佐光起歿す(七五)○十一月黑川道祐歿す。
雜		九月諸國洪水死者多し。			八月京阪大洪水。	

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二三五二 同五 壬申 1692	九月明正上皇七十御賀。		三月東大寺大佛殿再建成る〇七月寺院の新建を禁ず〇九月高野山行人六百餘人を流し其所領を收む〇十二月青蓮院、眞如堂、東北院、極樂寺、迎正寺、來迎寺、法正寺、正迎院巳下佛寺等火く。	五月諸役の給料を定む〇八月罪人の妻子仕置の令を出す〇德川光圀楠公の碑を湊川に建つ〇九月服忌令の追加を頒つ。		五月芭蕉庵再興〇八月岡西惟中歿す(五四)〇九月綱吉觀用教戒を草し柳澤吉保に與ふ〇此頃俳諧隆盛を極む〇是歳鴨祐之の日本逸史成る。	十二月京都大火。
二三五三 同六 癸酉 1693	十一月天皇政務を聞召。	九月石清水社正遷宮。	二月大阪西本願寺成る〇五月東大寺正倉院開封〇六月眞如堂、東北院、極樂寺、法正寺、正迎院等を洛東に移す〇十月叡山安樂律院建つ。	正月生類憐の主意を以て舊例を廢するに至る〇七月道奉行をして江戸府内の水道を管せしむ〇十一月諸大名に風俗矯正令を下す〇十二月服忌令改正。		二月綱吉諸大名を召し中庸を講義す〇四月綱吉周易講義を始め毎月六回開筵す〇八月井原西鶴歿す(五二)〇大成殿釋菜の禮を行ふ〇十二月新井白石甲府侯の侍講となる。	八月江戸淺草川に新大橋を架す。
二三五四 同七 甲戌 1694	五月伏見宮貞致親王薨ず。	四月賀茂葵祭を再興す〇十一月稻荷社正遷宮	五月品川東海寺火く〇閏五月了也大僧正に任ず、增上寺大僧正の始〇近江錦織寺火く〇七月江戸湯島靈雲寺を關東眞言律の本寺とす〇八月江戸市ヶ谷月桂院を月桂寺と改め關東十剎に加ふ〇十一月高野山法式三十三條を定む	七月生類憐の令を出すこと頻なり〇十一月柳澤保明老中に準じ評定席に出座せしむ。		正月畵家狩野益信(洞雲)歿す(七〇)〇是月卑猥の出版物を禁ず〇四月綱吉、家門庶流等を召して論語を講じ、光圀に經を講ぜしむ〇六月杉山檢校和一歿す〇一〇、一二、松尾芭蕉歿す(五三)〇十一月吉川惟足歿す(七九)	五月出羽野代大地震。
二三五五 同八 乙亥 1695	四月妙法院堯恕法親王薨ず(五六)〇十月靈元上皇詠歌大概を講ぜらる。	二月皇大神宮祈年祭再興、僅に與儀を執行す	五月江戸本所羅漢寺を建て松雲彫造の五百羅漢像を安置す〇九月將軍知足院に臨み護持院と改稱し、隆光を大僧正と爲す〇十月准后久遠壽院公海寂す(八九)	五月大久保、四谷に犬小屋を設け、犬小屋支配を置く〇六月切支丹本人並類族を定む〇八月勘定吟味荻原重秀の議に因り金貨改鑄の令を發す〇十一月令して江戸の犬を中野犬小屋に畜養せしむ。	二月飛驒高山城を毀つ		二月江戸大火〇四月柳澤保明に染井村に下邸を賜ひ六義園と號す〇三月伊豆大島燒出。
二三五六 同九 丙子 1696	七月常磐井宮貴宮に京極宮の號を賜ふ〇一一、一〇、明正上皇崩ず(寶算七四)	三月攝津多田社に權現號を授く〇四月賀茂祭飾車及山城使等再興。	六月滿仲朝臣七百年忌により攝州多田院の祠堂造營、正一位を贈らる〇九月攝津大念佛寺を檀林と爲す。	二月伏見、堺の兩奉行を廢し、伏見を京都町奉行、堺を大坂町奉行にて支配す〇四月荻原重秀勘定奉行となる〇六月金銀箔の品物賣買の令を下す〇七月金銀贋造の嚴禁令出づ〇八月大奥の條約を定む〇十一月寺社奉行、大目付、町奉行、勘定奉行に命じて地圖を造らしむ、御國繪圖と云ふ〇十二月服忌令を追加す		七月小川立所(成章)歿す(四八)	六月關東大地震數日に亙る〇三月より七月に至り天下飢饉。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二三五七 同一〇 丁丑 1697	二月女御幸子女王入內。	十一月御靈社正遷宮。	正月源空(法然上人)に圓光大師と勅諡す〇三月革堂再建成り入佛式あり〇六月明正院舊殿內一宇を泉涌寺に下賜(景福殿是也)〇七月護國寺觀音堂、護持院五智堂成る。	四月松平信庸京都所司代となる〇內國地圖改訂を命ず〇新舊貨幣の交換を命じ、古金銀通用を來年三月迄とす〇是月二十九日元祿八年以來昨二〇十八日に至犬小屋に送りし犬數を上書せしむ其數四萬八千七百餘頭に達す〇六月井伊直該大老となる〇七月采地を以て旗下諸士の祿米を給するに定む。		正月北村湖春歿す(五〇)〇裏千家祖千宗室(仙叟)歿す。	十月關東大地震、江戸大火。
二三五八 同一一 戊寅 1698			二月寛永寺根本中堂立柱〇八月寛永寺中堂成る〇九月寛永寺根本中堂の供養勅會〇嚴有院の靈廟寛永寺本坊燒失	二月鑛山採掘獎勵を發令す〇新に大留守居職を置き酒井忠擧之に補す〇三月河村瑞軒を召出す〇四月麻布藥園成る〇六月服忌令追加す〇七月柳澤保明左近衛少將に進み老中筆頭となる〇十月再伏見奉行を置く。		八月田捨女歿す(六五)〇十月(或云十一月)俳人伊藤信德歿す〇十二月木下順庵歿す(七八)〇是歳佐々宗淳歿す。	九月江戸大火世に勅額火事と稱す。
二三五九 同一二 己卯 1699	四月歷朝山陵の修營成る、六十六陵〇七月有栖川宮幸仁親王薨ず(四四)	二月皇大神宮新年祭儀式再興〇十一月近江多賀社正遷宮〇是歳三百餘年中絕の神宮神衣祭再興。	二月寛永寺本坊重建〇八月河內通法寺創建。	正月江戸府下職人の肝煎を定め其工人を統轄せしむ〇六月河村瑞軒歿す(八二)〇九月老中戸田忠昌卒す〇閏九月旗下の老士を賑給す〇供連の制を定む。		四月俳人高瀨梅盛歿す〇十二月北村季吟を法印に叙す〇是歳英一蝶伊豆三宅島に流さる。	是歳江戸永代橋を架す。
二三六〇 同一三 庚辰 1700		六月梅宮社火く。	三月京都滿願寺建つ〇八月黃檗僧鐵牛寂す。	正月前關白鷹司房輔薨ず(六四)〇三月大老井伊直該病免す〇八月始めて日光奉行を置く〇十月尾張大納言光友名古屋に薨ず〇是歳阿蘭陀の交易船數五艘を限りて之を許す。		十一月易の講義竟宴を營中に行ふ、元祿六年四月將軍親講以來八年二百四十座にして終る〇林信篤以下加恩あり〇一二、六、德川光圀(義公)薨ず(七三)〇是歳跡部光海歿す。	
二三六一 同一四 辛巳 1701	十二月慶仁親王降誕。	三月北野社正遷宮〇梅宮社正遷宮〇五月六孫王社に權現號を賜ふ〇十一月正一位々記を六孫王權現に授け給ふ〇正一位々記を河內壹井權現に授け給ふ〇十二月平野社正遷宮。	八月三河鳳來寺落慶〇十月下總成田山不動堂落慶〇十一月嵯峨清凉寺釋迦堂上棟〇十二月京都東大谷佛殿成る。	三月淺野長矩殿中にて吉良義央を傷け切腹を命ぜられ其封を除かる〇八月銀價騰貴するを以て銀錢を貯へて出さゞる者を處刑すべきを令す〇十一月將軍、柳澤保明の邸に臨み、家門に准じて偏名を賜ひ吉保と改む〇質屋の定法を令す〇十二月大坂に銅座を置き、鑄錢寛永通寶の金銀に對する比價を定む。	二月伊勢桑名城燒失。	正月、圓珠庵契沖寂す(六二)〇十月安東省庵歿す。	六月京都大雨雷電鴨川洪水〇十二月關東飢饉餓死する者多し。
二三六二 同一五 壬午 1702		二月兩大神宮造宮使再興〇二月京都藤森社正遷宮〇三月陸奧諏訪神正一位々記を授けらる	二月品川海晏寺妙國寺等火く〇三月本願寺、諸門跡家に准じ系譜書を幕府に進む〇此春熱田神宮寺再興〇五月伊勢慶光院尼に上人號を聽す。	二月窮民賑救の令を發す〇七月釀酒米の員數を定め米穀類の價額を調節す〇閏八月江戸町奉行を三人とす〇遠江荒井關所番を廢す〇十月京町奉行を二人とす〇十一月再堺奉行を置く〇奈良下田奉行を一人と定む〇十二、一四、淺野長矩の遺臣大石良雄、主仇吉良義央を殺す。		二月新井白石の藩翰譜完成進獻す〇三月越智越人歿す〇七月中村惕齋歿す(七四)〇八月安藤朴翁歿す〇十二月諸國繪圖成る。	

日本紀元	年號干支	耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二三六三	同 一六 癸未	1703			夏、池上本門寺五重塔の重建〇八月曹洞宗嗣法の制を定む〇九月京都本國寺落慶〇十一月兩國回向院燒亡〇十二月嵯峨清涼寺落慶。	正月關白近衞基熙罷め鷹司兼熙之に替る〇二月大石良雄等に死を賜ふ〇十月大和川を修治す。	十一月相模小田原城火く。	二月大高子葉(源吾)歿す〇十一月江戸湯島の聖堂類燒す〇十二月松下見林歿す(六七)〇元祿年中畫工久隅守景歿す	十一月關東大地震〇江戸大火、世に地震火事と云ふ。
二三六四	寶永元 甲申	1704		十一月江戸神田神社造營成る。		三、一三、改元〇七月閉門、通塞、遠慮の制を定む〇九月老中阿部正武卒す〇十一月利根川荒川を浚利す〇新大和川を疏通す〇十二月柳澤吉保に甲府城を賜ふ〇甲府中納言綱豐を綱吉の世嗣となし尋で家宣と改名。	五月柔術澁川流祖澁川伴五郎歿す	二月元祖市川團十郎(才牛)横死(四五)〇俳人內藤丈草歿す(四二)〇五月本目流手跡元祖本目親信歿す〇九月俳人向井去來歿す(六一)〇十月狩野常信法眼に叙す〇十一月湯島聖堂成り孔子像遷座〇是歳假面工兒玉滿昌歿す。	四月出羽大地震〇七月江戸大洪水。
二三六五	同 二 乙酉	1705	正月幕府、禁裏御料一萬石を增す。	四月京阪諸國伊勢拔參流行し八月に至るも止まず。	九月東山眞如堂本堂造畢〇十二月佛國寺高泉和尚に大圓廣慧國師と勅謚す。	四月土屋政直朝鮮の事を掌る〇閏四月利根川浚利功成る〇六月將軍綱吉生母桂昌院尼(本庄氏)光子薨ず(七九)〇七月松平吉保の議を容れ城中門番の下座、在國の諸大名の呈書及贈物を停む〇八月德川光貞(對山入道)薨ず(八〇)〇九月前關白一條兼輝薨ず(五四)	二月甲斐谷村城を毀つ	三月伊藤仁齋歿す(七九)〇四月幕府繪師住吉具慶(廣澄)歿す(六五)〇六月北村季吟歿す(八八)	
二三六六	同 三 丙戌	1706	正月仙洞御料三千石を增す〇十月實相院義延法親王薨ず。	七月江戸根津權現社造營〇十二月根津權現社正遷宮。	八月妙心寺開山慧玄禪師本有圓成佛心覺照國師に特に大定聖應の加號を賜ふ〇十二月日蓮宗三鳥派の說を禁ず。	正月古金銀を引替、新古金銀の併用を許す〇六月寶字銀(又は二寶銀)を鑄る。		正月紀藩儒官榊原篁洲(玄輔)歿す(五一)〇四月戸田茂睡歿す(七二)〇彰考館總裁栗山潛峰(愿)歿す(三八)	十一月伊勢山田火災〇攝津大風〇是歳參州岡崎城下矢矧橋を廢す。
二三六七	同 四 丁亥	1707	三月長宮(御年七)儲皇となる〇四月長宮親王宣下御名慶仁。	十一月春日社假殿遷宮	正月醍醐寺開祖聖寶に理源大師と追謚す〇二月護持院隆光退隱す〇三月成田新勝寺、大覺寺の末寺となる〇八月圓理大僧正に任ず、知恩院大僧正の始〇十月地震、大和法華寺永久寺堂塔倒壞。	二月雜說、流言、落書、捨文等を嚴禁す〇三月生類檢屍の令を出す〇八月鳥商禁止〇十一月關白鷹司兼熙罷め近衞家熙之に替る。		二月寶井其角歿す(四七)〇四月芳賀一晶歿す〇十月服部嵐雪歿す(五四)	七月伊勢、尾張、三河等大風〇十月各地に大地震起り遠江荒井關陷沒す〇十一月富士山燒出寶永山生ず。
二三六八	同 五 戊子	1708	二月儲皇新殿に移御〇儲皇慶仁親王立皇太子〇准后幸子女王中宮となる〇三月皇居仙洞、東宮御所、中宮御所等炎上、天皇關白家熙の今出川第に遷幸假皇居とす院一條兼香第を仙居とす。	三月下鴨河合社、下御靈社等火く〇是歳神宮別宮瀧原二宮伊雜宮式年遷宮。	三月清淨華院、廬山寺遣迎院、立本寺、本禪寺、一條革堂、安禪寺福昌寺、本滿寺等火く〇六月延曆寺根本中堂修理成る〇九月江戸品川寺建立。	閏正月京都錢座にて大錢(寶永通寶)を鑄る〇八月羅馬傳道使大隅に來る〇十二月大錢の通用を督責す。	六月館林城及勝山城を築く〇十月江戸城北丸成る。	正月雨森芳洲歿す(八八)〇八月伊藤坦庵歿す(八六)〇十月書家林道榮歿す〇算數家關流の祖關孝和歿す〇十二月狩野岑信(隨川)歿す(四七)〇彫金工後藤廉乘歿す	三月京都大火〇五月荒井津の位置變ず〇七月京畿近江伊勢等大風〇八月痲疹流行諸國に及ぶ〇十二月大坂大火。
二三六九	同 六 己丑	1709	五月院御料七千石を增す〇六月靈元上皇新仙洞下御所に還幸〇六、二一、東山天皇讓位、中御門天皇(慶仁親王)受禪(御年九)〇太上天皇尊號宣下〇七月東山上皇新仙洞凝華洞に遷幸〇十一月天皇土御門新內裏に遷幸〇三、二七、東山上皇崩御(寶算三五)〇十二月國母賀子薨ず	五月攝州住吉社正遷宮〇八月伊勢一社奉幣發遣〇九月內外宮正遷宮〇春日社若宮等正遷宮	三月東大寺大佛殿供養勅會に准ず。	正、一〇、將軍綱吉薨ず(六四)正一位太政大臣を贈り常憲院と謚す〇生類憐の禁を解く〇大錢の通用を禁ず〇二月前代の近臣を罷む〇大赦〇鐵砲解禁〇三月銅座酒運上を廢す〇四月家宣將軍宣下、側用人間部詮房侍從となる〇六月柳澤吉保隱居〇非常大赦〇關白家熙攝政となる〇七月寄合新井白石に采邑を賜ふ〇十月大赦〇近衞基熙太政大臣に任ず〇十一月羅馬傳道使ヨハンを小石川切支丹屋敷に幽して新井白石をし鞠問せしむ〇十二月太政大臣基熙罷む〇耳鼻をソギ指切等の刑罰を禁ず。	九月家宣濱御殿に臨み銃船を觀る。	四月俳人大淀三千風遁世〇六月宇都宮遯庵(由的)歿す(七七)〇九月淺井了意歿す〇英一蝶赦されて江戸に還る〇十月俳人河合曾良歿す〇十一月初代坂田藤十郎歿す〇清水谷實業薨ず(四八)	九月疱瘡流行
二三七〇	同 七 庚寅	1710	三月中宮幸子女王院號定承秋門院と號す〇母儀賀子に新崇賢門院と贈號す〇八月皇弟秀宮(直仁親王)に新に一家創立、後閑院宮と稱す〇一一、一一、即位。	七月下御靈社正遷宮〇八月內外宮別宮式年遷宮〇十一月即位由奉幣發遣。	十月武藏池上本門寺火く〇十一月清淨華院阿彌陀堂上棟〇十二月本願寺阿彌陀堂成る〇是冬知恩院に華頂山の額を賜ふ。	四月新井白石草案の武家諸法度及新令句解を頒つ〇金銀貨の改鑄を命じ二朱金の通用を停む〇勘定奉行荻原重秀を罰す〇八月將軍家宣の父綱重に征夷大將軍太政大臣正一位を贈る〇是より先白石の建議を用ひ、親王宣下皇女鑾降の事を奏請す是月女房奉書至る〇奉公人受宿の制を定む〇九月白石命を奉じて上洛す、即位の大禮を拜觀の爲なり〇十一月琉球使登城〇十二月近衞家熙太政大臣に任ず。		三月前內大臣中院通茂薨ず(八〇)〇五月俳人惟然坊歿す〇八月德川(水戸)綱條禮儀類典を獻上す。	
二三七一	正德元 辛卯	1711	正月天皇御元服〇三月京極宮文仁親王薨ず(三二)〇十二月大准后宗子敬法門院と號す。	五月石清水社に代始勅使發遣〇六月賀茂別雷社假殿遷宮〇七月賀茂御祖社假殿遷宮〇十一月賀茂別雷社正遷宮。	正月圓光大師(源空)五百回忌を知恩院に修し東漸の號を加諡す〇十一月祐天增上寺に住し大僧正に任ず。	二月朝鮮使來聘の式を改む〇井伊直該大老復任〇四、二五、改元〇五月海邊浦々に難破船救助の法を定む〇七月太政大臣近衞家熙辭す〇渡邊幸庵歿す(一三〇)	三月將軍濱御殿に臨み船艦の進退を觀る。	正月北條團水歿す〇三月三宅緝明室直清幕府の儒者となる〇六月野々宮定基薨ず(四三)〇十二月淺見絅齋(安正)歿す	十二月江戸大火。
二三七二	同 二 壬辰	1712	四月新上西門院中宮房子崩ず(六〇)	九月賀茂御祖社正遷宮〇同攝社河合社比良木社等正遷宮。	是歳成田山三重塔建つ〇池上本門寺客殿建つ	正月大岡忠相山田奉行となる〇二月新井白石をして蘭人に就きて海外の事情を問はしむ、采覽異言成る〇三月道中人馬等の制を定む〇四月參觀諸大名扈從の員數及隱居料を限らしむ〇諸國郡名の稱呼を定む〇六月門番の人數を定む〇評定所の制を定む〇七月勘定吟味役を復す〇八月蠻船薩摩海上に見ゆ〇[illegible]使を發す因て[illegible]廻船の事を命[illegible]九條輔實之に[illegible]一座の奉行[illegible]勘定奉行を罷め[illegible]改鑄を停む〇[illegible]佐渡奉行を增して二人とす〇一〇、一四、將軍家宣薨ず(五一)〇正一位太政大臣を追贈し文昭院と謚す〇遺子鍋松を繼嗣とす〇金銀改鑄の遺命を傳ふ〇十一月白石の議を容れ喪服を定む〇十二月鍋松名を家繼と改め權大納言宣下。		是歳前田侯の釜師宮崎寒雉歿す。	二月江戸大火〇八月暴風雨木津川淀川洪水。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元		皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二三七三 同三 癸巳 1713								八月靈元上皇御落飾○十二月天皇御讀書始再興。
二三七四 同四 甲午 1714								二月貴布禰社正遷宮○三月泉涌寺四條院御堂を燬す○五月日野法界寺の鐘を鑄、樓を建つ。
二三七五 同五 乙未 1715								二月大井伊直該隱居○密貿易を禁す○三月大嘗會○五月新金銀造幣を内外宮に奉納。
二三七六 享保元 丙申 1716								正月將軍家宣薨ず○四月公辨法親王薨ず○九月有栖川宮正仁親王薨ず○十月藤原尚子入内女御となる。
二三七七 同二 丁酉 1717								二月赤山明神社火く。
二三七八 同三 戊戌 1718	正月秀宮に閑院の號を賜ふ○親王宣下御名直仁と改む○十一月妙法院堯延法親王薨ず（四三）		伊勢參宮者群集、正月二万人○五月眞如堂を慶す○六月再建す○六月木食上人寂する（九五）○七月吉社正遷宮。	二月宇治鳳凰堂修理す○三月吉宗戸田志村に道具狩あり○四月從者の制限を令す○五月美衣服を禁ず○六月徳川外國船と綱條書翰を交換す○九月新金銀引替法を定む。（四一）○閏十月本所奉行を廢し町奉行の支配とす○九月日本總圖を製せしむ○十月將軍朝鮮信使を引見す。	長門の人數をも指揮し、陽田川に行ふ○七唐船を打拂はしむ。	四月叡山雲母寺不動堂鷹を再興し、朝鮮聘禮三年に復す○八月乾平金三年を踰りて引替せしむ○九月松平忠周京都所司代となる○十二月新金銀使用元祿金禁止を令す。		三月元祿銀、寶永銀、中銀、三寶銀四種の通用期限を令す○四月始めて江戸市中坊合に五匁銀作許す○六月因幡守池田吉泰卒す○十月朝鮮聘使を引見す。	五月林大學頭及書物奉行に命じ御文庫の書籍目錄を改訂せしむ○十月德川吉宗史館を幕府に獻ず○是歲日本始めて宗敎以外の洋書輸入を許す。
二三七九 同四 己亥 1719				二月京都澄禪寺、大超寺燒く。				
二三八〇 同五 庚子 1720	正月若宮（昭仁親王）誕生○女御尚子中臣祓を書寫せしめ春日社に奉納す。	六月靈元法皇、公卿等に鹿茸を賜ふ○新中和門院崩御○二月若宮を儲皇となす○十一月若宮昭仁と改名。	閏六月神社の新建を禁ず。	三月寬永寺僧房、大猷院靈屋等火く○五月因幡諸寺二十餘所火く。			三月元銀、寶永銀、四種の通用期限を令す○四月始めて江戸市中坊合に五匁銀作許す○六月因幡守池田吉泰卒す○十月朝鮮聘使を引見す。	
二三八一 同六 辛丑 1721			九月靈元法皇始めて修學院離宮に臨幸○十二月有栖川宮新造第に移徙。					
二三八二 同七 壬寅 1722	三月靈元法皇修學院離宮に一乘寺、天滿宮社等を御巡幸。							

日本紀元 / 年號干支 / 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	藝雜
二三八三 同八 癸卯 1723						
二三八四 同九 甲辰 1724						
二三八五 同一〇 乙巳 1725						
二三八六 同一一 丙午 1726						
二三八七 同一二 丁未 1727						
二三八八 同一三 戊申 1728						
二三八九 同一四 己酉 1729						
二三九〇 同一五 庚戌 1730						
二三九一 同一六 辛亥 1731						
二三九二 同一七 壬子 1732						
二三九三 同一八 癸丑 1733						
二三九四 同一九 甲寅 1734						

日本紀元	年號干支	耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二三九五	同二〇 乙卯	1735	二月院御料一萬石を奉る○三、二一、中御門天皇讓位（院政）櫻町天皇（昭仁親王）受禪（御年一六）○尋で太上天皇尊號宣下、御所に御移徙○一一、三、卽位。	十月卽位由奉幣發遣○十一月讓位受禪に因り勅使院使を石淸水八幡宮に立てらる。		四月將軍田安馬場にて蘭人ケイツルの騎馬を觀る○九月吉宗の息宗尹一橋家を起す○十月米價暴落に付公定令を出す○十二月側衆有馬氏倫卒す（六八）		二月明月記を補寫す○八月狂歌師榎並貞柳歿す○十月壺井義知歿す（七九）○十二月細井廣澤歿す（七八）○是歲長崎工人始めて淸製堆朱色蒔繪青貝漆器法を傳ふ○是歲歌人香川宣阿歿す（九〇）	
二三九六	元文元 丙辰	1736	十一月藤原舍子入內女御となる。		正月山城大原勝林院燒く○二月山科東本願寺別院重興。	二月江戸總撿校職を廢す○四、二八、改元○五月文字金及銅銕錢等を鑄る○六月米の公定値段を廢止す○八月町奉行大岡忠相寺社奉行に進む○大坂駿府甲府に訴狀箱を出し高札を建つ○八月關白近衞家久罷め二條吉忠替る○九月元祿の服忌令を改訂して頒布す○十月前攝政近衞家凞薨ず（七〇）		二月書物奉行に類聚國史を校訂せしめ六月成る○六月江島屋其磧歿す○七月荷田春滿歿す（六八）○伊藤東涯（長胤）歿す（六七）○八月古筆了仲歿す○十二月金工奈良利壽歿す○是歲玉木正英（葦齋）歿す。	
二三九七	同二 丁巳	1737	四、一一、中御門上皇崩ず（寶算三七）○八月舊院（下御所）を後院と稱すべく仰出さる。	十二月北野社正遷宮。	五月寬永寺本坊火く○六月嵯峨淸涼寺仁王門火く。	二月質地裁判の制を定む○八月關白二條吉忠薨ず（四九）○前太政大臣近衞家久薨ず（五一）○一條兼香關白となる。	是歲復大砲鑄造を命ず	正月俳人椎本才麿歿す○六月歌人有賀長伯歿す（七七）○十二月安積澹泊（覺）歿す（八二）	五月江戸大火○九月飛鳥山に櫻樹を植う
二三九八	同三 戊午	1738	三月輪王寺公寬法親王薨ず（四二）○一一、一九、大嘗祭再興、中絕茲に五十一年。	○十一月大嘗祭由奉幣を伊勢、石淸水、賀茂下上社に發遣。	四月寺院の什器を入質し又は賣却するを禁ず○八月福井本願寺別院を慶す。	四月大坂に銅座を設け、諸國の銅を管理せしむ。		五月庶物類纂續集成る○六月井上通女歿す（七九）○七月深川湖十歿す○八月上島鬼貫歿す（七八）○九月武者小路實陰薨ず（七八）	
二三九九	同四 己未	1739			三月東本願寺山門を慶す。	正月德川（尾張）宗春蟄居を命ぜらる○五月右大臣一條道香內覽萬機宣下○五月露船房州沖に來る○八月江戸玉川上水の管理を道奉行より移して江戸町奉行の所管とす○十月此頃流行の豐後節淨瑠璃を停めらる○是歲再淸船の數を減ず。		正月澤村琴所（維顯）歿す○三月青木昆陽（敦書）幕府に召さる○八月俳人中川乙由歿す○十二月前右大臣中院通躬薨ず（七二）	
二四〇〇	同五 庚申	1740	六月實相院義周法親王薨ず（二九）○八月以茶宮（智子內親王）降誕○十一月新嘗祭同節會再興。	三月伊勢公卿勅使發遣再興。		正月朝廷吉書奏を再興す○閏七月三奉行道中奉行に風俗令を出す○十一月將軍吉宗の子宗尹の爲に江戸城一橋門內に邸を作る		正月俳人武田野坡歿す○四月初代市川團藏歿す（六二）○七月篠崎東海歿す（五四）○伴部安崇歿す（七四）○九月豐後節の祖宮古路豐後掾變死○荷田在滿の大嘗會便蒙の板行賣買を停止す○青木昆陽を甲信二州に遣し舊記を採訪せしむ	六月畿內大水○七月鴨川洪水。
二四〇一	寬保元 辛酉	1741	二月八穗宮（遐仁親王）降誕。	六月辛酉革命に依り伊勢一社奉幣發遣○九月賀茂御祖社正遷宮○十一月別雷社正遷宮。	二月山城愛宕山坊火く	二、二七、改元○八月將軍吉宗右大臣に轉任す○十一月刑部卿宗尹一橋門內の邸に移る（一橋家の起）		正月三宅尙齋歿す（八〇）○是歲武德編年集成獻上。	
二四〇二	同二 壬戌	1742		八月賀茂河合社正遷宮○九月貴布禰社正遷宮	四月寺社勸化の制を定む○六道錢を禁ず。	六月牧野貞通京都所司代となる○十一月支那、和蘭より來航の商船數を減ず。		正月俳人猩々菴原松歿す○二月金工後藤壽乘歿す○四月再青木敦書をして古文書を搜索寫上せしむ○六月俳人星野巴人歿す○十月紀海音歿す（八〇）	七月鴨川洪水○八月江戸大風雨、淺草下谷の地浸水す
二四〇三	同三 癸亥	1743	九月壽宮親王宣下御名典仁○十月南殿の橘樹枯る。		八月嵯峨法輪寺を修造す○十一月北山志明院諸堂火く。	閏四月女風俗、勸進比丘尼の宿を禁ず○六月諸大名留守居の遊宴結黨を禁ず。		六月陶工尾形乾山歿す（八一）○十月林信充大坂記の撰定を命ぜらる	
二四〇四	延享元 甲子	1744	九月權大副吉田兼雄、天皇に神道御傳授あり。	正月宇佐奉幣使再興の事を令す○五月甲子革令に依る伊勢、石淸水、賀茂下上、松尾、平野、稻荷、春日等七社奉幣使發遣の儀再興○京都祇園社繪馬堂建つ○九月日光東照宮正遷宮○石淸水社假殿遷宮○宇佐宮香椎宮奉幣使發遣○十月出雲大社正遷宮。	三月三河鳳來寺弘法堂燒く○九月京都東山將軍地藏堂建つ。	二、二一、改元○四月老中松平信祝卒す（六二）○六月老中若年寄の支配を定む○九月老中土岐賴稔卒す（五二）○十月男女衣服調度の華奢を禁ず○甘蔗栽培砂糖製法を講ぜしむ。		正月三輪執齋卒す（七六）○三月藪愼庵（弘篤）歿す○九月心學者石田梅巖歿す（六〇）○金工土屋（奈良）安親歿す○是歲岡田正利歿す	六月京都及諸國疫疾流行。
二四〇五	同二 乙丑	1745		二月江戸龜井戸天神火く○十一月石淸水社正遷宮○春日社若宮等假殿遷宮。		三月幕府令して諸家架藏の古記錄、日記等の目錄を差出さしむ○九、一、將軍吉宗退隱し職を子家重に讓る○十月家重征夷大將軍宣下○老中松平乘邑罷む。		九月俳優水木辰之助歿す○十一月八文字舍自笑歿す。	二月江戸山手大火。
二四〇六	同三 丙寅	1746	正月茶地宮（元八穗宮）儲君と爲る○三月儲君親王宣下御名遐仁○十月一乘院尊賞法親王薨ず。		二月江戸靈山寺火く。	正月分限高及役料を給す○隱賣女の禁令を發す○二月一條兼香太政大臣に任ず○三月武家諸法度を發す○九月田安、一橋兩家に領地各十萬石を賜ふ○十二月關白兼香罷め一條道香關白となる		三月幕醫曲直瀨正珪歿す○七月本草家松岡玄達（恕菴）歿す○是歲賀茂眞淵田安宗武に出仕す。	二月江戸下町大火○是歲疱瘡流行。
二四〇七			二月仙洞下御所を櫻町殿と稱す○三月遐仁親王御元服尋で立太子○五、二、櫻町天皇讓位	八月卽位由奉幣發遣○九月春日社若宮等正遷宮○十月受禪脫屣に依り勅使院使を石淸水社に發遣。		五月關白道香攝政となる○八月板倉勝該殿中にて細川宗孝を斬る○九月小姓田沼意次小姓組番頭格となり權寵あり。	四月江戸城二ノ丸災す	正月天文方澁川則休、西川正休に命じて貞享曆を改正せしむ○五月大宰春臺（純）歿す（六八）○六月俳人小川笠	

日本紀元・年號干支・耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
同四 丁卯 1747	院政、桃園天皇(遐仁親王)受禪(御年七)○太上天皇尊號宣下○是月母儀准后舍子皇太后となる○九、二一、即位。					翁(破笠)歿す(八五)○十月俳人菊岡沾涼歿す	
二四〇八 寛延元 戊辰 1748	二月勸修寺尊孝法親王薨ず(四八)○一一、二七、大嘗祭	四月播磨長壁神、陸奧鹽竈神に正一位を授奉る○九月美濃大山神に正一位を授奉る。		二月新に淺草天王町に手形書替所を設く○六月將軍、朝鮮使を引見す○七、二一、改元○閏十月大岡忠相諸侯に列す○十二月將軍琉球使を引見す○是年諸社寺に判物朱印を附す。		三月前内大臣烏丸光榮薨ず(六〇)○十月俳人堀内仙鶴歿す。	
二四〇九 同二 己巳 1749		八月陸奧近津神に正一位を授奉る○伊勢一社奉幣發遣○九月内外宮正遷宮○十一月下御靈社正遷宮。	八月東本願寺本堂火く	三月拖屋敷に付布令す○十月松平資訓京都所司代となる。		三月幕府儒官桂山彩巖(義樹)歿す(七一)○五月法印北村湖元歿す○九月俳優初代瀨川菊之丞歿す(五七)○竹本座淨瑠璃作者並木宗輔歿す○十月幕府足利學校に修理費を下す。	八月江戶大風雨。
二四一〇 同三 庚午 1750	三月緋宮内親王宣下御名智子○四、二三、上皇崩ず(寶算三一)御追號櫻町院○六月皇太后舍子院號定、青綺門院と號す。	正月賀茂別雷社正遷宮		正月百姓の强訴を禁ず○二月諸國の人口を調査す○十二月城詰米を先年より減じ來る分悉く元高に復せしむ。	八月京都大雷電二條城殿守災す。	三月大塚退野(久成)歿す○八月八文字舍其笑歿す○諡川六藏(正則)歿す○九月多田義俊(又桂南嶺)歿す(五三)○十一月人形遣初代辰松八郎兵衛歿す。	四月關東雹大に降る、
二四一一 寶暦元 辛未 1751			正月信濃善光寺方丈坊舍等悉く火く○二月山城醍醐山准胝堂火く(貞觀十六年理源大師建立)	六、二〇、前將軍吉宗薨ず(六八)有德院と諡す○閏六月太政大臣正一位を贈る○八月准后前太政大臣一條兼香薨ず(六〇)○一〇、二七、改元○十二月大岡忠相卒す(七五)		正月初代阪東彥三郎歿(四二)○八月荷田在滿歿す(四六)○九月祇園南海歿す(七五)○西川祐信歿す○小澤卜尺歿す。	二月京都大震○四月越後高田大震。
二四一二 同二 壬申 1752		十二月大隅國宮浦神に正一位を授奉る。	八月前輪門主公遵法親王に隨自意院の號を賜ふ○十月池上本門寺五重塔を修理せしむ○十二月比叡山根本中堂を修理せしむ○是歲本願寺學林を慶す。	四月大坂城代酒井忠用京都所司代となる○九月將軍家繼の生母月光院輝子薨ず(六八)○十二月琉球使登營將軍に謁す○是歲加賀前田家騷動あり奸臣大槻專藏等を刑す。		七月中西淡淵歿す○油谷倭文子歿す○俳人山口羅人歿す○八月山縣周南(孝孺)歿す(六六)○十一月浮世繪師宮川長春歿す○是歲熊本藩時習館を創建す。	
二四一三 同三 癸酉 1753	六月閑院宮直仁親王薨ず(五〇)○十一月大歌所再興。	五月日光東照宮正遷宮	九月池上本門寺五重塔を慶す。	四月佐渡代官二人を置く○五月勘定奉行神尾春英卒す○六月長崎奉行に令して拔荷の禁を嚴にせしむ○九月目安箱(訴狀箱)を長崎奉行所に設く。		五月松崎堯臣(白圭)歿す(七二)○六月俳人立羽不角歿す○歌僊似雲寂す(八六)○七月長唄初代吉住小三郎歿す○	

日本紀元・年號干支・耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
						八月畫家彭城百川歿す(五五)○是歲安倍泰邦天文を觀測す。	
二四一四 同四 甲戌 1754	七月伏見宮貞建親王薨ず(五五)○九月仁和寺覺仁法親王薨ず。	六月豐後彥山權現社災す。	三月粟生光明寺本堂再建成り練供養あり○五月甲斐善光寺火く○十一月寛永寺中堂修理成る。	二月諸侯に令して租入置籾十分一を貯へしむ○十一月明年より貞享暦を廢して寶暦甲戌暦を行ふことを宣す○十二月閑院宮直仁親王女五十宮、將軍嗣君家治に降嫁す。		三月儒五味釜川(國鼎)歿す○儒莊田豐城(允益)歿す○四月儒谷口千秋歿す○五月儒土屋繩直歿す○六月俳人櫻井吏登歿す○十一月俳人自在庵二世祇德歿す	
二四一五 同五 乙亥 1755	八月侍讀伏原宣條大學を小御所に講ず(宣條、竹內式部の學說に基き進講す)○九月有栖川宮晉仁親王薨ず(二七)○十一月一條富子入內女御となる。	二月陸奧春日神に正一位を授奉る○四月甲斐漣神に正一位を授奉る○八月赤山社正遷宮○九月內侍所本殿渡御○日吉社正遷宮。	三月聖武天皇一千年忌を東大寺に修し萬燈會を行ふ○十一月延暦寺根本中堂入佛供養あり	二月攝政道香關白となる○幕府勘定吟味役に命じて國費の省減を圖らしむ○三月島津氏の木曾川工事竣工す○七月幕府、宗對馬守に令し朝鮮に金を賜ひて窮民を賑給す。		七月畫家渡邊始興歿す○八月畫家望月玉蟾歿す○九月下野足利學校燒失す。	六月肥後球磨川洪水○八月九州大風。
二四一六 同六 丙子 1756			四月寛永寺仁王門再建○九月京都智恩寺を慶す。	二月諸國の人口を調査す○大坂川口浚利貴を船舶に課す○五月大坂城代松平輝高京都所司代に轉任○朝廷公卿の武術稽古を禁止す○六月昨冬來米價騰貴せるを以て密藏高賣を禁止す○十一月米價下落に付蓄米の禁令を解く○十二月所司代式部を訊問取調ぶ。		正月俳優初代澤村宗十郎歿す(七三)○九月淺井了意歿す○十月竹田出雲歿す(六六)○此頃竹內式部神儒の學說を公家の間に講じ從學者多し○閏十一月目付靑山成孝幕命により薩隅日琉の地志要略を作る○是歲西川正休歿す。	九月烈風大雨淀川洪水、近江、伊賀、伊勢、美濃、尾張、三河等亦大水○十月大坂大火○十一月江戶大火。
二四一七 同七 丁丑 1757	六月天皇日本紀神代卷御講讀、德大寺公城等進講の傍皇權恢復の事由を晉上す○九月靑綺門院、天皇神書御覽を諫止す、天皇之を納れ給ふ。			正月式部の訊問結了の旨奉行所より公表○三月關白道香罷め近衞內前替る○九月神田佐久間町の測量所を廢す。		七月儒高野蘭亭(惟馨)歿す○梁田蛻巖(邦美)歿す(八六)○八月幕府儒土肥霞洲歿す○十月金工柳川直政歿す○是歲杉田玄白西洋外科醫術を唱ふ。	是歲霖雨數月に亘り關東洪水、奥州飢饉江戶の米價貴す。
二四一八 同八 戊寅 1758	三月天皇再神書を聽講し給ふ○七月若宮(英仁親王)降誕。	九月住吉社正遷宮。	八月叡山安樂律院の大小乘學を改め大乘戒を弘傳せしむ○十月護國寺を護持院の兼領とす	七月關八州海道筋並甲斐、伊勢美濃の河渠浚利成り關係者に褒賞あり○式部の門弟正親町三條公積巳下上達部九人殿上人高野隆古巳下十一人勅勘を蒙る○九	六月公卿高野隆古、西洞院時名等鴨川にて水馬を試む。	六月中井甃庵(誠之)歿す(六六)○八月儒石島筑波(正猗)歿す○九月柳澤淇園(柳里恭)卒す(五三)○二代市川團十	

日本紀元	年號	干支	耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
							月側衆田沼意次諸侯に列す〇十一月井上利容京都所司代となる		郎(柏莚)歿す(七一)〇十一月林榴岡(信充)歿す(七八)〇十二月馬場文耕歿す。	
二四一九	同九	己卯	1759	正月若宮儲君となる〇二月智子内親王一品宣下〇五月儲君親王宣下御名英仁〇六月伏見宮邦忠親王薨ず(二九)	四月伊勢八王寺社に正一位を授奉る〇八月神社の格式由緒取調につき令す。	五月妙心寺開祖聖應國師(慧玄)に光德勝妙の號を加賜す〇八月眞如堂鐘供養。	五月竹内式部父子追放に處せらる〇十二月將軍公子重好に淸水の邸を賜ふ、淸水殿と稱す、(前の田安、一橋と併せて三卿と稱す)。	四月加賀金澤城燒失。	二月俳人岩本乾十歿す〇三月山縣大貳の柳子新論脫稿〇六月服部南郭(服元喬)歿す(七七)〇九月平賀源内電氣學を唱ふ〇十月初代市川八百藏歿す(三〇)〇此頃晉羽屋九郎兵衞京都に淸水燒を創む。	
二四二〇	同一〇	庚辰	1760	十二月智子内親王新殿に移徙。	五月讃岐金毘羅大權現を勅願所とす。	十二月比叡山堂塔を修理す〇是歲江戶深川三十三間堂火く。	三月老中西尾忠尙卒す(七一)〇四月側用人大岡忠光卒す〇五月家重將軍職を子家治に讓り二ノ丸に移居し大御所と稱す〇九月家治將軍宣下〇十二月寺社奉行阿部正右京都所司代に進む。		九月成島錦江(鳳卿)歿す(七二)	二月江戶大火
二四二一	同一一	辛巳	1761			正月圓光大師(源空)に慧成の加號を賜ふ。	二月老中堀田正亮卒す(五〇)〇武家法度を頒つ〇六、一二、前將軍家重薨ず(五一)尋で太政大臣正一位を贈り惇信院と謚す〇十二月米價暴落防止の爲萬石以下の士に知行所の米を買はしむ〇空米相場を禁ず。		四月吉見幸和歿す(八九)〇五月俳人慶紀逸歿す〇九月幕府儒中村蘭林卒す(六五)〇彫金工奈良(杉浦)乘意卒す〇十一月備前藩儒井上蘭臺歿す(五七)〇十二月松木淡々歿す(八八)	
二四二二	同一二	壬午	1762	七、一二、天皇崩御(寶算二二)御追號桃園院〇同、二七、皇姉智子内親王踐祚(寶算二三)		二月新に寺地を寄附し又讓渡し、廢寺を興し及恣に改宗するを禁ず〇增上寺山內寮舍燒亡	正月大坂諸侯藏屋敷空米、過米の賣買を禁ず〇七月關白內前攝政となる。		〇三月五井蘭洲(純禎)歿す(六六)〇八月漢蘭折衷派の祖山脇東洋歿す(五八)〇十一月橘常樹歿す(五九)	二月江戶大火〇六月大和紀伊大風〇七月九州大風〇伯耆大山裂激水涌出す。
二四二三	同一三	癸未	1763	二月桃園天皇御生母定子院號定、開明門院と號す〇一一、二七、卽位。	二月日光東照宮を修理す〇十一月卽位由奉幣發遣〇十二月卽位に依り石淸水社に勅使發遣	二月增上寺を修理す。	六月萬石以上の諸侯緣組の件を令す〇十一月將軍碁、將棊を好み、屢技を闘はしめ之を觀る。		九月僧文雄歿す(六四)〇十二月儒秋山玉山歿す(六六)	九月大坂播磨等大風。
二四二四	明和元	甲申	1764	一一、八、大嘗祭〇妙法院堯恭法親王薨ず。	九月春日社假殿遷宮。	十二月增上寺安國殿を修理す〇是歲江戶深川三十三間堂再興。	二月朝鮮使を引見す〇六、二一、改元〇是月大坂城代阿部正允京都所司代となる〇閏十二月人參座を神田紺屋町に置き庶民の療養に資す。		二月圖書集成一千卷を舶載す紅葉山文庫に收む〇平賀源内火浣布を創製す〇三月依田貞鎭歿す〇十月富本豐前太夫歿す。	二月江戶火。
二四二五	同二	乙酉	1765		二月上野勢多郡赤城神に正一位を授奉る。		六月宗義蕃に命じ若君誕生朝鮮慶賀使の來朝を停む、之を永例となす〇九月河合久敬の建白により五匁銀を行ふ〇十二月撿校座頭等の高利貸を禁ず。		二月儒中根東里(若思)歿す(七一)〇五月多紀安元に神田佐久間町の地を貸し躋壽館を建てしむ〇六月和智東郊(棣卿)歿す〇十二月躋壽館(醫學校)の開校を許す〇關思恭歿す(六九)〇此頃浮世繪師鈴木春信吾妻繪を描く。	七月伏見洪水近江、河內、播磨、伊勢、大和、紀伊大風雨。
二四二六	同三	丙戌	1766		八月肥前猛島神に正一位を授奉る〇九月春日社若宮等正遷宮。	三月眞宗御藏門徒を禁獄す、後その信徒等を死刑に處す〇六月本願寺本尊義諍論起る。	十月天主教徒查檢の制を定む〇十一月諸職人受領の制を定む。		九月漆工初代山本利兵衞歿す〇十一月俳人小菅蒼狐歿す(五五)〇是歲詩人高暘谷歿す。	
二四二七	同四	丁亥	1767	十二月京極宮家仁親王薨ず(六五)	十一月下野木幡社、日光大明神に正一位を授奉る。		七月側衆田沼意次側用人となる〇科條類典編纂成る〇八月山縣、竹內等處刑、織田家君臣連座〇博奕、三笠附、取退無盡、富突、第一等を禁止す〇十月淺草米藏出納の制度を定む〇十二月旅人病氣の處置を定む。		四月儒赤松太庾歿す〇八月竹內式部八丈島に流され、山縣大貳、(柳莊)死刑(四三)、藤井右門獄門に處せらる〇閏九月儒原雙桂(瑜)歿す(五〇)〇十一月儒岡白駒歿す(七六)〇十二月竹內式部三宅島に歿す(五六)	
二四二八	同五	戊子	1768	二月英仁親王立太子〇八月東宮御元服。	三月伊勢兩宮に百首宸詠和歌を奉納〇九月安藝廣島稻荷大明神に正一位を授奉る。	二月紀伊鷺森本願寺別院太子堂を慶す〇四月淺草寺雷門火く〇十二月伊豆龍澤寺開山白隱寂す(八四)	四月眞鍮錢(四文錢)を鑄造す〇水戶に鑄錢を許す、但し一ヶ年吹高十万貫文を限り三ヶ年間とす〇五月攝政內前太政大臣に任ず〇七月葵の紋付きたる道具を社寺に寄附の制を定む〇十二月朝鮮の需により五ヶ年間銅二十萬斤の輸出を許す。		二月浮世繪師奧村政信歿す(七九)〇九月文庫書目改正正副二本成る	
二四二九	同六	己丑	1769	十月有栖川宮職仁親王薨ず(五七)	九月内外宮正遷宮。	六月慧鶴(白隱)に神機獨妙禪師と謚す〇八月深川三十三間堂倒る。	二月農民の徒黨を禁ず〇八月側用人田沼意次老中格となり、寺社奉行土井利里京都所司代となる〇九月准后前關白一條道香薨ず(四八)		九月儒服部蘇門(天遊)歿す〇十月賀茂眞淵歿す(七三)〇金工濱野政隨歿す〇十一月青木昆陽(敦書)歿す(七二)〇十二月天文方佐々木秀長暦書を獻す。	正月京畿諸國疫す。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四三〇 同 七 庚寅 1770	六月京極宮公仁親王薨ず○閏六月增賞法親王薨ず○九月、櫻町殿上棟○一一、二四、後櫻町天皇讓位後桃園天皇(英仁親王)受禪(御年一三)○太上天皇尊號宣下。	九月北野社正遷宮。	三月攝津勝尾寺諸堂火く○金地院元坊に五山僧侶の公帖五十四通を附す。	四月各村に高札を立て徒黨、强訴、逃散の企を告訴するものは褒賞すべき旨令す○七月稅米及大豆等換金上納に關する令を下す○十一月近衞內前攝政故の如し。		六月美人畫の妙手鈴木春信歿す。	是夏諸國大旱
二四三一 同 八 辛卯 1771	四、二八、即位○五月國母富子皇太后宣下○七月皇太后宮富子院號定、恭禮門院と號す○一一、一九、大嘗祭。	五月受禪脫屣により勅使院使を石清水社に發遣○伊勢神宮御蔭參群行○七月祇園社正遷宮	三月寬永寺火く○福井本願寺別院火く。	四月儉約令を公布す○六月諸大名行列の時從者の投槍を禁ず○十一月攝政內前太政大臣に再任		三月前野良澤、杉田玄白等人身內景圖を譯す○六月田安宗武薨ず(五七)○八月俳人不夜庵太祇歿す(六三)	
二四三二 安永元 壬辰 1772	四月梶井常仁法親王薨ず○六月伏見宮貞行親王薨ず○七月輪王寺公啓法親王薨ず○十二月藤原維子入內女御となる。	正月叡山無動寺寶珠院火く○七月寶祚長久仙洞の延命を七社に祈る○十一月陸奥鳥峠稻荷神に正一位を授奉る。	二月寬永寺仁王門五重塔火く○四月京都常照院火く○七月寶祚長久仙洞の延命を七寺に祈る○十月上野凌雲院義順を追放す○十一月上野寬永寺本坊○德川家代々靈屋災す○總持寺開山佛慈禪師(紹瑾)に弘德圓明國師と諡す。	正月田沼意次老中となる○江戶町中質屋商賣取締法を發布す○四月甲州街道中高井戶宿を內藤新宿と改む○八月近衞內前關白となる○九月南鐐二朱銀の通用を令す○十月水戶仙臺の鑄錢を禁ず○一一、一六、改元。		二月江戶大火により躋壽館類燒、多紀元德私財を投じて再興す○三月伊藤錦里歿す○十二月畵家熊代繡江歿す。	二月江戶大火長五里に及ぶ(目黑行人坂火事)○八月東國大風雨、參河甚大。
二四三三 同 二 癸巳 1773	三月天皇痘を患ひ給ふ。	正月石清水社僧坊火く○四月近江多賀社炎上	五月泉涌寺中法安寺火く○叡山安樂律院の大小乘學を復す○十月融通念佛祖師良忍に聖應大師と諡す○是歲公遵に法義改革の判物定書を附す○福井本願寺別院本堂重建。	二月朝廷縫殿寮を再興す○空米切手の取扱を嚴禁す○九月鑄錢吹高を減少せしを以て物價引下を令す○十月蠶種檢印の制を定む○十一月飛驒國農民騷動あり○十二月二朱判南鐐錢の通用を令す○金銀錢兌換の制を定む。		正月醫家瀧鶴臺(長愷)歿す○二月戲作者並木正三歿す○五月漆工西村彥兵衞歿す○九月吉益東洞歿す(七二)○十一月狩野永德法眼に叙す○是歲鳥居清長の彩色摺一枚繪及繪本等世に行はる○鹿兒島藩造士館を創立す。	二月疫病流行し江戶市中死者十九萬人に達す○十月角力興行の制を定む。
二四三四 同 三 甲午 1774		二月山城藤森社正遷宮○五月天下泰平を七社に祈らしむ。	正月虛無僧を檢す○三月山科本願寺別院を建立す○五月天下泰平を七寺に祈らしむ○八月東西本願寺淨土眞宗と改稱せんと請ふ○觀心寺開祖實慧に道興大師と諡す○九月高野山坊火く○十一月興正寺の鐘を鑄る○是歲越前毫攝寺火く。	七月二朱判通用に關し令す○八月禁裡御賄頭田村肥後等を斬に處す、連座の者多し○十二月異樣僧上の風俗を禁ず。		正月狩野興信(洞庭)卒す○三月建部綾足(凌岱)歿す(五六)○五月歌僧涌蓮歿す○八月鶴賀新內歿す○十月儒鵜殿士寧歿す○十二月儒宮崎筠圃歿す(五八)○是歲冷泉爲村薨ず(六三)	九月丹後但馬大風○十月江戶大川橋(吾妻橋)を架す

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四三五 同 四 乙未 1775		是歲皇大神宮諸神事に兩段再拜の儀を復す。	增上寺眞宗々名公稱祈願に付書を松平伊賀守に贈る○本願寺宗名に付增上寺と幕府に於て爭ふ○寺社奉行太田備後守宗名爭に付書を增上寺に贈る。	二月諸國秤の檢查を行ふ○四月諸大名參覲の員數を制定す○五月灰吹銀潰銀賣買に付令す○前老中秋元凉朝歿す(五九)○十月勘定奉行川井久敬歿す○是歲上杉治憲國產所及備荒倉を創立す		九月加賀千代女歿す(七四)○十二月松崎觀海卒す(五一)	
二四三六 同 五 丙申 1776	七月輪王寺公璋法親王薨ず。	四月將軍家治日光社參○八月因幡聖神に正一位を授奉る。	十二月諸國宗門改の制を改定す○金戒光明寺火く。	三月和蘭人來聘○五月朝鮮との貿易杜絕により年々一萬二千兩を宗氏に賜ふ○關西諸侯の山崎路通行を禁止す。		三月物產家田村元雄歿す○四月池野大雅堂(霞樵)歿す(五四)○詩人大內熊耳歿す○九月荻生金谷歿す○十月谷川士清歿す(七〇)○是歲上杉治憲興讓館を設く。	
二四三七 同 六 丁酉 1777		八月賀茂御祖社正遷宮○賀茂別雷社正遷宮○同末社正遷宮○十二月大坂天滿天神社火く。	正月宗門改帳を一宗一册とす○十一月身延山七面堂及堂舍火く○是歲東叡山根本中堂を修理す○金地院に五山出世の公帖を附す。	二月信州高井水內二郡の百姓代官に强訴す○四月若年寄水野忠友側用人となる○五月農民の都市集注及農民の奴僕となるを禁ず○六月私鑄錢の禁を解く○七月大名行列の間數を狹くして往來すべきを令す○八月京都所司代土井利里卒す○九月大坂城代久世廣明京都所司代となる○新開墾の制を定む○飛驒信濃の百姓强訴を企つ○十一月大奥への密願を禁ず。		六月加藤美樹歿す(五三)○儒稻垣白巖歿す○九月醫賀川玄悅歿す	十二月大坂大火○是歲伊豆大島噴火す。
二四三八 同 七 戊戌 1778		正月常陸久慈郡稻荷神に正一位を授奉る○五月下野都賀郡星宮神に正一位を授奉る○八月石清水社正遷宮○十二月御靈社正遷宮○是歲伊勢宇治大橋鳥居を建つ。	六月江戶御藏門徒を罰し首魁道榮を佐渡に流す。	二月關白近衞內前辭す○九條尙實關白となる○四月全國の無籍者を逮捕せしむ○六月竹內式部に連座せし公卿の罪を赦す○八月桝改を令す○十月盲人浪人の高利貸に付禁令を出す。		二月四世市川團十郎(柏莚)歿す(七〇)○三月儒南宮大湫(喬卿)歿す(五一)○儒伊藤蘭嵎歿す(八五)○八月儒蟹養齋歿す(七四)	四月伊豆大島噴火○六月露人國後島に來る。
二四三九 同 八 1779	一〇、二九、天皇崩御(寶算二三)後桃園院と追號す○一一、八、典仁親王王子祐宮(兼仁親	十月日光東照宮靈廟を修理す。		正月二朱判銀貨を專用し小判金貨の貯藏を禁ず○七月老中松平武元卒す(六七)○此頃田沼父子の專橫甚し○八月和蘭商館長アイザックチチング來朝す○十一月		二月儒河野恕齋歿す○六月彫金工橫谷宗與歿す○七月俳人早川丈石歿す○十月富士谷成章歿す(四二)○十二月平賀源	九月櫻島噴火し死者一萬七千人牛馬二千頭仆る。

日本紀元 年號 干支	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四四〇 同 庚子 1780	王、儲嗣となる。（同二年九）二五踐祚（御						
二四四一 天明元 辛丑 1781	正月天皇御元服。○三月天皇御養母紺子皇太后宣下。			二、改元。○五月九條尚實太政大臣に任ず。○閏十一月老中阿部正允卒す（八五）。○九			
二四四二 同 壬寅 1782				六月老中板倉勝清卒す（七五）。○八月將軍家治右大臣に任ず。○眞鑰の兩座を大坂に設く。○十一月老中阿部正允卒す（八五）。○九條尚實太政大臣に任ず。			關白九條尚實攝政となる。
二四四三 同 癸卯 1783	十月皇太后繼子院號定盛化門院と稱す、即日崩御。		十月諸社の神主等を戒飾して寬文の法に從はしむ。	三月宇多法皇の八百五十年聖忌を仁和寺に修す。○九月禪井本願寺別院を廢す。	六月將軍家治叡山に相輪樣を建立し大乘經納む。○十月叡山相輪並に四季講堂を廢す。	內（風來山人）獄死す。○是歲二十八卷之書圖、翼に獻す。○長久保玄珠大日本地圖を精製す。	
二四四四 同 甲辰 1784			三月本願寺領解文を刻して諸國に頒つ。○八月興正寺佛殿上棟。○十二月江戸本願寺別院火く。	閏正月米穀高値なるを以て諸所に新番を置く。○三月佐野政言、若年寄田沼意知を殿中に刺す。○五月京都所司代牧野貞長老中と爲り、大坂城代戸田忠寄京都所司代と爲り、仙臺の農民徒黨寬文の例に依り一揆を處す。○十二月朝廷官務、外記の朝服を改正す。○是歲幕府凶荒なるを以て諸國の開墾を命す。○三月鉛銅家三井親和歿す。	四、二改元。○五月九條尚實太政大臣を辭す。○閏五月大坂城代牧野貞長、京都所司代松平定信、老中と爲り、倹約を令す。○八月將軍家治病む。○十月山城、攝津、河內、和泉、丹波大風雨、洪水あり。	四月清船安房に漂着す。○六月雷雨の爲關東に洪水あり。
二四四五 同 乙巳 1785			三月本願寺領解文を刻して諸國に頒つ。○八月興正寺佛殿上棟。○十二月江戸本願寺別院火く。	正月老中久世廣明卒す。○老中格水野忠友加列之となる。○三月前關白九條尚實薨ず（五八）。○仙臺通寶を行ふ。○六月東海道人馬賃錢を定む。○八月盲僧の制を定む。○十月細川重賢（銀臺）卒す（六八）。	八月貯米を禁す。○十一月田沼意知若年寄となる。○十二月爾後七ケ年間の節約を令す。	是歲諸國飢饉により暴動起る。	五月將軍家宋紫石に漢畫を學ばしむ。○六月關白九條尚實薨ず（九五）。○九月林東溟歿す。○十月山岡浚明（明阿彌）歿す（八九）。○十一月俳人三浦樗良歿す。○十二月狩野榮川法印に叙す。	
二四四六 同 丙午 1786	宸筆慈憓大師號を橫川四季講堂に納む。			四月甲斐、武藏諸國の開拓を令す。○來年の檢地を嚴にせしむ。○鹽船の興行を以て海防を令す。○六月天領、出羽山形、信濃川中島兩藩の領地を交換す。○八月米價騰貴す。○十月諸侯に私領の百姓を撫育せしむ。○十一月老中松平定信、將軍家治を輔佐す。○十二月江戸大火。○是歲諸國凶作、北海道の開拓を中止す。	正月幕府本願寺と興正寺とを和解せしむ。○十二月增上寺方丈火く。	正月會我蘭白歿す。○二月代常磐津文字太夫歿す。○四月濕原常山（元亨）歿す。○六月橫井也有（半掃庵）歿す（八二）。○十二月谷口（與謝）蕪村歿す（六八）。○初代尾上菊五郎（梅幸）歿す（六七）。	正月江戶大火。

日本紀元 年號 干支	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四四四 同 甲辰 1784			三月本願寺領解文を刻して諸國に頒つ。○八月興正寺佛殿上棟。○十二月江戸本願寺別院火く。	閏正月米穀高値なるを以て諸所に新番を置く。○三月佐野政言、若年寄田沼意知を殿中に刺す。○五月京都所司代牧野貞長、老中と爲り、大坂城代戸田忠寄京都所司代と爲り、仙臺の農民徒黨寬文の例に依り一揆を處す。○十二月朝廷官務、外記の朝服を改正す。○是歲幕府凶荒なるを以て諸國の開墾を命す。○三月鉛銅家三井親和歿す。	四、二改元。○五月九條尚實太政大臣を辭す。○閏五月大坂城代牧野貞長、京都所司代松平定信、老中と爲り、倹約を令す。○八月將軍家治病む。○十月山城、攝津、河內、和泉、丹波大風雨、洪水あり。	四月清船安房に漂着す。○六月雷雨の爲關東に洪水あり。	正月江戶大火。
二四四五 同 乙巳 1785			三月本願寺領解文を刻して諸國に頒つ。○八月興正寺佛殿上棟。○十二月江戸本願寺別院火く。	正月老中久世廣明卒す。○老中格水野忠友加列之となる。○三月前關白九條尚實薨ず（五八）。○仙臺通寶を行ふ。○六月東海道人馬賃錢を定む。○八月盲僧の制を定む。○十月細川重賢（銀臺）卒す（六八）。	八月貯米を禁す。○十一月田沼意知若年寄となる。○十二月爾後七ケ年間の節約を令す。	是歲諸國飢饉により暴動起る。			
二四四六 同 丙午 1786	宸筆慈憓大師號を橫川四季講堂に納む。			四月甲斐、武藏諸國の開拓を令す。○來年の檢地を嚴にせしむ。○鹽船の興行を以て海防を令す。○六月天領、出羽山形、信濃川中島兩藩の領地を交換す。○八月米價騰貴す。○十月諸侯に私領の百姓を撫育せしむ。○十一月老中松平定信、將軍家治を輔佐す。○十二月江戸大火。○是歲諸國凶作、北海道の開拓を中止す。	正月幕府本願寺と興正寺とを和解せしむ。○十二月增上寺方丈火く。	正月會我蘭白歿す。○二月代常磐津文字太夫歿す。○四月濕原常山（元亨）歿す。○六月橫井也有（半掃庵）歿す（八二）。○十二月谷口（與謝）蕪村歿す（六八）。○初代尾上菊五郎（梅幸）歿す（六七）。	正月江戶大火。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	二四四七 同七 丁未 1787	二四四八 同八 戊申 1788	二四四九 寬政元 己酉 1789
皇室	正月紫宸殿前の櫻樹を改栽す○一一、二七、大嘗祭。	正月京都大火、皇居二條城等炎上、天皇下賀茂に行幸、上皇は林丘寺に御幸○二月聖護院に遷幸○三月輪王寺准后公遵法親王薨す。	九月開明門院定子崩す。
神祇	是歲前田治脩氣多神社を再造す。	正月幕府、出雲大社及宇佐、鹿島、香取の四社に五穀の豐熟を祈らる。	九月皇大神宮豐受大神宮正遷宮。
佛教	二月山科東本願寺別院を慶す。	正月東本願寺、淸淨華院、智惠光院、本圀寺佛光寺、本願寺學寮等燒亡○日光比叡兩山に五穀豐熟を祈らしむ○六月金地院に僧錄職の朱印を附す。	二月京都高臺寺方丈火く○金地院に出世の公帖を附す○三月東本願寺の重建を始む。
政治	正月島津重豪隱居○三月關白尙實罷め左大臣鷹司輔平關白となる○四月家齊將軍宣下○五月米價騰貴、江戶大坂町民騷動し、米商其他の富商を襲擊す○六月松平定信老中に任じ加判の列上座となり加納久周側衆となり、本多忠籌若年寄となる（世に寬政の三忠臣と云ふ）○京町奉行石河政武江戶町奉行に任ず○米穀を江戶府內に運送し飢民を救ふ、大坂亦同じ○七月政治の改新を令す○八月向三ヶ年儉約を令す○九月大老井伊直幸罷む○上杉治憲（鷹山）の治績を賞す○前關白九條尙實薨ず（七一）○鐵座、眞鍮座を停む○武家諸法度を發す○十月田沼意次に蟄居を命じ更に封を沒す○十二月松平乘完京都所司代となる○是歲ラペローズ始めて日本の北海を測量し蝦夷樺太の地を歐洲に紹介す。	正月米穀買占酒の密造を嚴禁す○二月松平信明側用人となる○是月老中阿部正倫職を辭す○三月言路を開くを令す○老中松平定信將軍輔佐を兼ぬ○尋で內裏造營奉行となる○四月松平信明老中となる○二朱判を停止し丁銀を鑄る○五月若年寄本多忠籌側用人となる○七月田沼意次卒す（七〇）○諸侯をして在府の役人を減少せしむ○九月島津氏二十萬兩を幕府に獻じ又皇居造營の助役を命ぜらる○十二月二朱判眞鍮錢の永代通用を令す○長崎奉行をして拔荷を禁ぜしむ。	正、二五、改元○獻上物玩具物の華美を禁止す○二月物價引下を令す○武術師範の名簿を上らしむ○二月前大老井伊直幸卒す（六一）○米價下落に付問屋の制を復す○三月奢侈を禁ず○折銀割銀燒銅の極印判明せるもの通用を許す○四月松平乘完老中となる○太田資愛京都所司代となる○閏六月人民困窮せるを以て朝鮮使節の來朝を延期す○七月在方隱賣女を禁ず○八月米穀薪炭の値下を命ず○九月旗本の武藝を獎勵す○大奧の經費を節約し萬石以上の圍米制度を定む○（三九頁へ續く）
軍事			十月國後島の蝦夷騷動、松前藩主之を鎭定す。
文藝	二月幕府醫官山田圖南（正珍）歿す○三月儒與貫友山（正鄕）歿す○九月俳人大島蓼太（雪中菴）歿す○有志者に聖堂講義を聽かしむ。	正月柴野彥助幕府の儒官となる○二月會津藩日新館を設立す○江村北海（綬）歿す（七六）○三月蘭學階梯成る○六月澁井太室（孝德）歿す○八月浮世繪師鳥山石燕歿す○是歲三國通覽圖說を天覽に供す○神田宗兵衞三田燒を創む。	三月狂歌師平秩東作歿す（六四）○儒三浦梅園（安貞）歿す（六七）○七月戲作者戀川春町歿す（四六）○九月岡田恕を聖堂附儒者となす○那波魯堂（孝卿）歿す（六二）○十月高井几董歿す（四九）○是歲司馬江漢油繪銅版術を創始す○市川寬齋江湖詩社を結ぶ○幕府孝義錄を刊す。
雜	正月京都大火	正月京都大火○伏見の義人文珠九助歿す（六〇）○十一月淸船大隅に漂着す。	五月越後の民廣東に漂着す。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	（寬政元年の續き）	二四五〇 同二 庚戌 1790	二四五一 同三 辛亥 1791	二四五二 同四 壬子 1792
皇室		正月靑綺門院舍子崩ず○八月新皇居土御門殿落成す○十一月主上還幸○櫻町殿竣成、後櫻町上皇還御。		是歲天皇御父典仁親王に尊號を上らんとす、幕府之を拒絶す。
神祇		是歲內外宮別宮式年遷宮。		五月幕府、出雲大社及宇佐、鹿島、香取の四社に五穀豐熟を祈る。
佛教			三月佛光寺の鐘を鑄る○五月市人の葬禮佛事の奢侈を禁ず○七月公澄法親王輪王寺門主となる。	
政治	旗本諸士の古借金濟方並に棄捐を命ず○十月德川（紀伊）治貞薨ず（六二）○十一月萬石以上諸家系譜改訂の命あり、大目付桑原盛貞其掛となる○十二月松平定信勝手方掛となる○密貿易、密賣等に關し長崎奉行に取締を命ず。	正月令して褥禮を避けしむ○二月諸物價の値下を令し商人町人の奢侈を禁ず○長崎奉行に令して交易の額を省減す○加役方人足寄場を江戶鐵砲洲に設く○三月荷蘭來貢○四月本多忠籌老中格に進む○蘭人の來聘を五年に一度とす○五月異學を禁ず○風俗を害ふ出版物の取締を嚴にす○七月備荒蓄米を令す○九月旗本の奢侈を禁じ文武を勵ます○十一月納稅費額の減少法を制定す○十二月琉球使を引見す○是歲長崎浦上の切支丹を檢擧す。	○正月男女混浴を禁ず○三月露艦紀伊大島浦に漂着す○五月萬石以下御目見以上の祖先書を獻ぜしむ○七月諸役人の繁文褥禮を戒む○八月關白輔平罷め一條輝良關白となる○九月異國船取計方を令す○十二月江戶名主地主家主に令して町法を改正し町會所を向柳原に設く。	三月公卿の馬術を學ぶを禁ず○四月聖堂學問所の制を定む○五月林子平海防の事を議し禁錮せらる海國兵談を毀板す○六月松平定信檜苗千萬本を献じ武州古大瀧村に植ゑしむ○七月昌平坂學問所成る○八月大坂城代堀田正順京都所司代に任ず○九月寄合番士小普請等の學業を聖堂に試む○十月露船始めて我漂民を
軍事		正月大的射込場六ヶ所を定め射術を習はしむ		七月砲術練修場を武藏德丸原に設く○十一月沿海の諸侯に令し外船に備へしむ。
文藝		四月初代中村仲藏歿す（五五）○八月狩野榮川院（典信）歿す（六一）○九月儒山中天水（恕之）歿す○片山北海（猷）歿す（六八）○初代柄井川柳歿す○是歲江戶深川に貧民敎育所を設く。	正月儒平澤旭山（元愷）歿す○四月松平定信以下老中若年寄等學問所に臨觀す○林子平海國兵談成る○九月加舍（春秋庵）白雄歿す○尾藤二洲（良佐）聖堂附儒者となる○十月江戶躋壽館を官立となす○初代中村歌右衞門歿す（七八）○十二月林子平三國通覽海國兵談の著述により拘せられ仙臺に送らる○是歲中澤道二江戶に來り心學を講ず。	正月歌人宮部義正（三藻）歿す（六〇）○俳人久村曉臺（暮雨庵）歿す○儒龍草廬（公美）歿す（七九）○閏二月儒安達淸河（修）歿す○五月新井白蛾（祐登）歿す（六八）○八月書家永田觀鷲歿す○十月蒔繪師古滿寬哉歿す○柴野邦彥、
雜		六月淸船越後の漂民を送り來る○八月江戶大風洪水。		正月肥前溫泉嶽噴火○七月江戶大火。

	二四五五 同七 乙卯 1795	二四五四 同六 甲寅 1794	二四五三 同五 癸丑 1793	
	十一月恭禮門院富子崩ず。	三月欣子內親王中宮となる○七、六、閑院宮典仁親王薨ず（六二）		
	八月上總下總兩國の日蓮宗不受不施派を禁ず			
	正月將軍家齊駒場に狩す○富士講を禁ず○三月將軍家齊小金井に狩す○近藤重藏長崎奉行所屬吏となる○九月墻檢校の和學講談所を林大學頭の支配となし、永續手當として小傳馬町三十ケ所の地所を下賜す○十月關白一條輝良甍ず（四〇）○女髮結を禁止す○十一月鷹司政熙關白となる。	五月漂民幸太夫磯吉に幕府より生活費を支給す○六月海外より歸朝せる邦人を褒賜する規則を定む○十月儉約令を爾後十ケ年延長す○十一月米價を平準すべく令す。	正月側衆加納久周若年寄格に進む○幕府關東地方の沿岸を巡視せしむ○二月中山愛親、正親町公明尊號事件により江戶へ下向し松平定信と應接す○三月愛親に閉門公明に通塞を命ず○定信自ら豆相房總の沿岸を巡視す○六月蘭人來聘○是月石川忠房松前にて露人と應接し長崎に廻航せしむ○七月隨貽を禁止す○老中松平定信職を辭す○八月老中松平乘完卒す（四三）○九月幕府非常用の金銀分銅を府庫に藏す○將軍露國より歸國の漂流民磯吉幸太夫の二人を江戶吹上苑に召して彼地の風俗狀況を聞く○十一月村里の儲米を奬勵す○是歲下總川上右仲佐倉炭を製す。	送りて根室に來り尋で箱館に入る○十二月松平定信房總豆相五國巡視を命ぜらる。
	五月露人蝦夷地を侵略す。			
	正月力士谷風梶之助歿す（四八）○三月河竹新七歿す（四九）○俳人神澤杜口歿す○五月成島司直幕府に召さる○七月圓山應擧歿す（六三）○儒市川鶴鳴（匡）歿す（五六）○十一月高橋作左衞門天文方となる○十二月俳人蝶夢（幻阿）歿す（六四）○是歲群書類從開版。	正月俳人東金羅（一世夜雪庵）歿す○初代瀨川如皐歿す（五六）○八月歌人林諸鳥歿す○十一月篆刻家藏六居士歿す○十二月狩野永德（高信）歿す（五六）○是歲塙保己一の群書類從の編輯完了す。	四月儒原狂齋（公逸）歿す○六月狂言師芝全交歿す○林子平沒す（五六）○高山彥九郎（正之）自殺す（四七）○七月塙保己一に地を賜ひ和學講談所を建てしむ○是歲岩橋善兵衞望遠鏡を製し星座圖を作る。	屋代弘賢をして古書を近畿地方に採訪せしむ○十一月儒千葉芸閣（玄之）歿す○十二月浮世繪師勝川春草歿す。
	十二月陸奧民安南より歸る	正月江戶大火諸侯藩邸類燒す。	十一月江戶大火。	

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	二四五六 同八 丙辰 1796	二四五七 同九 丁巳 1797	二四五八 同一〇 戊午 1798	
皇室				十一月後櫻町上皇六十御賀を行はる
神祇			四月日光東照宮正遷宮	
佛教	八月證空に彌天鑑智國師と諡す○是月諸宗派の破戒僧を處罰す。		二月叡山横川中堂を修理す○三月叡山根本中堂を修理す○四月智洞三業歸命の義を唱ふ○五月安藝備後の本願寺門徒、十六尋問を智洞に致す○七月京都大佛殿震す○是歲東本願寺再建成る。	三月役小角の一千百年忌を箕面山に行ふ○朝廷小角に神變大菩薩と諡す。
政治	正月白牛酪の販賣を命ず○二月關所通過女手形の認方を改正す○三月新に留役の職を設け寺社勘定、支配留役に準ず○五月古賀精里幕府の儒官となる○八月江戶に古銅吹所建設に付令あり○朱座に仲買を置く○九月古銅鎔解所を江戶に設く○十一月水野忠友再出て西丸附老中となる○十二月琉球の使者を引見す○是歲南海諸島を巡檢せしむ○草紙問屋改の極印あり（株式の起原）	五月大坂銅座を勘定奉行、長崎奉行、大坂町奉行の支配とす○七月英艦蝦夷に來る○閏七月若年寄加納久周辭す○八月日傭座を廢して稼自由とす○九月金銀貸借は爾今以後裁許せざることゝす○十一月明年より寬政曆を行ふ旨宣下す○十二月漂着異國船取扱の件を布告す○上杉治憲養蠶を再興す○聖堂を改革し弘文館を學問所と改稱し官立となす。	正月聖堂修復の費用を萬石以上に献ぜしむ○二月松平信明聖堂再建總奉行となる○諸國より人別帳を提出せしむ○町中の女師匠に風俗取締令を發す○三月目付渡邊紀等蝦夷地巡視に赴く○五月慶長以來の古錢を銀座に於て新錢と引換を行ふ○十月老中本多忠籌罷む○十一月蝦夷地巡視の一行歸府す○十二月諸藩の米札發行を禁ず○牧野忠精所司代となる○老中松平信明蝦夷地の警備を管す○近藤重藏蝦夷地を探險す○是歲天草に於ける淸船の密商を禁す。	正月勘定奉行石川忠房等蝦夷地の防備を討議して、七ケ年間東蝦夷を幕府の直轄地となす○二月村上常福等を蝦夷地に赴かしむ○若年寄立花種周に蝦夷地の
軍事				三月兵を蝦夷に遣して警備に當らしむ。
文藝	四月狂歌師桑揚庵頭光歿す○六月書家澤田東江歿す○十月瀨名貞雄歿す（八一）○十一月石川太浪五百羅漢寺所藏の和蘭畫を模寫す○十二月儒黑澤雉岡歿す○是歲幕府高橋至時に改曆の事に與らしむ。	二月儒人見璣邑歿す（六九）○三月狩野洞春歿す（五一）○五月蔦唐丸歿す○閏七月故實家眞野是翁歿す○儒西依成齋歿す（九六）○八月書家駒井琦歿す○十一月榊原香山（長俊）歿す○十二月蘭醫宇田川玄隨歿す（四三）○是歲伊能忠敬金星の南中を測量す	二月俳人小菅蒼馬歿す○四月彫金工大森英秀歿す○五月塙保己一群書類從板本火災豫防のため藏敷地を賜る○六月畫師寺島梅里歿す（六三）○九月儒吉田篁墩歿す（六八）○十月儒西山拙齋歿す（六四）○茶人守屋宗屋歿す（五三）○十二月朱樂菅江歿す。	正月堀田正敦をして寛永以來の諸家の系譜を修補訂正せしむ○三月儒岡田新川（朝陽）歿す（六三）○五月澄月歿す
雜	六月淸船陸奧に漂着す。	是歲露人多く蝦夷地に出入す。	是歲米國船肥前に漂着。	

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四五九 同一一 己未 1799				ことを總括せしむ〇三月勘定奉行近藤守重等再蝦夷地の巡檢に赴く〇六月諸國に令して演劇に類する舞踏音曲と張子を禁ず〇八月松前藩に東蝦夷の換地として武州久喜村外十二ヶ村五千石の地を與ふ〇十月南部、津輕の兩藩をして函館附近を守らしむ〇十二月德川（尾張）宗睦薨ず（六八）〇和蘭貿易額を七百貫目輸出銅を六十萬斤とす		（八五）〇俳人高桑闌更歿す〇六月醫家長澤蘆雪歿す（四五）〇七月小野蘭山將軍家齊に見ゆ〇十一月畫家福原五岳歿す（七〇）〇是歲陶工清水六兵衞歿す。	
二四六〇 同一二 庚申 1800	二月惠仁親王降誕		三月金地院に五山出世の公帖を附す〇四月愛宕山燒く〇十一月增上寺本堂、山門等を修理す〇十二月大阪天王寺震す。	三月開黌法規を定む〇聖堂（昌平坂學問所）落成〇五月伊能忠敬をして蝦夷、北陸の各地を測量せしめ地圖を作らしむ〇是月老中松平忠明蝦夷地に至り廠十所を建て運上といふ〇是年關東八州の代官をして村民に修身治家の方法を訓示せしめ又西洋麥種及耕作法を敎ふ〇高田嘉兵衞をしてエトロフ航海を試さしむ		四月稻掛棟隆歿す（七二）〇書家關其寧歿す〇閏四月林大學頭等の編纂せる孝義錄（五十卷）成る〇五月儒服部栗齋歿す〇石野廣道歿す〇八月入江昌熹歿す（七九）〇九月畫家伊藤若沖歿す（八五）〇十月彫金工菊岡光行歿す。	十一月清船遠江に漂着す。
二四六一 享和元 辛酉 1801		香椎宮造營。	十月本願寺智洞を罰し諦忍等を赦す〇十一月諸宗本山、階級衣體等の制を幕府に進む〇十二月高田寶泉寺火く。	正月勘定奉行石川忠房等をして蝦夷を巡視せしむ、隨員間宮林藏樺太を探險す〇高田屋嘉兵衞等得撫島に木標を建つ〇二、五改元〇四月幕府伊能忠敬をして豆相武總常奧の沿岸を測量せしむ〇五月淺草本所の米倉を修營す〇六月太田資愛老中を罷む〇七月牧野忠精を老中に補す、寺社奉行土井利和所司代となる〇百姓町人の猥に名字を用ひ帶刀するを禁ず〇是年清船の西洋貨物を輸入するを許す。	六月山形上の山の農民暴動す、翌年に至りて稍々平ぐ。	正月儒赤松滄洲歿す（八二）〇松平賴愼大三河志を幕府に獻ず〇五月醫多紀（永壽院）元悳歿す（七四）〇六月細井平洲歿す〇七月小澤蘆庵歿す（七九）〇横井千秋歿す〇地理學者長久保赤水歿す（八五）〇九月本居宣長歿す（七二）	
二四六二 同二 壬戌 1802			正月東叡山龍王院火く〇三月增上寺三大經藏を慶す、將軍家齊臨駕〇東叡山中堂を修理す〇九月京都本圀寺客殿上棟〇是歲智洞十六問通釋を著し藝備門徒に答ふ。	二月蝦夷敎化の趣旨を達す〇羽太正養、戸田安倫を蝦夷奉行とす〇三月上杉治憲救荒補食の品物を集錄し、之を領民に分つ〇五月蝦夷奉行を函館奉行と改む〇七月松前氏の所領東蝦夷地を收公す〇九月水野忠友卒す（七二）〇吏を派して伊豆七島を巡視せしむ〇十月土井利厚を老中に補す〇大坂城代青山忠祐京都所司代となる〇諸家系譜差出につき令す〇密貿易の禁を嚴にす尋で薩藩の密貿易を嚴重に戒む〇是歲伊能忠敬日本海北部を測量し終る。		正月木村蒹葭堂歿す（六七）〇四月儒藪孤山歿す（六八）〇五月木元才莊燒繪を再興す〇六月初代常磐津兼太夫歿す〇四代松本幸四郎歿す（六〇）〇七月狂歌師唐衣橘洲歿す（六〇）〇畫家董九如歿す。	三月風疾流行す〇九月富士講員を罰す。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四六三 同三 癸亥 1803	五月公延法親王薨す。		正月藝備門徒論衡篇二卷を著し十六問通釋を反詰す〇閏正月本願寺門徒京都に蟻集し宗義の正邪を爭ふ〇六月道隱大瀛等智洞と二條城に安心の正邪を對決す〇七月谷中延命院破戒僧日道を死刑に處す。	二月函館奉行に黑印並に下知狀を授く〇四月會津藩の蠟製造を督勵す〇七月米船長崎に來りて貿易を請ふ許さず〇熊本藩製蠟所を設く。		二月勘定奉行山田大吉に東海道圖を作らしむ〇六月心學者中澤道二歿す（七九）〇國學者大塚嘉樹歿す（七三）〇十月蘭醫前野良澤歿す（八一）〇十一月儒細合斗南歿す〇此頃加藤民吉瀨戸燒を始む。	春夏の交諸國麻疹流行死者多し。
二四六四 文化元 甲子 1804		三月香椎宮に奉幣使發遣〇宇佐神宮に奉幣使發遣〇十二月石清水八幡宮正遷宮。	二月道隱、覺亮等智洞と江戸城にて安心の正邪を對決す〇蝦夷地に天台、淨土、臨濟の各一寺を建てしむ〇十二月慈雲尊者寂す（八七）	正月大坂城代稻葉正諶入京都所司代に任ず〇諸役人に入費の節約を令す〇二、一一、改元〇六月朝鮮の聘禮を對島にて受くる事とす〇七月諸侯に閣米を令す〇九月露使レザノフ長崎に來り通商を請ふ〇町人の武藝稽古を禁ず〇十一月林大學頭衡、柴野栗山、古賀精里、尾藤二洲に外交のことを議せしむ〇爾後七ヶ年間節約を令す〇十二月目付遠山景晉を長崎に遣す。		正月彫金工後藤桂乘歿す〇幕府曆官高橋東岡（作左衞至時）歿す（四一）〇書家十時梅崖歿す（七三）〇二月儒中井竹山（積善）歿す（七五）〇七月儒伊藤東所歿す（七五）〇固禪（光世）歿す（六九）〇八月畫家高嵩谷歿す〇俳人竹內玄々一歿す〇內宮神主荒木田久老卒す（五九）〇十一月畫家佐脇嵩雪歿す〇是歲畫工喜多川歌麿、秀吉、淸正等の錦繪を描出し處刑せらる、其他豐國、春英等も刑せらる。	九月仙臺漂流民歸國す。
二四六五 同二 乙丑 1805	八月眞仁法親王薨す。		桓武天皇一千年聖忌を延曆寺に修す〇四月智洞伏罪。	正月長崎奉行肥田賴常、目付遠山景晉、ロシア使を面諭し歸航せしむ〇二月老中太田資愛卒す（六八）〇唐船長崎拔荷の禁を嚴にす〇四月露船長崎を出帆す〇吹銀潰銀は銀座、銀箔は京都以外の賣買を禁ず〇九月女淨瑠璃を禁ず〇諸侯に圍米を令す〇十一月德川（水戸）治休薨ず（五五）	正月沿海諸所を警備せしむ。	三月俳人大江丸歿す（八〇）〇是歲歌人慈延歿す〇廣瀨淡窓私塾咸宜園を設く〇和學講談所を表六番町に移す〇紀州藩醫華岡隨賢始めて麻醉劑を用ひて乳癌切開す〇和田寧、圓理極數術を發明す。	
二四六六 同三 丙寅 1806			正月能登總持寺火く〇三月淺草本願寺別院、增上寺五重塔及僧房火く〇七月本願寺光攝以下諸僧を罰す〇十一月光攝法語を諸國門徒に下す。	正月關東郡代を罷め代官の分治とす〇二月奧州の關東御料私領に對し問屋以外の白米取引を禁す〇三月江戸大火、府下八ヶ所に救小屋を作りて窮民を養ふ〇四月老中戸田氏敎卒す〇五月松平信明老中復職上座となる〇六月仙臺通寶の通用を禁止す〇八月朝鮮使節下賜銀の改鑄を命ずると共に年貢米納入の取締を嚴	九月露人樺太を侵略す	正月荒木田麗女歿す（七五）〇二月畫人土佐光貞歿す（六九）〇四月橋南谿（宮川春暉）歿す（五三）〇醫家荻野元凱歿す〇六月狂言作者初代櫻田治助（左交）歿す（七三）〇六月橋本經亮（香園）歿す（四七）〇橋本稻彥歿す〇七月國學者伴蒿	三月江戸大火（泉岳寺火事）〇七月諸國旱す。

日本紀元 干支 耶蘇紀元		皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四六七 同四 丁卯 1807		七月寛宮儲君となる○九月寛宮親王宣下御名惠仁。		本願寺能化職を廢す。	三月松前氏の西蝦夷を收公して別に九千石の地を與ふ○平山行藏不逞の徒を率ゐて蝦夷地及邊海の防備を嚴にせしむ○嚴寒人北海の狀況を視察す○六月寄遠山景晋、若年寄羽田正寧に寄す○七月奥州蝦夷地に巡視を遣す○閏六月松前氏の領地を收公して東蝦夷地を巡視す○七月奥州蝦夷地に運送の米一萬五千石を置く○箱館奉行を廢し蝦夷地の守衛を命ず○十二月松平出羽守代千代松に金之助				踁(資芳)疫す(七四)○都に所司代に任ず○十一月琉球使を引見す○米價下落に付大坂商人に買上米のことを令す。
二四六八 同五 戊辰 1808				八月專修寺、親鸞に大師宣下を奏請せしに叡山僧徒之を拒む。	三月金澤城火く○四月豆相濱奉行伊等に砲臺を築くこと六ヶ所○九月長崎砲臺を修築す○八月英艦長崎に寇す。	正月狩野惟信(養川院)疫す(五六)○二月狂作者初代並木五瓶没す○八月俳人蕉澤鳥酔没す○四月國學者加藤千蔭没す(七三)○九月國學者村田春海没す(七四)○十二月戯作者山東京傳没す。		三月戯作者南仙笑楚滿人没す○五月皆川淇園没す(七四)○六月狂歌師智惠内子没す○十二月儒柴野栗山没す(七四)○忠孝彰官刻本鐫墓に地誌に御用局を設け萬國の地圖を作らしむ。
二四六九 同六 己巳 1809	三、二四、惠仁親王立て皇太子○十二月後櫻町上皇七十御賀を行はる。	九月皇大神宮豐受大神宮正遷宮。	四月一向宗徒親鸞に大師號を賜はらん事を請ふ(勅許)○五月本願寺准后宣下を奏請す○八月專修寺、親鸞に大師宣下を奏請せしに叡山僧徒之を拒む。		正月烽火臺を松前津輕に設く○是歲長崎に砲臺を新設す。	正月蔦僧月遷(元璋)寂す(八九)○四月戯作者畑金藏(龜年)疫す○四月儒伊東藍亭(萬象亭)疫す。	正月橋本小野門人井上士朗疫す(八二)○五月大屋裏住疫す○七月近松德二(二代目)疫す○八月俳人蕉澤鳥酔疫す○九月國學者加藤千蔭疫す(七三)○十二月戯作者桂川甫筑(萬象亭)疫す。	關東大飢饉○六月より八月に亘り江戸大雨洪水。	正月蒲鉾我漂流民を送る。
二四七〇 同七 庚午 1810			十一月淺草本願寺別院上棟。			正月江戸伊勢町に米商會場を設け毎年千兩を積立て立會と江戸府内十月和廟の納錢を受けて止む○二月江戸大橋の渡を廢し永代橋を架す○五月對馬藩より朝鮮使節の聘禮を修む○八月朝鮮使節來聘(六回)○十二月五ヶ年間の檢約を令す。	正月行路病者の檢視を廢す○三月惠仁親王御元服。			
二四七一 同八 辛未 1811		三月惠仁親王御元服。	正月關光大師源空の六百年忌に當り弘覺大師上增上寺に勅諡す○二月增上寺僧玄譽火災○京都淨華院光明寺紺堂を遷す○四月京都本圀寺山門を建つ○十月寂光寺釋迦堂を慶す○閏十月興正寺は本願寺末寺となりて和解す。			二月國書刻改使對馬に來聘す(六二)○五月儒荻原雲來没す○七月儒柴野栗山没す○十月儒尾藤二洲(孝肇)疫す(六七)○是歲時習館(敎授)高本紫溟(艮)疫す(七八)○	正月本草家小野蘭山没す(八八)○五月大屋裏住疫す○七月近松德二(二代目)疫す○八月俳人蕉澤鳥酔疫す○九月國學者加藤千蔭疫す(七三)○十二月戯作者桂川甫筑(萬象亭)疫す。	五月英船常陸に來る。	
二四七二 同九 壬申 1812						正月警稻村三伯疫す○八月出雲の漂流民(露國より)歸る○十一月江戸大火。		
二四七三 同一〇 癸酉 1813	十月藤原繁子東宮御息所となる○閏一月後櫻町上皇崩御(寶算七四)	三月石清水八幡宮臨時祭再興。		十月江戸谷中感應寺、目黒瀧泉寺、海鳥喜見院の富籤を禁止す○十一月大坂天滿本傳寺火く。		三月蘭學者大槻磐水(玄澤)疫す(七五)○五月狂歌師高惠送露寒(鑑)疫す(七〇)○明誠堂喜三二(雄)疫す(七七)○十月儒尾藤二洲(孝肇)疫す(六七)○是歲時習館(敎授)高本紫溟(艮)疫す(七八)○		

日本紀元 干支 耶蘇紀元		皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四七四 同一一 甲戌 1814					二月松平定信、松平容衆に房總海岸守衛を令す○五月老中安藤信成卒す。			
二四七五 同一二 乙亥 1815				六月浦賀走水城(島砲臺)を修築し又富津竹岡洲崎の砲臺をも修營す。				
二四七六 同一三 丙子 1816						上田秋成疫す(七八)○是歲水戸藩大日本史の名稱確定す○佐藤信淵自走船を唱ふ。		
二四七七 同一四 丁丑 1817								
二四七八 同一五 戊寅 1818								
二四七九 同一六 己卯 1819								
二四八〇 同一七 庚辰 1820								
二四八一 同一八 辛巳 1821								
二四八二 同一九 壬午 1822								
二四八三 同二〇 癸未 1823								

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	二四七四 同一一 甲戌 1814	二四七五 同一二 乙亥 1815	二四七六 同一三 丙子 1816	二四七七 同一四 丁丑 1817
皇室	五月日光東照宮正遷宮。○十二月賀茂臨時祭再興。			三、二二、光格天皇讓位（○院政、仁孝天皇（惠仁親王）受禪（御年八）○○）太上天皇尊號宣下。○九、二一、即位。○○十二月藤原鋈子女御となる。
神祇				一一、二一、大嘗祭。
佛教	十月寬永寺本坊火く。	天龍寺燒く。		八月即位由奉幣發遣。
政治	正月巡見使を諸國に派遣す。○二月關八州の人民來聘す。○九月關白鷹司政熙薨ず。○十一月關白となる。○是歲露國と國境を定め北邊の警備を解く。	二月座頭の高利貸を取締る。○四月大坂城代大久保忠眞を京都所司代に任ず。○六月所司代共勤役中一萬石を賜ふ。○十月豐年に付大坂廻米の二分減ず。○十一月宗對馬守に對し朝鮮外交文書捺印に付證書す。	六月町人徒黨を組んで喧嘩するを禁ず。○閏八月德川（水戸）治紀薨ず（四二）。○九月澁米に付諸侯及家臣に令す。○一橋齊敦ず。○琉球に來り互市を請ふ。許さず。○英船十二月億萬石の滿期を布告す。○此年一萬石の朝鮮に送りて饑饉を救ふ。	十一月大嘗祭由奉幣を伊勢、石清水、賀茂社に發遣。
軍事	三月將軍家齊從一位に叙し左大臣に轉じ世子家慶正二位に叙し内大臣に任ず。○四月英浦（二）來る。○上杉治憲（鷹山）卒ず（七二）。○七月老中土井利厚卒ず。○八月	是歲上總富津臺場を修造す。	閏正月戲作者式亭三馬歿ず（四二）。○戲作者並木五瓶歿ず。○儒松井羅山（鵞峰）歿ず。○五月洋	十月一行院德本寂す（六二）。
文藝				二月儒村瀨栲亭歿ず（七三）。○四月伊能忠敬歿ず（六四）。○四月岡本保孝歿ず（八一）。○九月伴人上道彥歿ず。○十月洋
雜				

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	二四七八 文政元 戊寅 1818	二四七九 同二 己卯 1819	二四八〇 同三 庚辰 1820	二四八一 同四 辛巳 1821	二四八二 同五 壬午 1822
皇室			三月欣子內親王（光格天皇の中宮）皇太后となる。		光格上皇修學院に御幸。
神祇				正月鎌倉八幡宮火災。○八月祇園社正遷宮。	
佛教		十一月淨土宗僧法加行唱禮三千佛名を彌陀三唱と改む。		最澄の千年忌を延曆寺に修す。	
政治	平治（不昧）卒ず（六八）。○五月英船浦賀に來りて互市を請ふ。○七月關の代官東諸國の老中酒井忠進を戒む。○中酒井忠進辭職す。○八月水野忠成、大久保忠眞老中となる。○九月貳百目金と文金（一分金引換）を改鑄す。○十月伊豆七島救濟のため付加稅を令す。○十二月藤原鋈子女御となる。	四月老中水野忠成財政の衝に當り改革す。○閏四月幕府財政不如意に付金銀吹立を令す。○六月小判一分金を鑄る（草字文金又は文金と云）。○七月物價下落を令す。○十月伊豆七島救濟のため付加稅を令す。○十二月藤原鋈子女御となる。	四月古錢新錢の引換を勸め貯錢を禁ず。○五月新錢引換に付令す。○八月若年寄內藤信敦京都所司代となる。○十月笠原冠山（長旭）歿ず。○是歲高橋作左衛門書物改掛となり洲文を進む。○伊能忠敬の譯述なる全圖成る。	三月將軍家齊從一位に叙し左大臣に轉じ世子家慶正二位に叙し内大臣に任ず。○四月英浦（二）來る。○上杉治憲（鷹山）卒ず（七二）。○七月老中土井利厚卒ず。○八月
軍事			四月米市場の不正取引を禁ず。○六月新銀錢の鑄造を令す。○遠國代官所にて取扱ひたる古錢引換の件を付令す。○七月古錢新錢通用を令す。○八月供米の內三年間の儉約を向ふ十二月諸侯參勤交代を令す。○十二月浦賀奉行を內藤正弘に相州海岸の守備を命ず。		
文藝	歌人小國重年歿ず（八四）。○二月浮世繪師北尾重政歿ず（八二）。○岡山藩儒井上四明歿ず（九七）。○國學者林國雄歿ず（八二）。○七月戲作者葛飾北斎、浮世繪師勝川春英歿ず。	正月朝鮮の商船對馬に來る。○二月浮世繪師北尾重政歿ず（八二）。○岡山藩儒井上四明歿ず（九七）。○國學者林國雄歿ず（八二）。○七月戲作者葛飾北斎、浮世繪師勝川春英歿ず。	三月原念齋歿ず（七七）。○市寬齋（世寧）歿ず（七七）。○九月初代杵屋六郎歿ず（八〇）。○九月淨瑠璃太夫竹本播磨少掾歿ず（八〇）。○十月高橋作左衛門（滿洲文字の書）を譯し獻ず。桑蓬より刊行。	七月原念齋歿ず（七七）。○市寬齋（世寧）歿ず（七七）。○九月儒者松崎慊堂歿ず（八八）。○十一月國學者內山眞龍歿ず。○八月國學者清水浜臣歿ず（七六）。○十月歌人木下幸文歿ず（八四）。	
雜	二月水野忠成勝手掛となり會計の章程成が手に歸す。○三月和蘭人來聘す。○四月向元（改元）。○新に二分判と云ふ。○松平治（不昧）卒ず（六八）。○五月英船浦賀に來りて互市を請ふ。○七月關の代官東諸國の老中酒井忠進を戒む。○中酒井忠進辭職す。○八月水野忠成、大久保忠眞老中となる。○九月貳百目金と文金（一分金引換）を改鑄す。○十月伊豆七島救濟のため付加稅を令す。○十二月藤原鋈子女御となる。	正月來年の恵方を禁ず。○二月大坂城代大久保忠眞を京都所司代に任ず。○六月所司代共勤役中一萬石を賜ふ。○十月豐年に付大坂廻米の二分減ず。○十一月宗對馬守に對し朝鮮外交文書捺印に付證書す。	正月歌川豐春歿ず。○三月儒井南溟（遭載）歿ず（七二）。○八月狂歌師大田南畝（蜀山人）歿ず。○九月關白鷹司政熙薨ず。○十月關白となる。○是歲高橋作左衛門書物改掛となり洲文を進む。○伊能忠敬の譯述なる全圖成る。	四月富士講と稱なし禁厭護符を禁ず。○四月より七月迄旱害米穀を秘す。

日本紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四八三 同 六 癸未 1823	四月女御繁子薨す 新皇嘉門院と追贈す。						南部藩士下斗米秀之進な死刑す ○九月松平乗寛老中となる○是歳和蘭甲比丹アロムホフイツセル參府
二四八四 同 七 甲申 1824	七月新皇嘉門院繁子に皇后を追贈す○九月光格上皇修學院に御幸。		五月本願寺勸學職十一人を置く○是秋身延山諸堂火く。				二月參向の公家衆に中古大鼓式に擬せらる○三月關白一條忠良罷め鷹司政通之に替る○造伊勢使を發遣す○四月紀伊藩内に西丸書院番を置く○松平伊織等を罷めて節約を令す○九月老中阿部正精辭す○十月老中水野忠成等を罷めて節約を令す○十一月松平輝延卒す○十二月異國船打拂の事を令す○是年朱印船渡航を許可多し	
二四八五 同 八 乙酉 1825	八月藤原祺子入内女御となる。		二月江戸府内の開帳入佛の弊害を令す○十二月高倉學寮寮舍を建立す○是歳本願寺司敎助敎得業等を置く。	四月シーボルト等江戸に著し將軍に謁す○四月の交上總及武州に群盜起る○七月朔老中阿部正精薨す(五一)老中松平乘保薨す	異船上總に來るを以て兵備を嚴にす。	三月儒龜田鵬齋歿す(七六)○十一月高橋作左衛門歿す(八四)○魯西亞國利解成る○十二月儒田崎谷幽谷歿す(五二)○是歳岩瀨松苗の國史略成る。	正月初代歌川豐國(一陽齋)歿す(五七)○二月雷電爲右衛門歿す(五)○四月儒太田錦城歿す○五月初代清元延壽太夫歿す○是歳頼春風歿す。
二四八六 同 九 丙戌 1826			六月東本願寺再建○十一月辯長に大紹正宗國師と諡す○是歳御室大師と龍山に御影堂を建立す○十八ヶ所靈場を設く。	二月將軍生父一橋治濟卒す(七七)○三月將軍家齊太政大臣に任ず○水野忠成の金銀改鑄の功を賞す○閏二月兩替商仙波太郎兵衛等に銅錢百萬貫を鑄造せしむ○九月高屋嘉兵衛等に五百俵を給す○十二月諸家供廻の風紀奢靡を戒む	二月將軍家齊前田泰邸へ之く○五月將軍家齊家前田齊泰善美を極むるを以て之を守衛せしむ○六月立山奥大橋及作右衛門代高橋作右衛門に命じ加賀藩重臣の子弟を質せしむ○十一月松平康任老中に任じ水野忠邦に任ぜらるる○十二月古金銀と二朱判等の通用停止に付引換のことを令す。	佩刀銹揩を禁止す○十月近藤重藏罰せらる○水野忠邦に任ぜらるる○十二月古金銀と二朱判等の通用停止に付引換のことを令す。			
二四八七 同 一〇 丁亥 1827		是歳皇大神宮別宮造替遷宮。	二月增上寺本坊火く○四月華藏院火く○六月眞雅に法光大師と勅諡す○八月東叡山淩雲院火く。	正月老中酒井忠進卒す(五九)○閏正月將軍家齊前田泰邸へ之く○五月將軍家齊太政大臣を辭す(七一)○是歳諸家供廻の風紀奢靡を戒む		正月浮世繪師歌川豐春歿す(七八)○二月原東海道驛次繪を畫く○三月狂歌師小川破笠歿す(八一)○七月狩野榮信(伊川院)歿す(五一)○是歳頼春水歿す(六一)○十月儒古賀精里歿す(七四)○是歳頼山陽の日本外史成る。	
二四八八 同 一一 戊子 1823	三月光格上皇修學院離宮に御幸○七月公澄法親王薨す	是歳皇大神宮別宮造替遷宮。	四月華藏院火く○六月眞雅に法光大師と勅諡す○八月東叡山淩雲院火く。				
二四八九 同 一二 己丑 1829	九月皇大神宮豐受大神宮式年正遷宮。		二月增上寺香衣騷動起る○三月築地本願寺別院火く。	五月松平定信(樂翁)卒す(七二)○六月松平信明卒す(五一)○是歳頼山陽の日本外史成る。		二月高橋作左衛門歿す(四一)○三月宋紫石歿す(六三)○是歳頼春水の日本外史成る。	

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
						廣殁す(六五)○是年獨人シーボルトを放還す。	
二四九〇 天保元 庚寅 1830		二月内宮別宮荒祭宮以下諸殿舍炎上○是歳内外宮別宮遷宮。	正月幕府、貞端、説行等に増上寺の紛爭を調停せしむ○三月紀州粉河十禪院建つ○閏三月宇多法皇の九百年忌を仁和寺に修す○五月増上寺坊中の香衣被着を停む。	二月防火者を賞する規定を設く○三月高橋作左衞門牢死後子息小太郎を遠島に處す○八月旗本の亂行を戒む○一二、一〇、改元。	十月越後農民蜂起す。	閏三月石川雅望(狂歌名宿屋飯盛)殁す(七八)○九月松代藩儒岡野石城(元韶)殁す○十一月書家森川竹窓殁す○是歳足立長雋始めて西洋産科を首唱す。	三月將軍家齊吹上苑にて相撲上覽○七月京畿地方地震
二四九一 同二 辛卯 1831	六月統仁親王降誕		八月東本願寺御影堂立柱。	正月府内の修驗者陰陽師の調査を令す○二月松前藩上納金を請ふ之を許す○長崎貿易の改善を促す○三月米價高値により圍米を禁ず○四月農商の厚葬を禁ず○五月大阪城代太田資始京都所司代となる○七月前老中牧野忠精卒す(七二)○七八月の交毛利氏領内農民暴動す○八月武家輩の日傘使用を禁ず○十月金銀貨の兌換の件に令す○松前章廣を一萬石の格に準ず○十二月全國の石高を調査せしむ。	二月夷船東蝦夷を侵略す、松前の兵擊て之を郤く○四月天地丸を修理して品川の海に泛ぶ	正月歌僧良寛殁す(七四)○八月十返舍一九(重田貞一)殁す(六七)○國學者北野(佐原)鞠塢殁す(七〇)○青山延于の續皇朝史略成る。	二月大阪安治川口を浚渫し天保山を築く○十月江戸町寄場流行す。
二四九二 同三 壬辰 1832			九月東本願寺本堂立柱	正月若年寄堀田正敦罷む○三月蘭人來聘○五月德川光圀に從二位權大納言の贈官位あり○六月堀田正敦卒す(七八)○十月二朱金を鑄造し通用を令す○十一月將軍、琉球使を引見す○十二月牢屋取締を令す○是年渡邊登を登用して海防のことを掌らしむ		正月竹尾善筑舊考餘錄を上る○二月歌人秋山光彪殁す(五八)○三月儒塚田大峰殁す(八八)○六月畫家張月樵殁す(六二)○七月國學者川崎重恭殁す○九月賴山陽殁す(五三)○十二月畫家柳川重信殁す○是歲賴山陽、日本政記を著す。	正月清船薩摩の漂民を送り來る○十月風邪流行○是年全國不作。
二四九三 同四 癸巳 1833			八月東本願寺祖堂上棟○十月東大寺正倉院開封。	二月島津重豪(松平榮翁)薨ず○五月小判金の吹立通用に付令す○六月一朱金の鑄造を停む○八月江戸表米價高値に付拂下米の事を令す○九月米價暴騰に因り幸手宿に窮民蜂起して富豪を襲ふ○十月眞字二步判通行の期を定む○十一月圍米を禁じ拂下を令し買占、締賣を戒む○十二月五ケ年間の節約を令す。		二月醫青池林宗殁す○四月畫家大石眞虎殁す○五月陶工青木木米殁す(六七)○蘭醫杉田玄伯殁す○林式部讀耕齋文集を幕府に献ず○七月松平冠山卒す(六七)○九月本居大平殁す(七八)○是歲大鹽平八郎洗心洞箚記を刊行す。	八月大風あり○是歲諸國大饑饉奥羽の地殊に甚し。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二四九四 同五 甲午 1834			二月築地本願寺別院火く○東西本願寺境界諍論○三月空海の一千年忌を東寺に修す○五月江戸雜司ケ谷感應寺建立○九月仁和寺結緣灌頂を再興す。	正月江戸米價高騰、諸人困窮し府下餓莩多し○圍米賣惜買占等を嚴禁すると共に救濟に着手す○二月老中水野忠成卒す(七二)○三月水野忠邦老中となる○老中大久保忠眞、松平康任勝手掛となる○四月大阪城代松平信順京都所司代となる○五月大阪の米商に値下を行はしむ○六月東北地方凶作に付米穀の融通を行はしむ○千住宿の窮民米商を打毀す○九月眞字二步判金の通行の事を令す○十二月關東、豆駿の菜種栽培を獎勵す。		五月儒賴杏坪殁す(七九)○八月鑑定家古筆了意殁す○九月歌人大石千引殁す(六五)○十二月醫宇田川榛齋殁す	二月江戸大火○七月大阪大火○是歲陸奥出羽不作餓莩道に横はる。
二四九五 同六 乙未 1835	六月熙宮儲君となる○九月熙宮親王宣下御名統仁。		三月東本願寺兩堂を慶す。	五月老中青山忠裕罷む○九月天保通寶(當百錢)を鑄る○十月保通寶を通用す○松平康任罷む○十二月仙石騷動を裁決し仙石久利の封を削り閉門を命ず○井伊直亮大老となる○違法の清商を投獄す。		二月故實家山田以文(錦所)殁す(七四)○四月蒔繪師古滿寬哉殁す○五月歌人長瀨眞幸殁す(七一)○七月儒久保筑水(愛)殁す○七月儒柴野碧海殁す○閏七月狩谷棭齋(望之)殁す(六八)○八月畫家田能村竹田殁す(六〇)○十一月浮世繪師歌川國重殁す○天文方足立左內露語辭書を譯す。	六月江戸大洪水○十月大阪大火
二四九六 同七 丙申 1836			十一月江戸淺草寺輪藏火く。	二月江戸町會所を改革す○夏以來諸國飢饉、米價暴騰す○四月島津大隅守より十萬兩を上納す○六月各地代官の苛斂誅求怠惰を戒む○官製人蔘の賣買を許可す○七月松平出羽守三萬兩、戸田采女正二萬兩上納す○九月將軍家齊隱居に付令す○老中松平宗發罷め太田資始之に替る○十月米價高値につき米の賣捌を命す。	五月德川(水戸)齊昭砲臺を助川に築く○八月甲斐郡内領百姓一揆起り、富豪を襲擊し亂をなす、傍近の大名より出兵して之を鎭撫す。	正月醫藤林普山(泰助)殁す○四月俳人遠藤日人殁す○七月畫家吉村蘭陵(孝敬)殁す(六八)○九月古賀穀堂(燾)殁す(五九)○十一月國學者中山信名殁す(五〇)○國學者村田春門(田鶴舍)殁す(七二)○十二月產醫足立長雋殁す○是歲儒龜井昭陽殁す。	
			五月江戸谷中感應寺建立朱印を賜はる。	二月酒井雅樂頭三萬兩を上納す○三月品川外三ケ所に救恤の小屋を設く、米二萬俵を出して江戸市民を救濟す○老中大久保忠眞卒す○四月將軍家齊隱居世子家慶職を繼ぐ大事猶大御所の世を仰ぐ○五月代替に付諸侯誓詞を上る○所司代松平信順老中となり、大阪城代土井利位京都所司代となる○六月前關白一條忠	二月大鹽平八郎(中齋、後素)大阪に亂を作す○三月平八郎自刃す(四二)○六月米艦浦賀に來航し砲擊を加ふ○越後柏崎に農民蜂起す。	一月大槻磐里殁す○二月詩人大窪詩佛(天民)殁す(七一)○六月國學者鈴木朗殁す(七四)○十月俳人茂呂何丸殁す○十一月畫家原在中殁す(八八)○是歲松平賴恕歷朝要紀を朝廷に奉る。	八月米艦浦賀に來り薩摩に去る。

二四九七 同八 丁酉 1837	二四九八 同九 戊戌 1838	二四九九 同一〇 己亥 1839	二五〇〇 同一一 庚子 1840
			三、一四、統仁親王立皇太子○一一、一九、光格上皇崩御(寶算七〇)
		正月祭禮の華奢を禁ず○十月湯島天神にて富籤を許可す。	
			八月圓珍の九百五十年忌を園城寺に修す。
良薨ず(六四)○靈岸島の油賣場を廢止す○七月脇坂安董、堀田正篤老中となる○諸國巡見使を命ず、此後又行はれず○五兩判小判一分判新鑄(俗に之を保金と云ふ)○九、二、家齊將軍宣下、左大臣に任ず○十二月新鑄一分銀通用を命ず(世に之を花銀と云ふ)。	二月鍋島齊正の治績を賞す○武家法度を頒つ○羽倉外記伊豆諸島を巡見す○閏四月奢侈を禁ず○財政の緊縮を圖り風紀の紊亂を取締る(天保改革の濫觴)○玩物に金を費すを禁ず○六月大判金改鑄○七月沿海の警備を嚴重にす○八月德川齊昭封事を上りて內憂外患を論ず○鳥居耀藏豆相海岸を巡視す○五ヶ年の儉約を令す○十一月諸侯留守居を戒飭す○十二月松本斗機藏、英船モリソン號の件に付建議す。	五月百姓の武藝稽古を禁じ通貨の相場を定む○十月小石川養生所に於て窮民病者を救濟す○十一月古金銀引換の件を令す○十二月渡邊華山、高野長英、英船來の事を論ずるに因り處刑せらる○老中松平乘寛卒す○土井利位老中となる。	正月京所司代間部詮勝老中となり、牧野忠雅所司代となる○三月甘蔗を作りて米作に妨ぐるを禁ず○五月村落疲弊に付改善を訓令す○町內賣藥の看板に蘭字使用を禁止、又長崎奉行に蘭人差出の風說書、洋書輸入、蘭書飜譯に付令す○七月朝鮮人來聘の儀例を改善し一朱金貨を交換せしむ○八月府下兩替屋を六百人と
	三月江戸城西丸燒く○八月佐渡爭亂あり。		
	正月歌人片岡寛光歿す○二月戲作者欣堂間人(寶田壽助)歿す○七月三代中村歌右衞門歿す○十月高野長英夢物語を著す○十一月北村季文法印に敍す○十二月畫家佐伯岸駒歿す(九〇)○高井蘭山歿す(七七)○是年緒方洪庵蘭學塾を大阪に開く。	二月熊本藩儒辛島鹽井(憲)歿す(八八)○五月心學者柴田鳩翁歿す(五七)○小關三英自殺す○八月畫家山脇東暉歿す○十月仙臺藩儒櫻田虎門歿す○十一月畫僧月峯歿す○是年儒增島蘭園歿す○醫宇田川榕庵化學(舍密學)を首唱す。	三月國學者小宮山楓軒(昌秀)歿す(七五)○五月畫家立原杏所歿す(五六)○八月國學者藤井高尙歿す(七七)。
	四月江戸大火		

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元		二五〇一 同一二 辛丑 1841	二五〇二 同一三 壬寅 1842
皇室		正月伏見宮貞敬親王薨ず○閏正月中宮欣子內親王院號定、新清和門院と號す。	
神祇		十一月鄉村神事祭禮に芝居見世物を催すを禁ず。	二月神社の講社を禁ず
佛教		六月江戸幡隨院火く○十月下總中山法華經寺中女犯不如法の僧侶を處刑し、智泉院八幡を取拂ひ、雜司ケ谷感應寺を廢す○十一月泉涌寺火く○十二月東叡山大佛堂火く。	二月寺院の講社を禁ず○三月市中葬禮佛事の華修を禁ず○五月在俗者の山伏修驗を業とするを禁す。
政治	制限す○九月高島四郎太夫西洋砲術意見書を上る○十一月大阪城代井上正春老中となり阿部正弘寺社奉行となる○十二月三ヶ年の儉約を令す。	閏正、晦、前將軍家齊薨ず(六九)○二月老中脇坂安董卒す○前關白鷹司政熙薨ず○三月家齊に正一位太政大臣を贈り文恭院と謚す○堀田正睦老中となる○四月成島司直上書して水野忠邦の專權を訴へ諸弊を改めん事を請ふ○五月大老井伊直亮罷む○水野忠邦政事革新の令を下す○六月老中太田資始罷む、眞田幸貫老中となる○七月水野忠邦批政改革を建言す○水野忠邦儉約を令す○九月諸大名參觀に延著し又就封賜暇の後滯府を禁ず○十月市中賣買の品高價品を製するを禁ず○十二月菱垣廻船十組問屋の株式仲間を停止し又總問屋組合を禁ず○町奉行矢部定謙罷め目付鳥居忠輝(耀藏)之に替る○鳥居忠耀、江川英龍に豆相房總警衞場所を檢視せしむ○市中女髮結渡世の者を嚴禁す。	正月、森田、市村、中村の三座を淺草に移す○三月富籤文身を禁ず○桶屋桶役錢の上納を許し又兩替屋の制限を廢す○改曆宣下、天保壬寅元曆と云ふ○元町奉行寄合矢部定謙罰せらる○仙臺通寳錢通用を禁ず○六月出版條例を定む○大藩をして大部の書籍を藏板せしむ○米穀の空相場及贋金製造賣買を停止す○七月石器陶器鉢植草木等高價の物の賣買を禁ず○役者遊女等の一枚摺繪及好色本の賣買を禁ず○八月鷹司政通太政大臣に任ず○九月勤儉を令す○松崎慊堂朝川鼎將軍に諷す○十月二宮金次郎召し出されて普請役格となる○始めて羽田奉行を置き又下田奉行を復す○天保曆頒行。
軍事		三月水戸齊昭始めて大砲を鑄造す○五月高島四郎太夫德丸原にて西洋新式の銃隊操練を行ふ。	五月高島秋帆に砲術教授を許可す○七月異國船打拂の令を停め、文化三年の令に復す○八月海防を嚴にす。
文藝		五月國學者屋代弘賢(輪池)歿す(八四)○俳人大梅居歿す○六月小十人組大野權之丞泰平年表、殿居囊、青標紙等著述出版により罪せらる○七月儒林述齋(衡)歿す(七四)○八月奧儒者成島司直諸大夫に列す○十月渡邊華山(登)自刄す(四九)○十一月佐藤捨藏召されて儒者となる○鑄工四方安平歿す○十二月學問所改制あり○十二月畫家谷文晁歿す(七八)	三月俳人成田蒼虬歿す○六月學問教授所を麴町善國寺谷に再建す○七月戲作者爲永春水獄死す○同柳亭種彦歿す○九月歌人加茂季鷹歿す(九一)○十月圖書の檢閱を學問所に移す○朝廷學習所を京都に開設す○測量地理所を九段坂上に置く○是歲寺門靜軒、柳亭種彦、爲永春水等淫猥の書を著すに坐して罰せらる○馬琴の里見八犬傳完成す
雜			五月越中の漂民米國より歸る。

	二五〇三 同一四 癸卯 1843	二五〇四 弘化元 甲辰 1844	二五〇五 同二 乙巳 1845
(皇室)	三月仁孝天皇御生母藤原婧子薨ず○閏九月輪王寺舜仁法親王薨ず。	二月藤原婧子に准三宮東京極院と追贈す○三月統仁親王御元服。	二月有栖川宮韶仁親王薨ず(六二)
(神祇)	四月將軍家慶日光社參		
(佛教)	三月淨土宗僧侶の領帽被著を許す○九月高野山火く○閏九月叡山無動寺本堂明王堂等火く	三月淺草本願寺別院火く○九月泉涌寺諸殿堂舍立柱。	正月京都誓願寺火く○二月泉涌寺諸殿堂舍上棟○四月泉涌寺を慶す
(政治)	正月淺草非人寄場を新築す○二月始めて羽田奉行支配組頭を置く○三月府下人別改方を定む○五月德川齊昭の治績を賞す○町人百姓の奢侈を禁ず○六月新潟奉行を置く○利根川分水路、印旛沼開浚を令す○町人の武藝稽古を禁じ、宿屋の制規を設く○七月大阪富豪に献金を命ず、大阪百十二萬兩、堺兵庫西宮十二萬兩○八月沿海に令して漂民護送を淸蘭二船によらしむ○閏九月水野忠邦、堀田正睦罷め、阿部正弘老中となる○十一月牧野忠雅老中となり酒井忠義所司代となる○十二月堀親寳老中格となる。	三月佛蘭西船琉球に來り互市を請ふ○五月德川齊昭に謹愼を命ぜらる○老中眞田幸貫罷む○六月印旛沼の開拓を停止す○水野忠邦、堀親寳老中となる○八月老中阿部正弘、堀親寳勝手掛となる○老中土井利位罷む○勘定奉行兼町奉行鳥居耀藏罷む○蘭使外事を上書す○十月文政中鑄造の草字二分金、二朱銀、一朱銀の通用を禁ず○十一月德川齊昭の謹愼を解く○(一二、二)改元。	二月米船安房館山に來り我漂民を護送す○老中水野忠邦罷む、鳥井耀藏及高島秋帆を罰す○三月戸田忠溫、松平乘全老中となる○四月老中堀親寳病免○五月英船琉球に來り互市を請ふ○六月老中連署して書を和蘭政府に贈り先に請ふ所を拒絶す○七月英船サラマング號長崎に入る○新版書籍中天文暦算世界地圖納本の件文武藝術精勵風紀振肅の件を令す○八月筒井政憲上書、外國處分のことを論ず海防係となる○九月水野忠邦堀親寳罪せらる○十月鳥居耀藏等一味處分
(軍事)		正月武藏下澁谷村に砲術稽古所を設く○五月江戸城本丸燒失す○是年羽田鎭臺を廢止す。	正月浦賀に新砲臺を築造す○二月江戸城本丸營造成る。
(文藝)	正月畫家長谷川雪旦歿す(六六)○二月江戸府內の手習師匠に禮義忠孝の庭訓、大學、小學、女今川、女孝經を敎ふ可しと訓令す○三月哥人香川景樹歿す(七六)○四月書家卷菱湖歿す○畫家高久靄厓歿す(四八)○畫家松村景文歿す(六五)○五月故實家松岡辰方歿す(七七)○八月僧義門寂す(五八)○九月儒青山延于歿す(六八)○閏九月平田篤胤歿す(六八)○十月儒安東省庵歿す○十二月儒村田了阿歿す(七二)	正月畫家菅井梅關(東齋)歿す(六一)○四月儒松崎慊堂歿す(七四)○五月國學者榎並隆璉歿す(七〇)○六月畫家原在明歿す(六七)○七月谷川護物(田喜庵)歿す○十月畫家鈴木南嶺歿す○十二月醫桂川甫賢歿す○國學者竹村茂雄歿す○是歲町儒者服部眞藏數代の功績を賞す○吉田令世歿す(五四)	二月間宮林藏歿す(六五)○戯作者芍藥亭長根歿す○四月國學者澤田名垂歿す(七二)○七月畫家岡本豐彦歿す(七三)○九月國學者城戸千楯歿す(六八)○十一月醫杉田玄卿歿す(六〇)○俳人田川鳳朗歿す○十二月京都學問所を學習院と改む。
(雜)	三月西洋船南海に來る○十月西洋船東蝦夷に來る。		正月江戸山手大火○三月江戸下町大火。

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元		二五〇六 弘化三 丙午 1846	二五〇七 同四 丁未 1847	二五〇八 嘉永元 戊申 1848
皇室		正、二六、仁孝天皇崩御(寳算四七)○二、一三、孝明天皇(統仁親王)踐祚(御年一六)○六月新淸和門院欣子內親王崩ず(六八)○十月輪王寺公紹法親王薨ず(三二)	三月仁孝天皇女御祺子皇太后となる○九、二三、即位○十月祺子院號定新朔平門院と號す、同日崩ず(三七)○十二月仁和寺濟仁法親王薨ず。	一一、二一、大嘗祭○十二月藤原夙子入內女御となる。
神祇		是歲二宮尊德、日光廟社の祭田荒蕪せるを開拓す。		
佛教		正月江戸本妙寺、眞光寺、圓滿寺等火く○二月興正寺經藏に勅額を賜ふ○閏五月京都諸寺火く。	四月隆快高野山門首となる○五月虛無僧の横暴により幕府慶長の掟書を無効とす。	七月宗頓に佛德廣通國師と諡す。
政治	決定す。	正月鷹司政通准攝政○二月政通准攝を罷め再關白となる○三月江川坦庵伊豆七島を巡見す○米國人浦賀に來り互市を請ふ○四月英佛船琉球に來り互市を請ふ○松平慶親の治績を賞す○五月佛船琉球に來りて通商を請ふ○細川齊護の治績を賞す○閏五月三奉行、大小目付、林大學頭等外國船のことを議す○米國浦賀に來り互市を請ふ○島津齊彬を歸國せしめて英佛二國の琉球互市を處理せしむ○六月佛船長崎に來り佛人漂流の保護を請ひて歸帆す○丁抹船浦賀に來る○七月高島秋帆等罰せらる○八月浦賀奉行上書、守備の薄弱を具陳す○海防の勅諭幕府に下る○十月京都所司代酒井忠義をして外國船互市を請ふ事情を奏聞せしむ、外國事件を朝廷に奏上する始○十二月三奉行兩目付等に浦賀、長崎の守備の件を議せしむ。	三月外國船松前に來る○四月左大臣二條齊信薨ず○六月蘭人再西洋諸國聯合貿易許可の件を進言す○七月浦賀奉行を長崎奉行の次席として諸大夫に列す○八月三家諸侯に對し領內海岸守衞を嚴にせしむ○九月德川慶喜一橋家を嗣ぐ○十二月錢拂底に付町家に令し寶出さしむ。	二、二八、改元○三月外船對馬北海に出沒するもの多し○四月外國船松前に來り海岸を測量す○七月藤堂高猷の治績を賞す○佛船琉球に來りて請ふ所あり○九月老中青山忠良免官○鷹司政通太政大臣を辭す○十月松平乘全大阪城代松平忠優、寺社奉行久世廣周西丸老中となる。
軍事			二月肥後天草人民一揆を起す○相房總沿海の守備を命ず○三月浦賀千駄崎に砲臺を築く○十一月松平(鍋島)齊正自ら長崎砲臺を造築し大砲を備付く○十一月南部領人民蜂起す。	八月高島流砲術の實射擊を許す○是年品川に砲臺を築く○佐久間象山西洋式野戰砲を作る。
文藝		二月畫家岡田半江歿す(六五)○五月畫家浦上春琴歿す(六八)○畫家狩野養信(晴川)歿す(五一)○閏五月國學者岸本由豆流歿す(五八)○六月醫宇田川榕庵歿す○十月國學者伴信友歿す(七四)○十一月儒猪飼敬所(彥博)歿す(八五)○十二月儒林皝(檉宇)卒す(五四)	正月儒古賀侗庵(煜)歿す(六〇)○三月國學者高田(小山田)與淸歿す(六五)○九月國學者穗井田忠友歿す(五六)○田中大秀歿す(七二)○是年鍋島齊正西洋種痘法の普及を圖る○水野忠央の丹鶴叢書百五十八卷成る。	二月水野忠央丹鶴叢書を幕府に獻ず○北靜廬歿す(八四)○七月畫家池田英泉歿す○十一月瀧澤馬琴(解)歿す(八一)○醫坪井信道歿す○海野幸典(遊翁)歿す(六〇)○是年藤井三郎英學を、村上英俊佛學を唱ふ。
雜		正月江戸大火○六月江戸霖雨洪水。	三月信州善光寺附近大地震	

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治	軍事	文藝	雜
二五〇九 嘉永二 己酉 1849		二月黒住派教祖黒住宗忠歿す(七二)○九月皇大神宮豐受大神宮正遷宮。	三月役小角一千百年忌を箕面山瀧安寺に修す	二月眼科外科の外蘭法醫術を禁ず○三月齊昭に國政を聽かしむ○閏四月英船浦賀に入り次で下田に至る○外國船の事を議す○五月老中三奉行、兩目付、長崎、浦賀兩奉行等に海防の事を議せしむ○伊豆代官江川太郎左衛門鑄砲、築城、造船の議を上陳す○七月和蘭便船にて種痘苗を齎す○八月海防の修築、調練、大砲の鑄造、砲術等に付令す○九月蘭書飜譯に付令す○諸侯の居城、陣屋より海岸への里程遠近海の深淺を上進せしむ○十一月毛利慶親に先期歸國を允す海防の故也。		二月儒朝川善庵(鼎)歿す(六九)○四月浮世繪師葛飾北齋(戲作名時太郎可候)歿す(九○)○五月國學者橘守部歿す(六九)○六月(一云六年)詩人菊池五山歿す(八二)○十二月儒巖垣松苗歿す(七六)○國學者山田清安歿す○是歲蘭人始めて種痘法を傳ふ○成島司直等編纂の德川實紀成る。	二月外船北海に出沒す○米船南部領に上陸す○三月米船長崎に來り漂流民を受取り歸帆○六月米人北蝦夷に漂着○八月種痘行はる。
二五一〇 同三 庚戌 1850	二月孝明天皇御生母藤原雅子准三宮院號宣下新待賢門院と號す。	四月外船渡來により國家安寧を七社に祈る○六月祭禮の華奢を禁ず。	二月増上寺、天德寺火く○四月國家の安泰を七寺に祈る。	三月長崎奉行に唐船の密貿易を取締らしむ○四月米人厚岸に上陸す○五月外艦渡來による流言浮說を取締らしむ○六月蘭人、米人の通商企あるを幕府に告ぐ○九月內藤信親京都所司代となる○西洋書の刊行を制限を置く○十一月再海防の勅諭を幕府に下る○十二月上州國定村博徒忠次郎(國定忠次)刑せらる。	二月砲臺を神島に築く○十二月相州沿岸要所の砲臺を修築す。	正月國學者佐藤信淵歿す(八二)○仙臺藩儒大槻平泉歿す○二月哥人北村季文歿す○三月安積艮齋幕府の儒者となる○四月浮世繪師魚屋北溪歿す(七○)○五月福田美栖歿す(六二)○六月蘭醫日野鼎哉歿す○八月詩人岡本花亭(成)歿す○國學者本間遊清歿す(七五)○九月儒坂井虎山歿す○十月高野長英自刄す(四七)○是歲江川太郎左衞門反射爐を韮山に設く。	二月江戸大火
二五一一 同四 辛亥 1851	三月藤原慶子入内	三月朝廷和氣清麿に護王大明神の神號を賜ひ正一位の神階を授けらる。		正月米船土佐の漂民萬次郎等を琉球に送還す○二月前老中水野忠邦卒す(五九)○六月老中戸田忠温卒す○七月濃尾諸川の工事は幕府の直營たる可き旨を令す○十二月脇坂安宅所司代となり○久世廣周老中に補せらる○松平容敬の治績を賞す。	正月浦賀奉行淺野長祚西洋式の砲臺を築く。	二月畫家櫻間青厓歿す(六六)○哥人高橋殘夢歿す(七七)○五月篠崎小竹歿す(七一)○六月成島司直奧儒者となる○八月島津齊彬鹿兒島に製煉所を設け化學應用にて其發明家宇宿彥右衞門、江夏十郎等に薩摩紅硝子を製造せしむ○十一月畫家大西椿年歿す(六○)○是年澁川六藏歿す○水戶藩臣柴田方庵驗溫器を作る	
二五一二 同五 壬子 1852	九、二二、(太陽暦十一月三日)祐宮降誕○七月知恩院尊超法親王薨ず○十二月(實四年六月)妙法院教仁法親王薨ず。			正月英人琉球に上陸し互市を請ふ○閏二月浦賀奉行淺野長祚上書の意見容られず京奉行に轉ず○林大學頭以下史料集成事業の勞を賞す○五月井伊直弼に浦賀砲臺を管せしめ浦賀奉行は外交を掌る○六月露船下田に來る○七月人材登用と綱紀肅正を令す○八月和蘭加比丹、北米合衆國使通商の件を忠言す○十一月朝鮮使節の來聘を延期す○[illegible]を禁ず○幕府德川齊昭を召して政事に參與せしむ○錢屋五兵衞獄死す。	四月江戸城西丸火災、十二月竣成○五月武州大森海岸に大砲演習場を設く。	二月德川慶篤大日本史を朝廷及幕府に獻ず○四月畫家土佐光孚歿す(七一)○六月帆足萬里歿す(七五)○十月俳人櫻井梅室歿す(八四)○十二月戲作者西澤一鳳歿す○儒西嶋蘭溪歿す(七三)○是年儒齋藤竹堂歿す(三八)○儒飯田忠彥大日本野史を著す○柴田收藏の新訂坤輿全圖成る。	
二五一三 同六 癸丑 1853		六月米艦渡來により伊勢、石清水、賀茂下上、松尾、平野、稻荷等七社に奉幣、尋で二十二社及伊雜宮、熱田、宇佐、香椎、諏訪、香取、鹿島、杵築、宗像、熊野、筥崎等十一社に奉幣あり。	六月七寺に米艦渡來につき御祈禱あり。	四月米國軍艦琉球に來る○六月米國水師提督ペルリ軍艦四隻を率ゐて浦賀に來り通商を請ふ、幕府其國書を受け明年回答を爲すを約す○所司代脇坂安宅傳奏を經て米艦渡來を奏上す、尋で又退去を奏上す○同、二二、將軍家慶薨ず(六一)○七月米國の國書を諸侯に示して意見を徵す○德川齊昭自今登城して海防の議に參與す○露國水師提督プチャーチン長崎に來る○八月家慶に正一位太政大臣を追贈し愼德院と勅諡す○高島秋帆の罪を赦す○大船製造の禁を解く○九月老中牧野忠雅罷め、內藤信親老中となる○十月蘭人に命じ軍艦井大小砲及兵書を送致せしむ○大目付格筒井政憲、川路聖謨、古賀謹一郎等を長崎へ遣し露使に應接せしむ○十一月家定將軍宣下○十二月幕使長崎にて露使と會見す○相房守衞の諸大名に令して外國船內海に入るも務めて穩に處分せしむ○大阪富商に諭して獻金せしむ○是歲長崎の踏繪を廢す	七月品川沖に砲臺を築くを令す○八月三奉行に令して軍艦製造の事を議せしむ○鍋島齊正に命じて大砲五十門を鑄造せしむ○九月諸士卒に令して西洋砲術を練習せしむ。	三月畫家中林竹洞歿す(七八)○八月畫家坂本浩雪歿す○十一月俳人一具庵一具歿す。	二月東國地震
二五一四 安政元 甲寅 1854	四、六、皇居(土御門殿)炎上、主上聖護院に遷幸す。	異國船出沒につき伊勢皇大神宮を始め諸國の大社に御祈奉幣あり。	二月道元に佛性傳東國師と謚す○四月京都諸寺火く○十二月勅して諸國寺院の梵鐘を收めて銃砲を鑄らしむ	正、六、米艦琉球に來り王城に入る○同、八、幕使筒井、川路の兩人露使と會見し條約延期を告ぐ○同、一四、米使ペルリ來朝江戸灣を測量す○同、一六、浦賀奉行本牧に入りし米船を浦賀に歸らしめんとす米使肯ぜず○同、二二、目付堀織部正蝦夷地に赴き露使と彊界を議す○同、二七、米船神奈川に入る○二、一〇、林大學頭等米使と横濱に應接し漂民撫恤、石炭給與の二事を許す○同、一九、彼我接衞の末長崎を以て給炭漂民撫恤の所とし、五ケ年後を以て通商條約を結ばんと約す○同、二六、林大學頭等下田、函館の二港を開く○三、三、米國と和親條約を締結す○同、二一、米船下田を去る○是月吉田松陰捕へらる○四月佐久間象山捕へらる○老中阿部正弘外交失策を憂ひ辭職を請ふ許されず、皇居造營の奉行を命ぜらる○德川齊昭幕府と外交上の意見異にし幕政顧問を辭す○五、二三、米國と條約附錄十三條を定む○六、一〇、下田の米艦悉く去る○是月函館奉	○正月米艦渡來に付諸侯に兵を出して江戸灣沿岸の守備を嚴にせしむ○五月浦賀にて所造の新艦鳳凰丸の試乘あり(西洋型船の始)○九月露船大阪灣に出沒するを以て沿岸の諸侯兵を發して之を守衞す。	二月歌人松田直兄歿す(七二)○七月畫家椿椿山歿す(五四)○閏七月國學者中村守臣歿す(七六)○八月八代市川團十郎自殺す○歌人千種有功薨ず(五八)	六月近畿地方地震○十一月土佐高知地震

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	皇室	神祇	佛教	政治軍事	文藝	雜
				行を置く○七月蘭人軍艦購入の件を拒絶す○七、一一、將軍家定日章旗を我國の總船印と定む○閏七、一五、英船長崎に來りて互市を請ふ○是月和蘭王電信機を獻ず○軍政改革に付德川齊昭の意見を聽く○八、二〇、英國と和親條約を締結、長崎、函館の二港を開く○是月武家法度を頒つ○一〇、一三、蘭人に下田、函館二港の寄港を許す○同、一五、露使下田に來る、大目付筒井等露使と應接す○十一月江戸灣沿岸と禁裡の警備を諸侯に命ず○一一、二七、改元○一二、九、條約書交換のため米艦下田に來る○十二月上杉彈正大弼、松平丹波守の治績を賞す○同、二一、露國と條約を結び下田、函館、長崎の三港を開く○是年一朱銀を鑄造す○義倉を諸國に設く。		
二五一五 同 二 乙卯 1855	九月皇居竣成○十一月主上新皇居に還幸。	正、五、九月伊勢内外宮及伊雜宮に異國船御祈奉幣あり○是歲神宮警衞の爲幕吏伊勢の海岸を巡檢す。	正月江戸兩國回向院火く○三月勅令により梵鐘を收めて大砲を鑄造せしむ。	正、五、米國と本條約を交換す○二月薩州藩の軍艦品川に入る○東西蝦夷地を幕府の直轄地とす○三月佛艦長崎に來り露佛開戰中に付我各港に於て薪水の給與を請ふ○米艦下田に來りて測量を請ふ許さず○四月伊達陸奥守、佐竹右京太夫、津輕越中守の蝦夷地守衞區域取扱事務の分擔を定む○米艦北海を測量す○六月蘭人蒸汽船及小銃を獻ず○七月禁裏付都筑駿河守をして外交の經過を奏上せしむ○八月松平乘全、松平忠優老中を罷む○八、一三、露米二國に長崎、下田、函館を、英に函館、長崎を開港せし件を令す○是月島津齊彬軍艦昌平丸を獻ず○水藩士會澤恒藏、會津藩の黑河内十太夫、津藩の齋藤德藏に謁見を賜ふ○德川齊昭幕政に參與す○十月堀田正篤再老中となる○米船下田に來りて測量を請ふ○十一月府内の人口減少を圖ると共に緊縮をなさしむ○蝦夷地の移住を奬勵す○古金銀錢の通用を停止す○一二、二三、和蘭と和親條約を結ぶ。 二月講武所を築地に設く○五月令して講武所にて銃隊操練をなさしむ○松前藩兵を發して露人の住所を燒く。	正月天文方蕃書和解御用局を獨立して洋學所と改め子弟を教授す○江川坦庵(英龍)歿す(五五)○三月哥人千葉葛野歿す○五月陶工初代高橋道八歿す○六月國學者色川三中歿す(五四)○八月畫家沖一峨歿す○十月藤田彪(東湖)震死す(五〇)○國學者本居内遠歿す(六四)○十二月劍士千葉周作歿す。	十月江戸大地震、失火五十餘ケ所、死傷數萬人。
二五一六 同 三 丙辰 1856	七月新待賢門院雅子薨ず(五四)	正、五、九月伊勢内外宮に異國船御祈奉幣あり○三月朝廷、黑住宗忠に宗忠大明神の號を賜ふ。	是歲光澤、月性、東山に勤王の事を議す。	正月土井利忠に北蝦夷開拓を許さる○六月二分金を鑄る○七月和蘭カピタン、英艦渡來につき上言す○同、二一、米國總領事ハルリス來朝、本邦駐在を請ふ許さず○七、二三、蘭人幕府に忠告書を呈す○函館奉行を三人とし蝦夷地を經營せしむ○八月評定所に於て蘭人忠告書を評議す○英艦長崎に來り通商貿易を請ふ○關白鷹司政通罷め、九條尚忠之に替る○所司代をして米國使節ハルリス駐在の事を奏せしむ○蘭人汽船一隻を獻ず○九月岩瀨忠震下田より歸り交易開始の議大に起る○ハルリス駐在の議を德川齊昭と接衝す○十月老中堀田正篤外國御用取扱となる○十二月ハルリス、老中に書を呈して交易を開かれんことを請ふ○是年阿部將翁鹽硝一萬八千貫目獻上す。 四月伊豆戸田浦にて造船をなし、これを君澤形と稱す○五月軍艦旭日丸成る○七月大阪兩川口に砲臺を築く。	正月畫家山本梅逸歿す(六八)○二月蕃書取調所を九段下に設く○四月箕作阮甫、杉田成卿蕃書取調所教授方となる○五月喜多村信節歿す○八月戲作者三升屋二三治歿す○十月二宮尊德歿す(七一)○十一月廣瀨淡窓(建)歿す(七五)○神宮權禰宜足代弘訓歿す(七三)○十二月將軍家定杉田成卿を引見す○是年儒中島棕隱、儒村田箕山歿す。	八月江戸大風雨。
二五一七 同 四 丁巳 1857			閏五月存牛に高顯眞宗國師と諡す。	二月長崎の清人阿片戰爭の事を告ぐ○三月ハルリス互市の事を上言す○立花出雲守石炭十萬斤を獻ず○五月大阪城代をして大阪市の哀退を挽回せしむ○五、二六、中村出羽守ハルリスと接衝して下田條約を改訂す○閏五月函館通寶を鑄造す○六月松平肥前守に令して參覲交代は隨時とし長崎警備を專一にせしむ○六、一二、米國と增條約を定む○是月老中阿部正弘卒す(三九)○露人蝦夷地ナヨロに上陸滯留す○七月米船下田に來る○是月朝鮮使節來聘を延期す○德川齊昭幕政參與を辭す○尾水二藩主上書、米使登營の不可を說く○長崎に製鐵所を置く○八月脇坂安宅老中となり、本多忠民所司代となる○和蘭、露西亞に對し條約を附加す○九月松平忠優再老中となる○松平慶永、松平阿波守等連署して一橋慶喜を將軍世嗣とせんことを建議す○京都に於て柳原、伏原、唐橋以下九名の公卿を罰す○十月米使ハルリス江戸に來る○將軍家定、米使を江戸城に引見す○老中堀田正篤等一橋慶喜を世子に推さんとす、慶喜之を辭す○十一月蕃書取調所をして外交の事を議せしむ○十二月米使節の江戸在住を約す○米國に江戸、大阪、兵庫、新潟四港の開港を追加す○林大學頭等をして外交經過を奏上せしむ○諸侯を招きて外交改革の件を議す○五ケ年儉約を令す○川路、永井の二人、德川齊昭に互市許可の事を告ぐ、齊昭應ぜず。 四月築地に軍艦教授所を設く○大阪木津川口、安治川口を防守す。	正月畫家金井烏州歿す○二月畫家梅辻春樵歿す○二月大槻西磐歿す○六月歌人加納諸平歿す(五二)○七月儒東條一堂歿す○九月茶人川上滑白歿す○是年長崎奉行鉛版活字を以て歐文書籍を出版す。	
二五一八 同 五 戊午 1858		二月幕府外交案文を日光山東照宮に展す。	五月高野山に敵國降伏國家安泰を祈らしむ○六月東本願寺高倉大學寮燒く○八月成田山新勝寺を慶す○是歲光澤、月性の佛護國論を刊行して門徒に頒つ。	正月、三月五日を以て假條約調印を約す○老中堀田正篤、川路聖謨、岩瀨忠震と共に外交上奏の途に就く○二月正篤等參內外交經過と世界の大勢とを述べて開港の止む可からざるを奏す○島津侯開港不可を密奏し、諸家之に從ふ○主上公卿を召して其可否を問ひ給ふ、贊成者は醍醐中納言のみ○三月東坊城聰長、武家傳奏を罷む○四月蘭使登城引見す○堀田正篤等朝議の不許可なるを見て歸府す○ハルリス調印を促す○是月井伊直弼大老となる○五月將軍家定手書を米國大統領に與へて調印の延期を告ぐ○六月米艦、露艦下田に來りて調印を促す○六、一〇、岩瀨忠震、松平伊賀守、直弼を激勵し勅許を待たず假條約に調印せしむ、世論是より沸騰す○六、二一、假條約調印次第を上奏す○老中堀田正篤、松平忠優罷め、太田資始、間部詮勝、松平乘完老中となる○德川慶勝、同齊昭、松平慶永等登城して直弼を詰る○六、二五、德川(紀州)慶福を養ひて將軍世子とす○是月老中間部詮勝を京都に遣して開港の件を辯疏せしむ○酒井忠義所司代となる○七月諸侯開港の事を難ず○德川慶勝、德川齊昭、一橋慶喜、松平慶永等に謹愼登營停止を命ず○七、六、將軍家定薨ず(三五)○是月外國奉行を置く○露使を引見す○英國蒸汽船を獻ず○世子慶福名を家茂と改む○島津齊彬薨ず(五〇)○蘭、露、英と條約調印○八、八、將軍家定の喪を發す、贈官位宣下、溫恭	七月畫家市川米庵歿す○八月儒澁江抽齋歿す(五四)○九月詩人梁川星巖歿す(七〇)○畫家歌川廣重(一立齋)歿す(六二)○鹿持雅澄歿す(六八)○十一月陶工大喜豐助歿す○戲作者山東京山歿す(九二)	八月前後より虎疫流行し死者二萬八千餘人に達す。

	二五一九 同 六 己未 1859
	二月東本願寺假堂造營す○九月幕府銅鐵類を佛像佛器に使用するを禁ず。
院と謚す○是月京都に於て勅書を幕府水戸及十二藩に賜ふ○佛船江戸灣に來る○外國奉行水野筑後守、永井玄蕃頭等を米國に遣す○九、三、佛國と條約調印○是月前將軍家定御臺所剃髪天璋院と稱す○老中間部詮房上京、所司代酒井忠義と密議して勅書事件を審議す○朝廷關白九條尙忠の內覽を罷め、近衞忠凞を內覽とす○梅田源次郎以下の志士を囚ふ（戊午の難）○近衞忠凞の內覽を罷め、九條尙忠之に替る○日下部伊三次を江戸に捕ふ○十月藤森弘庵を捕ふ○十月外國奉行神奈川開港を議す○是月老中久世廣周罷む○十一月僧月照、西郷隆盛と薩摩海中に投じ隆盛は蘇生、月照は寂す○一二、一朔、家茂將軍宣下○是月巡見使派遣を延期す○天皇宸翰を酒井忠義に傳へ、志士羅織の件を勅問し給ふ○詮房公武合體の政道立難を奏聞す○日下部伊三次、藤森恭助等皁屋預となる○鵜飼吉左衞門、梅田源次郎、頼三樹三郎は諸侯に預く○詮房に對し志士逮捕の事情を勅問あり○詮房に對し公武合體の勅答を下さる。	正月宸翰を關白九條尙忠に賜ひて鷹司政凞、近衞忠凞、三條實萬等の落飾を停めらる○正、一七、英船品川に入る○二月間部詮房九條尙忠と協議し水戸藩下賜の勅書を收還せんとす○長崎の海軍傳習を停む○青蓮院尊融法親王に謹愼を命ず○間部詮房京を去る○山內豐信隱居○三月近衞家の老女村岡等を江戸に下して諸侯に預く○三、二三、米船浦賀に來る○四月鷹司輔凞、近衞忠凞、三條實萬謹愼を命ぜらる○安島帶刀を九鬼長門守に預く○五月二朱銀を吹立しむ○六、一、露、佛、英、蘭、米の五國に神奈川、長崎、函館三港に於て貿易を許可す○是月外人遊步區域を定む○六、一五、英國と交易條約を定む○七月外國書籍購求につき令す○七、八、露船品川に入る○七、二三、露使と條約を結ぶ○是月露人三人暗殺せらる○八、一〇、佛船品川に入る○是月露人橫濱に殺さる○一橋慶喜、德川齊昭、慶篤等謹愼蟄居、岩瀨、永井、川路、太田備後守、安島帶刀、老女村岡等處罰せらる○九月堀田正篤隱居○梅田源次郎（雲濱）獄死（四四）○外國奉行新見豐前守、村垣淡路守、目付小栗又一を米國に遣し本條約を交換せしむ○朝廷に五千兩を獻じ堂上に二萬兩を贈る○スキス人來りて交易を請ふ○松平肥後守、松平陸奧守、佐竹左京大夫等に蝦夷地開拓を命ず○十月前內大臣三條實萬薨ず（五八）○賴三樹三郎（三五）橋本左內（二六）吉田松陰（二九）等刑死（已未の難、安政の獄）○米公使を引見す○松平容堂に謹愼を命ず○佛人を引見す○是月水戸家來大竹儀兵衞等處刑○十二月尊融法親王に永蟄居を命ず○老中間部詮房罷む。
	十月江戸城本丸災す。
	正月東條英庵幕府に仕ふ○三月國學者齋藤彥麿歿す（八七）○四月醫杉田成卿歿す（四一）○國學者黑澤翁滿歿す（六五）○六月外國方に飜譯官を置く○七月儒野田笛浦歿す（六一）○八月日尾荊山（瑜）歿す（七一）○鶴峯戊申歿す（七二）○佐藤一齋歿す（八八）○九月歌人石川依平歿す（六九）○十一月畫家浮田一蕙歿す（六五）○是歲夏目甕麿歿す○儒賴鴨崖（醇）歿す○前田利保歿す（六〇）○堀達之助蕃書取調所對譯辭書編輯主任となる。
	二月江戸大火

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	二五二〇 萬延元 庚申 1860	二五二一 文久元 辛酉 1861	
皇室	七月祐宮儲君となる○九月祐宮親王宣下御名睦仁○一〇、一八、勅して皇妹和宮、將軍家茂に降嫁を聽許せらる。	四月和宮內親王宣下御名親子○十二月和宮江戸城に御入輿（將軍家茂に御降嫁）	
神祇		辛酉御祈の爲伊勢神宮に勅使發遣。	○伊勢神宮に攘夷の御祈あり○是歲春日社造替。
佛教	閏三月相摸大山寺僧坊火く○八月東本願寺假堂を慶す○九月西本願寺本堂を慶す○十月江差本願寺別院を創立す○泉涌寺諸堂立柱○十一月築地本願寺別院を慶す。	正月源空の六百五十年忌を知恩院、興正寺に行ふ○源空に慈敎大師と加諡す○三月親鸞の六百年忌を東西本願寺に修す○五月泉涌寺を慶す○是冬明朗本願寺改革を唱ふ。	是春黃檗山萬福寺を重建す○八月圓仁の千年忌を比叡山に修す○是歲福井本願寺別院を再建す。
政治	正月安藤信睦老中となる○遣米使節新見正興の一行出發す○外國貿易に付貨幣の件を令す○橫濱にて英、蘭二人殺さる○二月宗對馬守に對し朝鮮聘禮明年行ふ可き由を告ぐ○三、三、有村治左衞門、大關和七郎、佐野竹之助等大老井伊直弼を櫻田門外に殺害す（櫻田門の變）○三、一八、改元○閏三月久世廣周老中再勤○勝手掛となる○大判を改鑄す○四月老中松平乘全免官○五月遣米使節の內木村攝津守、勝麟太郎歸朝す○葡萄牙船品川に來る○外國銀貨は時價を以て照計せしむ○六月ポルトガル人江戸に來る○本多忠民老中となる○七、四、米公使を引見す○同、九、英公使を引見す○同、一七、葡萄牙と和親條約を結ぶ○是月獨逸船品川に來る○幕府攘夷實行を誓ひ、皇妹和宮降嫁勅許を切願す○八月德川齊昭（烈公）薨ず（六一）、尋で齊昭の永蟄居を解く、數日の後發喪○德川慶勝、一橋慶喜、松平慶永、山內容堂の謹愼を解く○九月英船大阪灣に入る○十月遣米使節新見豐前守以下歸朝す○十一月安藤正睦外國の事務に專任す○堀織部正自殺す○小栗上野介外國奉行となる○老中久世廣周外國御用取扱となる○十二月米人殺され、英佛公使橫濱に去る○一二、一五、外國奉行村松淡路守、同竹本圖書頭等普國公使オイレンブルグと修好通商條約を締結す○大阪城代松平信義を老中とす○是月京都に於て所司代に詔あり○是年橫濱村を開きて開港場とす。	正月外國御用出役を置く（後に別手組と稱す）○二、一九、改元○是月米國公使登城○二月露艦對馬に來り永住を企つ、八月退去○三月勘定奉行竹內下野守、外國奉行桑山左衞門尉等に英佛二國の使節を命ず○向五ヶ年の經費緊縮を令す○四月將軍の手書を以て大阪、兵庫、新潟、開港を延期すること五年○土井能登守に北蝦夷地開拓費三千兩を貸與す○五月將軍、蘭人シーボルトを召して雇とす○水戸浪士等高輪東禪寺に英人を襲擊す○七月英人の東海岸測量を許可す○水戸浪士金子孫次郎、大關和七郎等を刑す○岩瀨忠震卒す（四四）○八月外國奉行松平石見守に水野、桑山に代って英佛二國の使節を命ず○品川御殿山に外國使節の館を置く○十月外國船開港場以外の港に碇泊を禁ず○十一月外國奉行竹內下野守、松平石見守、目付京極能登守等をして英佛二國に使せしむ○歐洲遣使一行に箕作秋坪、福澤諭吉、福地源一郎等隨行す○小笠原島の實地踏查及海灣實測を行ふ○十二月竹內下野守等歐洲へ出帆す。	正月浪士等、老中安藤對馬守信睦を坂下門外に襲ふ（坂下門の變）○二月將軍家茂、和宮と婚儀を行はる○三月水野忠精、板倉勝靜老中となる○米使ハルリス
軍事	正月講武所の掟を定む	正月水戸浪士下總佐原を亂す○水戸浪士野州足利邊を亂す○五月軍制を改む。	○六月和蘭に軍艦を注文し榎本武揚等を遣して航海術を學ばしむ○十二月陸軍奉行を置き佛蘭西式を採用す。
文藝	二月歌澤大和大掾歿す○三月戲作者花笠文京歿す○五月天文方足立左內其著渡海新論を獻ず○飯田忠彥歿す（六三）○九月林洞海奧醫師となる○大槻俊齋幕府に仕ふ○十一月儒安積艮齋（信）歿す（七一）○十二月戲作者曉鐘成（木村明啓）獄死す（六八）○是歲蕃書取調所を小川町に移し英佛獨露の語學を敎授す。	正月五十嵐篤好歿す（六九）○三月畫家歌川國芳歿す（六五）○將軍家茂、鹽谷甲藏、若山壯吉を引見す○九月江馬細香（裊）女歿す（七五）○十二月石塚豐芥子歿す（六三）○是年陶工清風與平（一世）歿す○天野政德歿す○是年蕃書取調所に諸藩士の入學を許す○洋醫學所を設けて學生を敎授す。	二月歌人小林歌城（元雄）歿す（八五）○五月蕃書取調所を一橋門外に新築し洋書取調所と改稱す○國學者長野義
雜			

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	二五二二 同 二 壬戌 1862	二五二三 同 三 癸亥 1863		二五二四 元治元 甲子 1864
皇室		三月將軍家茂を隨へ賀茂社に行幸○四月石淸水八幡宮に行幸○九月有栖川宮熾仁親王攘夷別勅使として東下す。		十月中川宮朝彥親王賀陽宮と改稱す
神祇		二月勅して伊勢神宮及熱田神宮を警衞せしめらる○三月攘夷御祈の爲伊勢神宮に公卿勅使發遣○賀茂社、日吉社に攘夷御祈○四月石淸水八幡宮に攘夷御祈。		二月島津久光、祠を湊川に建て護良親王楠木正成を祀らんと請ふ○五月御祈の爲香椎宮に奉幣使發遣○十月神嘗祭荷前調絹を再興○十一月北野臨時祭再興尋で吉田大原野二祭及祇園臨時祭再興○十二月幕府二千石を伊勢神宮御供米に加ふ、
佛教		三月延曆寺に外夷降伏を祈らしむ○增上寺、德川歷代の牌所覺書を幕府に進む○八月天誅組の徒高野山を襲ふ○八月光勝、攘夷親征の儀につき金一萬兩を獻す。		七月東本願寺、興正寺、本願寺學林高倉學寮、佛光寺、妙滿寺、本能寺、天龍寺等火く○九月壽宸殿を東本願寺に賜ふ。
政治	登城、將軍に謁す○四月老中安藤信睦罷む○薩摩藩士等伏見寺田屋に鬪ふ（寺田屋騷動）○五月將軍家茂令して弊政を改め兵備を嚴にせしむ○老中內藤信親、本多忠民罷め、脇坂安宅老中となる○六月將軍家茂再政治改革を令す○勅使大原重德東下、三事を幕府に諭し政治の失措を改めしむ○老中久世廣周罷む、松平宗秀所司代となる○關白九條尙忠罷め、近衞忠熈之に替る○七月勅して一橋慶喜を後見とし、松平慶永（春嶽）を政事總裁とす○八月所司代松平宗秀罷め、牧野忠恭之に替る○島津久光の從者武州生麥村に於て英人を斬る（生麥の變）○閏八月戶田忠恕山陵修理を建言す、家茂之を容れ、忠恕を山陵修理掛とす○勅して參覲交替の期を緩め、諸侯の妻女を國に就かしむ○九月老中脇坂安宅罷め、小笠原長行老中格となる○十月井上正直老中となる○十一月勅使三條實美關東に下降、海防と攘夷とを勵行せしむ○京都守護職を置き島津久光之に任ず○十二月賊品川御殿山の英國公使館を燒く○朝廷、國事掛を置く○島津久光京都守護職を辭す、松平容保之に替る。	正月關白近衞忠熈罷め、鷹司輔熈關白となる○二月將軍家茂上洛○英國軍艦神奈川に來り生麥事件の償金を要求す○志士足利將軍三代の木像を四條河原に梟す○文久通賓を鑄造す○三月勅して將軍家茂の東歸を止め在京して守衞せしむ○四月太田資始老中となる○英人請求の曲直を紀して鎖港の談判を開かしむ○五月生麥事件賠償金三十五萬兩を與へて和解す○老中太田資始罷む○六月酒井忠續老中となる○稻葉正邦所司代となる○家茂海路大阪を發し東歸○七月有馬道純老中となる○八月勅使長門に下り攘夷を激勵す○大和行幸神武天皇御陵御拜、御親征の軍議を起し在京の諸侯に布告し給ふ○勅して大和行幸を停め三條實美三條西季知等十八人の參朝を止め、國事係を廢し、長州藩の堺町門の守衞を罷めしむ○三條實美等の七卿長州に下る○勅して幕府に攘夷實行を督促し給ふ○	九月閣老各國公使と會見、鎖港を議す○老中松平信義、老中格小笠原長行罷む、牧野忠恭老中となる○十一月前左大臣一條忠香薨ず（五二）○外國奉行池田筑後守、同河津伊豆守一行三十餘人佛艦に乘じて英佛二國に使す○一二、一三、普國使節と本條約を交換す○是月關白鷹司輔熙罷め二條齊敬之に替る○一橋慶喜、松平容保、松平慶永、山內豐信、伊達宗城國事參與となる○同二九、瑞西國使節と修好通商條約を締結す。	正月將軍家茂再上洛、右大臣に任ず○勅して協同一致美政を布き兵備を嚴にせしむ○山陵修補の功を賞し家茂を從一位に、戶田忠恕を從四位下に、山陵奉行戶田忠至を諸侯に例す○二月松平容保を軍事總裁とし松平慶永を京都守護職とす○大和義擧の徒伴林光平（五二）、安積五郎等十九人を誅す○二、二○、改元○三月幕府、在京諸侯に國是確立の意見を徵す○駒井信興を神奈川奉行とす○京都守衞を守護職、町奉行、新選組に命ず○一橋慶喜を禁裡守衞總督攝海防禦指揮を命ず○四月松平容保の京都守護職を復す○所司代稻葉正邦老中となり、松平定敬所司代となる○老中有馬道純罷む○勅して四事を幕府に諭す、家茂參內、新法十八條を奏聞す○五月家茂歸東す○幟仁親王、熾仁親王、九條道孝、鷹司輔政を國事御用掛とす○六月老中酒井忠績、同板倉勝靜罷む○阿部正外老中となる○幕吏志士を京都池田屋に襲ふ○七月老中井上正直罷め諏訪忠誠老中となる○平野國臣（三七）等三十三人獄死○志士眞木和泉自刄す（五二）○八月松平宗秀老中となる○九月參覲交替の制を復す○川路聖謨外國奉行となる○十月本多忠民老中となる○十一月老中格松前崇廣老中となる。
軍事	五月長州下關守備兵佛船を砲擊す○六月下關守備兵外國汽船を砲擊す○長州藩士米艦を下關に砲擊す、米艦應戰長艦二隻を擊沈す○佛艦下關を砲擊し砲臺を陷る○七月英艦薩摩汽船を奪ふ○薩藩英艦と鹿兒島灣に砲戰し多大の損害を與ふ○八月藤本鐵石等中山忠光を奉じて義兵を大和五條に擧げ代官鈴木源內を梟す○大和義徒高取藩主植村家保と戰ひ敗戰す○十月平野國臣等但馬生野に兵を擧ぐ○十一月江戶城本丸燒く。			三月水戶藩士藤田小四郞等兵を筑波山に擧ぐ○五月海軍操練所を神戶に置く勝安芳之を督す○七月田沼玄蕃頭をして常、野の賊を討たしむ○長藩家老福原越後等兵を擁して禁闕蛤御門を侵す、會薩等の兵之を擊退す（蛤御門の變）○八月幕府、長州征伐を令し德川慶勝を征長總督とす○長州藩、英米佛蘭の聯合艦隊と下關に戰ふ○九月征長總督德川慶勝軍事を大阪に議す○下關砲擊の償金を四國公使に授く○十一月長藩三家老を斬り恭順の意を表す○橫須賀に造船所を設く○武田耕雲齋等松本、高崎の藩兵と戰ひ之を敗る○十二月武田耕雲齋等金澤藩に就きて降る。
文藝	言（主膳）歿す（四八）○六月榎本武揚等に隨行して醫師林研海、伊東玄伯、洋書調所教授西周、津田眞道等海外留學をなす、九月出發○七月儒者羽倉簡堂（用九）歿す○儒者大橋訥庵（順藏）歿す（四七）○戲作者二世烏亭焉馬歿す○八月歌人熊谷直好歿す（八一）○畫家岡本秋暉歿す（五六）（一元年九月、七十八）○閏八月儒成島司直歿す（八五）○畫家小田百谷（海僊）歿す（七八）○九月醫大槻俊齋歿す○十月儒藤森弘庵歿す（六三）○福山藩儒小島成齋歿す（六七）○十二月戲作者松亭金水歿す○是歲洋書取調所よりバタビヤ新聞發行。	五月畫家今泉（岡田）爲恭歿す○畫家貫名海屋歿す（八六）○六月醫緖方洪庵歿す（五四）○醫箕作阮甫歿す（六五）○七月國學者山崎美成歿す（六七）○儒者會澤正志（安）歿す（八二）○八月國學者鈴木重胤歿す（五二）○儒廣瀨旭窓歿す（五七）○是月洋書調所を更に開成所と改め新に數理局を設く○九月藤本鐵石歿す（四七）○儒者松本奎堂自殺す（三四）○十一月國學者六人部是香歿す（五八）○十二月國學者萩原廣道歿す（五二）○是歲國學者西田直養歿す。		正月水戶藩儒豐田天功（亮）歿す（六〇）○國學者中島廣足歿す（七三）○七月佐久間象山害死（五四）○八月國學者前田夏蔭歿す（七二）○畫家福田半香歿す（六二）○十二月三代歌川豐國歿す（七九）○是歲岸田吟香始めて新聞紙を橫濱に發行す。
雜				

日本紀元 年號干支 耶蘇紀元	二五二五 慶應元 乙丑 1865	二五二六 同二 丙寅 1866	二五二七 同三 丁卯 1867
皇室	五月山城の諸陵修理竣功す、柳原光愛を遣して奉幣せしむ。	一二、二五、孝明天皇崩御(寶算三六)	正、九、睦仁親王踐祚(御年一六)○二月大行天皇を孝明天皇と追諡す○六月藤原美子女御宣下○十月勅使を孝明天皇御陵に遣し王政復古を告げ給ふ。
神祇			
佛教	六月祇園會再興。	四月本願寺學林假講堂を建立す。	三月西大谷祖廟及二天門燒く○五月上野寬永寺火く○六月西大谷祖廟重建を始む○十二月各法親王に復飾せしむ○禁中の佛寺諸式を廢す。
政治	正月三條實美以下諸卿筑前に移る○諸侯參覲交替の期妻子江戸居住を舊制に復す(一)二月酒井忠績を大老とす○福岡藩三條實美以下を太宰府に移し薩摩、熊本、佐賀、久留米の四藩と之を護る○四、七、改元○是月老中牧野忠恭、稻葉正邦、諏訪忠誠を罷む○松平康直老中となる○庄内藩主酒井忠篤を江戸警衛とす○外國奉行柴田剛中を佛國に遣して軍制を調査せしむ○五月瑞西國と條約締結○將軍家茂上洛の途に就く○閏五月家茂大坂城に入る○土佐藩士武市半平太自刄す(二七)○幕府米價高値により米及雜穀の自由販賣をなさしむ○六月五年毎に各藩の產物を朝廷に奉らしむ○七月長藩士井上聞多、薩藩士小松帶刀、大久保利通、西鄕隆盛、土藩士中岡愼太郎等薩長兩藩の融和を圖る○九月蘭米軍艦九隻大坂灣に入り江戸、大坂、新潟開港を請ふ○英艦大坂に來り本條約勅許を得んことを請ふ○九、二三、老中阿部正外各國公使と接衝して二十六日を以て確答せんと約す○是月老中阿部正外、松前崇廣罷む○幕府大坂城に兵庫開港の可否を議す○十月將軍家茂辭し一橋慶喜を嗣たらしめんと奏す許さず○一○、五、一橋慶喜、松平容保等連署して條約の勅許を請ふ、卽夜横濱、長崎、函館の三港を勅許す○一○、七、朝廷幕府をして諸侯を京都に招き對外處置を議せしめ給ふ○老中松平康直罷む○板倉勝靜、小笠原長行老中となる○十一月大老酒井忠績罷む○毛利敬親父子の罪狀糺問せらる○井上正直老中となる○物價調節のため諸色會所を設く○十二月老中本多忠民罷む。	正月將軍家茂、老中板倉勝靜、小笠原長行を上京せしめ一橋慶喜、松平容保と長州處分を議せしむ○錢拂底に附眞鍮錢の文久小錢の小步增通行を令す○西鄕盛、小松帶刀、坂本龍馬等薩長同盟の約を定む○四月稻葉正邦老中となる○五月毛利敬親父子蟄居削封を命ぜらる○六月老中水野忠精、井上正直罷む○白國と假條約を結ぶ○七月水野忠誠老中となる○伊太利と假條約を結ぶ○七、二○、將軍家茂大坂に薨ず(二一)○(八、二○、發表)昭德院と諡す○八月一橋慶喜を宗家相續者とす○慶喜征長を中止し大藩諸侯を召して事を議せんと請ふ朝廷之を許す○九月小出秀實等を露國に遣す○十月在京諸侯參内して德川慶喜を將軍たらしめんと請ふ○老中小笠原長行罷む○老中水野忠誠歿す○十一月外國奉行粟本鋤雲を佛國駐在とす○小笠原長行老中となる○勘定吟役小野友五郎を米國に遣す○十二月德川慶喜將軍宣下、正二位權大納言に任ぜらる○一二、七、丁抹と假條約を結ぶ○是月英國水師提督キング下關に於て毛利敬親と會見す○關白二條齊敬罷む○山陵奉行戸田忠至山陵の制度を調查す。	正月二條齊敬攝政となる○二月關東郡代を廢す○外國奉行小出秀實露都に於て樺太の雜居條約を結ぶ○三月將軍慶喜各國公使を引見す○四月志士高杉晋作歿す(二九)○朝議防長處分を寬にし、兵庫開港を許す○六月老中井上正直罷む○七月前將軍家茂に正一位太政大臣を追贈す○幕府、諸國關所通行の令を定む○八月白國と本條約締結○九月葡普瑞伊と本條約締結○幕府、老中以下諸役金を定め足高以下の制、を廢す○松平定昭老中となる翌月罷む○十月山内豐信、慶喜に書を呈し王政復古を建言す○討幕の密勅を薩長二藩に下す○一○、一四、慶喜參內、政權奉還を奏請し勅許○慶喜征夷大將軍を辭す○十一月志士坂本龍馬(三三)中岡愼太郎(三○)京都の客舍に刺殺せらる○十二月○酒井忠惇老中となる○兵庫開港大阪開市を勅許せらる○三條實美、毛利敬親等の官位を復し入京を許す○一二、九、王政復古の大詔を發せらる、攝政、關白、征夷大將軍、議奏、傳奏、國事掛、守護職、所司代等を廢し、新に總裁、議定、參與の三職を置く○是月川路聖謨卒す(五九)
軍事	正月長州藩士高杉晋作等擧兵○毛利敬親父子の服罪により將軍家茂進發を停止す○二月水戸藩士田丸稻之衛門、武田耕雲齋、藤田小四郎以下八百餘人を敦賀に刑す○德川慶勝、松平茂昭參内して毛利敬親父子服罪の狀を奏す○四月幕府長州再征の師を起し德川茂德、德川茂承を長州再征の正副總督とす○五月幕府征長の軍令を諸侯に頒つ○七月露兵百十餘人樺太に砲台を築く○九月佛公使ロセス各國協力して長州を討たんことを請ふ。	正月砲術家高島秋帆歿す(六九)○五月米價騰貴に付大坂窮民蜂起米商を襲ふ○府兵諸藩兵之を鎭定す○六月朝廷長州藩服罪せざるを以て問罪の師を起さしむ○是月幕府長州と兵を交ふ○九月勅諚により征長軍を停止す○十月講武所を陸軍所と改稱し旗本家人に砲術を學ばしむ。	正月幕府、征長の兵を解かしむ○是歲陸軍所に步騎砲三兵、士官傳習志願者を募り、又海軍所に英人を雇ひて航海術を教授せしむ○十二月江戸城災す。
文藝	四月畫家谷口月窓歿す(九一)○閏五月本草家飯沼慾齋歿す(八四)○七月儒齋藤拙堂(正謙)歿す(六九)○十一月歌人香川景恒歿す○十二月歌人平賀元義歿す(六五)○福澤諭吉慶應義塾を江戸に設く。	二月畫家池田孤村歿す○四月海外留學を許さる○五月四代市川小團次歿す○七月詩人藤井竹外歿す(七〇)○九月儒海保漁村歿す(六九)○十二月黑川春村歿す(六八)○是年松本良順萬國公法を上覽に供す	三月詩人河野鐵兜歿す(四三)○哥人安藤野雁歿す(五八)○八月儒鹽谷宕陰(世弘)歿す(五九)○十月草場佩川(韡)歿す(八一)○十一月歌人野村望東尼歿す(六二)
雜		十一月江戸大火。	

第一卷 文學博士 三上參次 序文
第二卷 文學博士 黑板勝美 序文
第三卷 文學博士 喜田貞吉 序文
第四卷 文學博士 辻善之助 序文
第五卷 未定 序文

編輯 帝室博物館鑑査官 入田整三
編輯 圖書寮編修官 田邊勝哉
編輯 煙村 小川多一郎

昭和七年八月二十日印刷
昭和七年八月三十日發行
第二回配本

編輯者 國史大圖鑑編輯所
東京市京橋區京橋二丁目十一番地
發行者 株式會社 吉川弘文館
取締役社長 林讓
東京市本鄉區森川町七十五番地
印刷者 櫻井庄吉
東京市芝區愛宕町三丁目三十二番地
印刷所 東京プロセス社
發行所
東京市京橋區京橋二丁目
株式會社 吉川弘文館
電話京橋(56)〇一四一・〇五六五番
振替貯金東京第二四四番

3G－10

所　込　申

東京市日本橋區吳服橋二丁目
株式會社　林平書店
電話日本橋〇七七六・七七七番
振替貯金東京二三七一番

大坂市東區北久太郎町四丁目
合資會社　柳原書店
電話船場四一四番
振替大阪二三一番

名古屋市西區下長者町四丁目
合資會社　川瀨書店
電話東一七五番
振替名古屋五六三番

東京市牛込區矢來町十一番地
國際美術社
電話牛込五二三九番
振替東京二九〇二一番
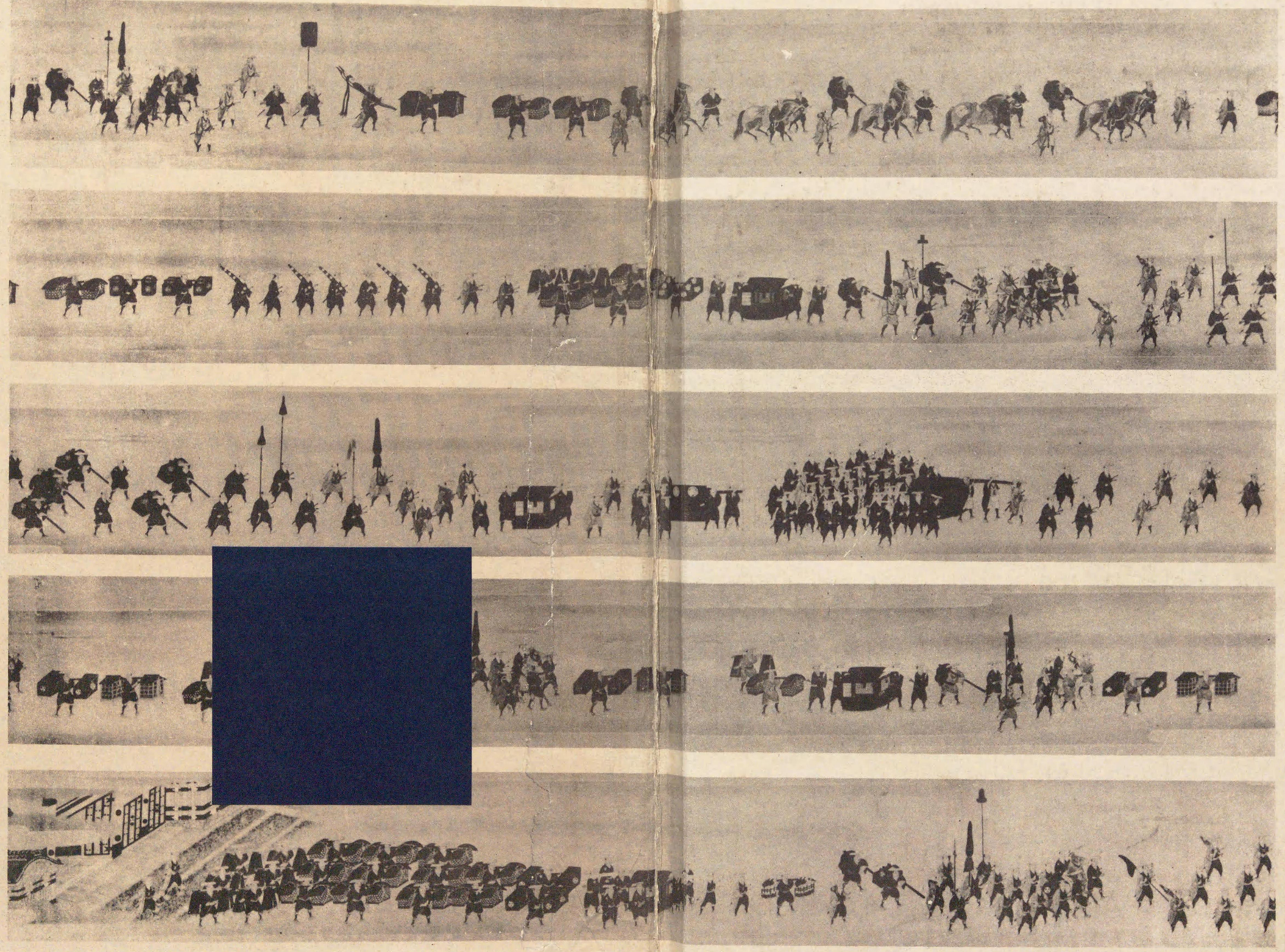
J112G7